

会報

第67号

国立大学協会

昭和50年2月

会 報

(第 67 号)

目 次

- 中国の漢字……………鐘ヶ江信光…(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事録

- (1) 理事会(49.10.31)……………(7)
 - (2) 第55回総会(49.11.13)……………(16)
 - (3) 第22回事務連絡会議(49.11.15)……………(27)
 - (4) 第1常置委員会(49.12.13)……………(32)
 - (5) 第2常置委員会(49.11.11)……………(37)
 - (6) 第3常置委員会(49.10.24)……………(41)
 - (7) 第4常置委員会(49.11.12)……………(45)
 - (8) 第5常置委員会(49.10.24)……………(47)
 - (9) 第5常置委員会(49.12.13)……………(48)
 - (10) 新設大学拡充特別委員会
(49.11.12)……………(51)
 - (11) 教員養成特別委員会(49.10.21)……………(56)
 - (12) 特別会計制度協議会(49.12.20)……………(59)
 - (13) 西独学長招待準備委員会
(49.11.12)……………(61)
 - (14) 実施方法等調査専門委員会
(49.10.9)……………(65)
 - (15) 実施方法等調査専門委員会・地区
試験実施委員長会議(49.11.6)……………(67)
 - (16) 試験問題実地研究中央実施本部の
状況要旨(49.11.23~24)……………(67)
2. 諸会合……………(71)
3. 第55回総会国立大学協会事業報告書…(72)

B 資料等

- (1) 国立大学の授業料増額について
(事務連絡(1))(49.12.25)……………(81)
- (2) 国立大学の授業料増額について
(事務連絡②)(49.12.26)……………(81)
- (3) 国立大学の学費改定について(事
務連絡(3))(50.1.7)……………(81)
- (4) 国立大学の学費改定について(事
務連絡(4))(50.1.9)……………(82)
- (5) 大学卒業予定者のための就職推薦
選考開始時期等について(通知)
(50.1.10)……………(82)

C その他

- (1) 学長等の異動について……………(85)
 - (2) 国立大学協会事務局長の交代につ
いて……………(85)
 - (3) 寄贈図書……………(85)
- 窓
- ことわざと女の生活……………(78)
 - ネバダ大学における夏季研修に
ついて……………(79)
 - 東京大学農学部附属北海道演習
林について……………(84)
 - 絵画風土記……………(86)

中国の漢字

鐘ヶ江 信 光

戦後の日本で漢字制限や仮名づかい問題などを中心とする国語問題が大きくとりあげられ、中でも漢字制限から教育漢字が制定されたり、人名用字に多くの制限が加えられたり、そしてその制限が少しくゆるめられるなど、試行錯誤が試みられています。一方漢字の本家である中国自身でも漢字問題が文化・教育の面での大きな課題として今日に至っています。少しく中国でのこの問題の様子をお話しして御参考にでもなれば、と思う次第です。

国語の専門家に限らず日本で中国の漢字について多くの関心を寄せられているのは、一つには日本人で中国語を解する人口が極めて多く、中国語に関連して中国の漢字について奇異な感じを持つ人が少なくないことも一つの理由になっていましょう。確かに、日本において外国語とは即ち英語のことと考えられる程英語は普及しましたが、英語について多くの人口を持つ外国語はフランス語でもドイツ語でもなく中国語ではなからうかと思えます。その程度の高さ低さは別として、知っているというだけでは中国語人口は極めて多いようです。戦前の「満州」に住んだ人々、中国に住んだ人々、更に第二次世界戦争で中国生活を経験した人々など、低度ではありますが極めて多くの日本人が中国語に親しんだのでして、それらの人々が最近の中国の漢字をみて、今まで見たこともない変りように驚いたのです。

確かに現在の中国大陸での漢字は、新聞やテレビに出る歓迎の横幕一つをみても読めない漢字が余りにも多く面食うわけです。これは大陸で行われた漢字の改革の結果で、恐らく中国の歴史の中でも特筆される一つの時代を作ったものといえましょう。

でもこれを歴史的に見ますと秦の始皇帝が天下を統一して文化的大事業として断行した文字改革と共通した点——政治と文化の一体を思わせられるのであります。始皇帝の焚書坑儒が非文化的・悪虐無道の代表として悪名を残していますが、実は始皇帝に対する評価は久しく正当を欠いていたのでして、特に日本では非道を行った代表的権力者としてのイメージが強いのですが、実は文化の面で歴史的な大事業を完成させた人物なのです。戦国時代で列強割拠の時代で、文字についていうと各国ともまちまちなものを使用していた時代で、彼は天下統一の余勢をかって文化的事業に手をつけ、まちまちな文字を統一していわゆる小篆文字を制定し、中国の漢字文化に一大功績を残したのです。今日批林批孔に関連して中国では始皇帝が見直されていますが、そうした思想問題を離れても文化面において彼を再評価してあげないのは些か気の毒な気がします。

話は少し広がりますが、中国では漢字とは別に、中国語、中国のことば自体の統一が成功しつつありまして、方言になやまされた中国が、ことばの統一という歴史始まって以来の大事業が着々前進しつつありまして、これも政治と文化の一体性を証明していることといえましょう。ことばの統一とい

う点では、大陸に限らず台湾における中国語も標準語による統一が進んでおり、正に中国歴史始つて以来の言語統一が完成されようとしているわけです。これらの成功は政治の統一とともにもう一つ絶対的な条件として情報化時代の助けという点を忘れることはできないでしょう。活字・出版・ラジオ・テレビなどの伝達工具の発達など新しいものの出現がこれらの成功を促進したといえましょう。同じことを古代の中国でみると、篆書から隸書に改革されたのも、それまでの刀刻による文字が毛筆の発明によって始めて可能であったわけで、これらの文化の大変革が政治と科学の発達の二面の支えによって大きな前進をみることを、文字改革や言語改革の面でも教えていくべき次第です。

さて漢字改革問題がわき道にそれましたが、中国の漢字問題は歴史の積み上げの中で歴大な漢字の累積となりました。紀元前12世紀～15世紀にその源を発したと考えられる甲骨文字から今日の楷書に至る間、社会文化の前進を支える役を果たした漢字は一体どのくらいの数になっているのでしょうか。厳密に数えることは不可能に近いのですが、中国最古の字典といわれる説文解字（2世紀の始め）には既に9,353字が収録されており、当時の文化の高さを思わせられます。ついで清の康熙字典には42,174文字、更に日本の諸橋轍次博士の大漢和辞典には48,902文字が収録されています。その後中国に簡体字が作られたり化学物質を示す漢字ができたりしていますから、漢字の数は優に5万を越すこととなります。

「果」で示されるものに草冠をつけて「菓」の字を作ったり、「嘗」を細分して口偏をつけて「嗜」の字を作ったり、馬とろばをあわせて作った動物に「騾」と名づけてみたり、文化の多様性にこたえて漢字は多様化しました。ある程度こうした増加は今後とも考えられますが、今では新しい概念を示すためには、新しい漢字を作るよりも、既成の漢字を二字三字連ねて新語を作る方向に変わっています。つまり中国語が、昔は一つの漢字が一つのことばを代表した姿が、今では語を表わすために漢字が組み合わされる方向になっていて、漢字とことばの関係が変化をきたしているのです。

5万の漢字を習得する事は殆んど不可能に近いことといわねばなりません。漢字の増加という現象と一方では漢字の簡略化ということが並行して自然的に発生し、五百年位前から既に多くの略字が通用しておりました。文化が特殊階級の独占物であった時代から、現代のように大衆のものになった時代に、中国の漢字が大衆化されることの必然性は当然考えられることで、現在の大陸における漢字の簡略化は、日本における文字改革よりも更に切実な問題であるわけです。

中国の漢字問題は二つの問題を持ちます。第一は5万という数の漢字の中で必要な漢字はどの位かということ、第二には筆画の多い漢字をどのように簡略化するか、という問題です。

第一の問題についていうと、いわゆる漢和大辞典などは5万の漢字が採録されますが、中国のことばの辞典とすれば1万余りの漢字が収められているのが普通です。然しその1万の中にも地名人名など極くたまにしか使用しないものを含み、日常の新聞雑誌などの用に足りるのはもっと少なくないのです。1952年に中国で出た同音字典というのには10,503文字が出ていますが、同年に常用字として指定されたのは2千文字となっています。更に細別すると一等常用字1,010字、二等常用字490字、補足として500字が定められ、合計2,000文字で現在の出版物の95%がよめるめどにしたものです。

素朴な疑問として、5万の漢字があるのに2千の漢字で日常の用が足せるということは余りにもそ

の落差が大きすぎて、果して可能なのか、という疑問が生まれましょう。正鶴を得た疑問ですが、実は漢字の問題は漢字だけの問題ではなくて、ことばや文章との関わりの中で考えられ処理されるべきもので、文章を従来通りのむづかしいいわゆる漢文を用いていたのではとても2千の漢字では用は足りません。中国では漢字の簡略化が問題になる前に、既に文体の問題が永年にわたって言語問題の一つとしてとりあげられていまして、文語文と口語文の争いとなり、文語文の持つ格調の高さと優秀性を認めつつも、結局は大衆のためという観点から、中国の文章は口語文によることとなったのでして、易しいことばを用いて文を書く方向になりました。このことが漢字の数を減らす事に役立ち、2千の漢字で95%の出版物がよめるということになったわけです。

第二の問題、即ち漢字の筆画を減らして簡略化する問題、これが現在一応の作業を終えた段階で、簡略化された漢字を簡体字と呼び、これは略字ではなくて、正式の漢字として制定されたのです。一般の人々が変わった変わったといって驚いているのがこの簡体字なのです。

現在の中国漢字改革は1951年毛沢東主席の指示がその出発点となっています。その指示の方向は漢字を改めてローマ字によるもの、とされていますが、そこに至るまでにまず漢字を簡略化することから始める、というのが中国の漢字改革の基本姿勢であるのです。ローマ字化へのきざしは一時的に試みられましたが、現在では一応その点は休止状態で専ら漢字の簡略化への努力が試みられ一応の着落をみた現状であります。

1951年の毛沢東指示をうけて52年には委員会が設けられ、56年には案が作成され、64年には簡体字が正式に発表されたのです。委員会が発足して12年で決定されたこととなります。基本的なものは515文字ですが、互いに偏と旁の簡略化によって合計2,238の漢字が簡体字として制定されたこととなります。「言」を偏として用いる場合すべて「讠」で示し、「糸」を偏として用いる場合すべて「纟」を用いるなどによって2,238文字が簡略化されたこととなります。いくつかの原理を知ればすべて類推できるので、見た眼には一時奇異にうつりますが慣れれば極めて簡単であります。

その結果、16画の漢字は平均8画に、19画の漢字は平均11画になり、児童教育・社会教育にかなりの負担軽減をもたらしました。1964年にはその普及のため6,196文字（簡体字や異体字の整理その他を含めて）の印刷用の漢字文形表を作成して標準印刷体を作って印刷物の統一を果したわけです。

最後に簡体字そのものについて簡単に述べることにします。

試みに従来の漢字（簡体字に対して繁体字という）と簡体字を対照させてみましょう（右が簡体字）。

a 雲——云	電——电
b 雖——虽	務——务
c 遠——远	運——运
d 機——机	乾——干
e 掃——扫	奪——夺
f 辦——办	鷄——鸡
g 筆——笔	竈——灶

h 東—东 為—为

簡体字の造字法によって8種にわけて例をあげましたが、

aは形声文字の表意部をとり去って表音部を残したもの。

bは形声文字の表音部をとり去って表意部を残したもの。

cは形声文字の偏または旁を簡略化したもの。

dは同音の別字（画の少ないもの）で充当したもの。

eは合意文字の部分的省略によるもの。

fは記号的なもので部分的に代替させたもの。

gは意味から考えて新しく造ったかんたんな合意文字。

hは草書を加味したもの。

以上8種類に分類されますが、簡体字の中には古来用いられていたものや近時民間で用いられていたものなども多く、漢字の簡略化という自然の流れを、新時代にそくして人為的にその変化の歯車を早めて整理したということができます。

以上見てわかるように、中国の漢字の簡略化は8原則の上から立って進められたのに対し、日本のそれは主として筆画を僅かながら減らすというだけの立場で進められており、日中両国の略字を統一するという事は現状では望み得ないことでしょう。まして中国ではこの簡略化を更に今後も推し進めて、あらゆる漢字を10画以内にしようとする計画さえあり、日中共通であった漢字はその距離を広げて行き、両国は似て非なる漢字の国と相成ることでしょう。「同文同種」の「文」とは文章ではなく文字のことですが（もともと文字の「文」とは象形指事などの文字を指し、「字」とは合意形声などの文字をいい、あわせて文字と称する）やがて日中間の親しい関係を示すことばとして用いられていた「同文同種」ということばもすたれたものになる時代が到来するかも知れません。

（筆者 東京外国語大学長）

事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和49年10月31日(木) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯各副会長

丹羽, 石原, 川上, 大山, 桜場, 芦田

(淳), 釜洞(代音在), 小島, 芦田(謙)

山岡, 池田, 黒田各理事

谷田, 広根, 後藤各常置委員会委員長

林会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶があり、引続いて釜洞理事(大阪大学)の代理として出席された音在教授の紹介があった。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があり、前回(9月13日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議 事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

- (1) 昭和50年度予算に関する要望書ならびに物価高騰に伴う補正予算に関する要望について

昭和50年度予算に関する要望書については、去る6月開催の第54回総会の際、その案文ならびに提出の時期について会長と第6常置委員会に一任されていたが、去る9月26日開催の第6常置委員会において成案を協議した。

また物価高騰に伴う補正予算に関する要

望については、同じく第54回総会の際要望書を決議し関係方面に提出したが、その後の引続く諸物価の高騰にかんがみ、再要望する必要が認められたので、以上の2件に関し、去る10月4日岡本副会長、都留第6常置委員会委員長と私が同行して、高木大蔵事務次官、平井行政管理庁事務次官ならびに岩間文部事務次官を訪問し要望した。なお、例年予算に関する要望書は文部、大蔵両省に提出していたが、本年は定員削減問題の関係もあり行政管理庁にも提出した。以上のことは去る10月5日付取敢えず文書をもって各大学長に報告したが、改めてご報告して追認をお願いしたい。(承認)

- (2) 西独学長招待について

西独招待学長の一行は予定どおり去る9月30日来日し、文部省、学術会議、学術振興会等の学術諸機関を訪問したのち、国内各地の12大学の見学と交歓を行い、去る10月20日無事離日した。各大学の協力により、両国大学間の親善に効果をあげ得たことをこの機会にご報告してお礼を申しあげる。

- (3) 当協会に対する要望書等について

前回の理事会以後当協会に対する要望書は別紙資料のとおりであり、関係委員会にそれぞれ回付したのでご了承願いたい。なお、この度は入試期一本化問題に関する高校側からの要望が大部分であった。

- (4) 定員削減について

前回の理事会の定員削減に関する文部省

照会事項について、その後の経過を事務局より報告する。

これについて丁子事務局次長より次のとおり報告があった。

前回の理事会における定員削減問題に関する論議の状況は議事要録所載のとおりであるが、その要旨をまとめたのが別紙「第3次定員削減計画に関し更に文部省の確認を要する事項」である。その確認を要する事項とは①第1次、第2次定員削減に際して一部の省庁では積残しがあるとのことであるが、その経緯を明らかにしてほしいこと。②第3次定員削減計画において職種の分類によってその削減率がおおの異なるが、この職種分類は国立学校関係も各省庁関係も共通のものであるかどうか。もし、これが共通の分類であるとする、国立学校関係の第4分類、第3分類以外の大多数の大学職員の削減率は他省庁における平均3%に比して厳しい削減率となるが、その点の実情について明らかにしてほしいこと。③この定員削減計画を遂行するに当たって大学職員の職種を更に検討し、できるだけ有利な分類の方に格上げする措置を講ずるとの話であるが、国立学校関係全体の削減の総枠が動かない限り全体的に有利な結果にはなり得ないと思われる。この削減総枠が動き得るものかどうかについて明らかにしてほしいこと。以上の3点が確認を要する事項として取りあげられたものである。これについて過日文部省の清水官房長、松浦人事課長に面会しその説明を伺った。その説明を要約したものが別紙の「報告要旨」であり、以下のような内容のものである。

(i) 第1次および第2次定員削減の際省庁によってある程度の積残しがあったことは事実である。このたびの定員削減計画は、無理にやめさせてまで実施するという性格のものでないので、職員構成が片寄っていて退職者が少なく反面ある程度の新規採用をどうしてもせざるを得ないような場合に、結局積残しが出ることになる。しかしこれは、今後当該省庁が行政管理庁と協議して最終的には削減するとのことである。

(ii) ①第3次定員削減計画においては、職種による分類方法ならびにその各削減率は各省庁共通である。

②従って、第1分類に属する一般事務職員は各省庁とも同じく6.5%であり、同一職種に属するものが、省庁によりあるいは高率になり、あるいは低率になるというのではない。文部省全体として低率となっているのは、教官等第4分類に属するものや第2または第3分類に属する職種のものが多数あったためであるが、そのしわ寄せが第1分類を高率にしているのではない。

(行政管理庁からは初め相当多数の削減が割当てられたが、文部省は、国立学校の特殊性から種々折衝を重ね、教官等の0%を始めなるべく低い削減率の分類に組替えるよう努力した結果、最終的に、2.1%、2,350名に落ち着いたものである。)

③文部省と行政管理庁との申合せの段階では、大学の特殊性を考慮して出来得る限り低い削減率にしようということであったが、その結果落ち着いたものが、2.1%であり、2,350名なのである。

第3次定員削減率3%というのは、文部省関係（全体として）2.14%や厚生省関係

2.22%を含めて各省庁全体の平均が3%になったものである。

以上のような報告があったのち、鶴田事務局長よりこの問題に関して次のような説明があった。

前回の理事会でこの定員削減問題について説明した際に、国立学校関係の削減人員2,350人は文部省と行政管理庁との折衝により更に軽減される可能性があるよう話したが、これは私の思い違いであって当初行政管理庁から割当てられた2,700人を種々折衝の結果2,350人に減らすことができたというのが真相であるので、この点よろしくご了承頂きたい。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協 議

(1) 滋賀医科大学の当協会加入とその関連事項について

1) 当協会加入について

会長より、去る10月1日より開校された滋賀医科大学より当協会加入の申し入れがあるので、その加入について総会に付議してよろしいか、と諮られ、異議なく承認された。

2) 滋賀医科大学の国立大学協会加入に伴い「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

会長より、滋賀医科大学の当協会加入に伴い、当協会の関係規則を改正する必要があるので別紙資料についてお諮りしたい、と述べられ、ついで丁子事務局次長より同資料の朗読があり、異議なく原案を承認した。

(2) 昭和50年度国立大学協会会費について

1) 来年度国立大学協会歳入歳出予算見込額調について

2) 国立大学協会会費の基準の改正について

会長より、最近の相継ぐ諸物価の値上りと本年度の給与改訂に伴い、当協会の財政につき検討の要を生じたので、昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算見込額について説明を申し上げ、これに対応する会費基準の改正についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで事務局次長よりこのことに関し次のとおり説明があった。

当協会の会費基準の改正の手続は、従来の慣例により、まず事務局次長会議で選出した幹事によって構成される「幹事会」の意見をきき、その上で理事会に諮り、更に総会の承認を得るという手続となっている。なお、附带的に総会後に開かれる各大学の事務局長の集りである事務連絡会議の了承をも得ることになっている。そして、以上の手続を経たのち文部省の承認を得て決定されることになる。従って今回提案の昭和50年度会費の改訂については来る11月13日開催の総会に諮らなければならない事情にある。

この50年度からの会費値上げのことについては、昨年12月開催の第53回総会における和歌山大学長からの会費基準改正の提案に関連して開かれた幹事会(49.2.25)、理事会(49.3.1)での会費基準についての検討の際に附随して提案を行い、一応のご了承を得た。それで、その結果に基づき去る6月開催の第54回総会および第21回事務連絡会議においてもその由をお伝えした。そ

のような次第で、会費基準の問題に関する詳細な説明は本日は省略させて頂き、本題の会費基準の改正—会費増額の問題についてその理由と内容をご説明したい。

最近諸物価の高騰・諸給与の増額等のためその所要経費が著しく増加したため、今回昭和49年度国立大学協会歳入・歳出決算見込額調(資料9)により昭和49年度における歳出見込額を推計し、これを基本として昭和50年度国立大学協会歳入・歳出予算見込額調(資料10)を推計した結果、経費の不足を生ずるので昭和50年度において「学部数による負担額」を一学部当たり2万円の増額をしようとするものである。(資料11昭和50年度会費増額調参照)

なお、今回増額に際し「学部数による負担額」としたのは、資料8の「国立大学協会会費額決定の経過」の第3項により「校費決算額による負担額」を設けた際の経緯を勘案し「学部数による負担額」との権衡を考慮して、資料13の「国立大学協会会費の基準改正(案)」のとおり増額しようとするものである。

以上の説明に対し次のような質疑応答が行われた。

○ 「学部当りの負担額」を増額することに反対意見はなかったか。

△ そのことについては予て幹事会、理事会、総会および事務連絡会議でも話しをしてあり、特に反対意見はなかったように思う。「大学当りの会費基本額」を増額しても、大学の数が限られているので大した増額が見込まれない。また、この「学部数による負担額」を増額することで「決算額による負担額」との割合のバランスも調整さ

れるのではないかと思う。

○ 会費の基準を考える場合には二つの基本原理がある。一つは各大学平等という観点であり、令一つは各大学の予算の規模に相応するものとするという考え方である。そうになると、どちらかにウエイトがかかることになる。

○ 学部当たりというのは教養部は含めていないのか。

△ 教養部は含んでいない。

○ 50年度のベースアップ率を46~48年度の平均12.59%としているのは少し甘い予想ではないか。

△ もっと高い率になるかもしれないが、今のところでは見当がつかないので一応の拠所として立てたものである。

概ね以上のような質疑応答があったのち、会長より次のとおり述べられ、異議なく承認された。

この会費基準改正の問題についてはいろいろご意見もあることと思うが、事情やむをえないものがあると思われる。値上げの仕方についても種々な方法があると思うが、一応この改正案を総会に提出したいのでよろしくお願ひしたい。

(3) 第55回総会日程について

会長より、来る11月13日、14日の両日開催の第55回総会は資料14の日程によって運営してよろしいかと諮られ、これについて丁子事務局次長より資料に基づき説明があり、異議なくこれを承認した。

(4) 学長懇談会の運営について

会長より、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営について、もし特別のご意見がなければ、前例により司会を会長、両

副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について自由討議を行うこととしてはどうであろうか、と諮られ、異議なく了承された。

(5) 第56回総会の日時、場所等について

会長より、第56回総会の日時、場所等について、会場借用の都合もあり、資料15のとおり50年6月16日(月)17日(火)の両日国立教育会館で開催することによろしいか、と諮られ、異議なく了承された(事務連絡会議は6月19日(木)神田の学士会館で開催)。

(6) 国際大学協会モスクワ大会出席オブザーバーの推せんについて

このことについて会長より次のとおり述べられた。

国際大学協会から当協会に対し来年度開催されるモスクワ大会の出席についてオブザーバー推せん方の依頼があったのでお諮りする。この国際大学協会には協力校というのがあり、その中から大会出席者が出るが、それ以外にオブザーバーの参加も認められており、そのオブザーバーの推せん方の依頼である。その資格は国大協の会員ということであるが、学長でなくても差支えない。旅費は自弁であり、出席希望者は11月20日までに回答することになっている。以上のようなことであるのでご了承下さい。

これに対し、国際大学協会の加盟校以外の大学に対し希望者を照会することになった。

(7) 特別委員会教員委員の選任について

このことについて丁子事務局次長より次のとおり説明があり、異議なく承認され

た。

教員養成制度特別委員会では、この程「教育系大学・学部における大学院の問題」の調査研究を終り、次の課題である「教育系大学・学部の設置基準」の問題についての検討に入るが、今後行われる調査研究について委員長のアシスタントの意味で委員長の所属大学から教員委員を選出したいとの希望が出されたので、これの選任についてお諮りするものである。

(8) 委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長欠席のため代って大山委員より次のとおり報告があった。

第1常置委員会では二つの問題を取扱ってきた。その一つは大学間格差是正の問題であって、前回総会以来小委員会で検討を続けてきた。これは1972年11月に第1常置委員会格差是正小委員会が作成した中間報告を検討修正し、これを新設大学拡充特別委員会の方に引継ぐための作業であった。小委員会は8月以降数回開かれ、9月7日にはほぼ成案が得られたので、10月9日に加藤委員長が水戸部委員長に会い作業の引継ぎを行った。今一つの問題は、第6常置委員会から要望があった「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」についての検討であり、これについては特に小委員会を設け目下検討中である。

2) 第2常置委員会

谷田委員長より次のとおり報告があった。

本日特にご報告することはないが、来る11月の総会の際に、目下検討中の「身障者の大学受入れ問題」のとりまとめについて

の中間報告を口頭で行いたいと考えており、そのことを総会前日に開催する委員会で協議する予定にしている。

3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

第3常置委員会関係の事項について二つのことをご報告したい。その一つは昨年8月以来審議検討を続けてきた「課外活動中における学生の災害事故対策について」の問題である。この調査研究の報告書がこのほどまとまって目下印刷に付されており、その原案の一部をご参考までに本日お配りした。課外活動中における災害事故については大学側ではその対応策に苦慮しており、これに対し何らかの指針となるようなものが得られればと思ひ昨年よりこの問題に取りかかった。その際に第4常置委員会の方で取りあげている「正課中における学生の災害事故」に関する調査研究の状況をも参考にした。この課外活動中の災害事故の対応策を研究するについては、まずどのような事故が実際に起きているかを把握する必要があるので、各大学に対し45.4.1～48.9.30の過去3年半における災害事故の実態およびこれに対する大学側の対応措置等についてアンケートを行い回答を求めた。これに対し68大学より回答が寄せられたので、これを検討整理のうえ4つの項目にまとめ、更にこれに集計表を添付した。以上のような調査結果がまとまったので、これを総会に提出し採択を得たいと思うのでよろしくお願ひしたい。なお、この問題に関する将来の問題としては、クラブの顧問教官へのバックアップ、災害事故の救援措

置等について、今回の調査結果を基に然るべき方法で要望を行いたいと考えている。

次は明年度大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期の問題である。この問題については大学側はこれまで①就職事務は7月1日より前には一切行わない。②求人側に対する卒業予定者の推薦は10月1日以降実施を目途として行う。という申合せを行い、これの実現を推進してきた。しかし、いわゆる青田刈りの現象はあとをたたく大学側は苦慮していたが、一昨年、昨年は文部省、労働省の強力な推進があり、企業側の自粛もあって相当な成果があがった。これをふまえて明年度の方針についての打合せが去る10月7日文部省において開かれた。その節、中央雇用対策協議会からの要望として「就職のためにする学生の企業訪問の受付および就職説明会、就職案内の送付等の求人活動」は、本年は5月1日以降とされていたが、明年度はこれを6月1日以降としたい旨の提案が出された。この提案について過般の第3常置委員会で協議したが、これは従来の大学側の申合せの線に一步近づくことであるので結構であろうということになった。次回の就職問題懇談会は来る11月5日に開かれるので、これに出席して以上の委員会の趣旨を体して意見を述べたいと思うのでよろしくご了承願ひたい。

以上の説明により、上述の2件を了承した。

4) 第4常置委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

去る6月の総会に当委員会関係の学生の厚生に関する4つの要望書についてお諮り

し、承認を得たので関係方面にこれを提出した。それで、この要望事項のその後の経過についてご報告したい。

第1は正課中における学生の災害事故対策の問題である。これについては文部省においても本年度より本格的な調査研究を始め、過般各大学に対し災害事故の実態調査を行い、その結果の集計も出来上った。この実態調査は、当委員会が一昨年から昨年にかけて追跡調査をした実態調査とその調査基準が若干異なるが、その基準を調整して比較してみると、両者はほぼ同じような結果となっている。そのような実態をふまえ、その対策をどう推進して行くかについては、文部省にゲタをあずけた形となっているが、仲々容易でないようである。それで、これを促進するためのバックアップを頼まれたので、過日私が関係方面一学校安全会理事長、文部省の体育局長、同審議官、学校保健課長等を歴訪し、関係資料を基に事情を説明し実現方の協力をお願いした。なお、これの実現を進めるについては、文部省は関係者を集めて調査会のようなものをつくって具体的な詰めを行うことにしているが、これはまだ発足していない。

一方、この問題については他の方面での動きもみられる。それは全国大学院生協議会の運動で、早くからこの正課中の災害事故の問題を取りあげ、全額国家補償の主張を続けてきた。最近この全院協は全国大学の大学院生自治会に対しアンケートを行ったが、そのアンケートにこの問題についての詳しい説明が付されている。それを見ると、全院協のこの問題に対する方針に若干

の変化が現われており、この救済制度を早期に実現するために学生側が一部自己負担をしてもよいとの意向が示されている。そして、まずこの制度をスタートさせたのち、漸次全額国家負担の方向にもって行くという態度をとっている。なお、これは当面大学院生を主体として考えているが、今後学部学生をも含めたものに発展させて行く考えのようである。

以上が正課中における学生の災害事故対策の問題のその後の経過であるが、その他の3つの要望事項一「大学保健管理施設の増設・充実について(要望)」、「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」および「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」については、文部省の概算要求の中でどう動いているのか目下のところ分らない。

5) 第5常置委員会

後藤委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では予てより学術・教育の国際交流の促進を図るために外国人教員制度、外国人留学生制度および在外研究員制度等の改善を図る必要があるということで調査研究を続けてきたが、これを推進するには各大学における実情や意向をまず把握することが必要であると考え、昨年10月にアンケート調査を実施した。これに対し76大学全部から回答を頂いたので、そのまとめを行い、この程その報告書原案が出来上った。この報告書原案は目下印刷に回っているので、本日はその「まえがき」の部分だけを参考までにプリントしてお配りした。この報告書の内容はアンケートの各設問の

回答を集計し、その解説を付したものであるが、これを今度の総会に報告し採択を得たいと考えているのでよろしくお願ひしたい。なお、この外国人教員、外国人留学生および在外研究員に関する問題については、アンケートの結果をふまえて来年度予算に反映したいということで、去る6月10日の理事会、それに引続いて開催された6月18日の総会の承認を得て、要望書を関係方面に提出した。今度の報告書の内容は、その際に説明したとおりのものであるが、実態についての集計報告のほかに各大学より提出された意見もまとめてある。また、これについては行政統計の資料とも照合を行った。なお、この集計の一部に、設問の不備からやや不完全なものがあるが、今回の調査はこの問題についての大体の傾向を知るための調査であるので再調査は行わない考えである。(承認)

6) 教員養成制度特別委員会

飯島委員長に代って池田委員より次のとおり報告があった。

本特別委員会では47年11月に「教員養成制度に関する調査研究報告書」を発表した以後3つの課題を定めて検討を続けてきたが、その中の一つ「教育系大学・学部における大学院の問題」の調査研究がまとまったので、これを各大学に意見照会することを去る6月10日の理事会に諮り了承された。その後6月13日付をもって各大学にこの原案を送付し、9月15日期限で回答を求めた。その結果、68大学より回答があり、その中40大学から意見が寄せられた。各大学からの意見は、原案の基本線については殆んど全部が賛意を表していたが、内容の具

体的な面についてはいろいろな意見があった。それで、これを小委員会で検討し修正案をまとめて去る10月21日開催の特別委員会に諮り、別紙のような最終案がまとめられた。ついでこれを来る11月の総会に提出して了承を得、本特別委員会の調査研究報告書として公表したいので理事会のご承認を得たい。(承認)

7) 入試調査特別委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

実施方法等調査専門委員会の加藤委員長が欠席なので代って私から共通第一次試験の試験問題実地研究の現況について簡単にご報告したい。この試験問題実地研究は来る11月23、24の両日に全国7地区で実施されるが、その応募受験者数は3,048名ということである。これは予定人員の3,500名(各地区500名宛)には若干及ばない人数であるがまずまずの成績と思われる。この実地研究の実施については、これまで各専門委員会での準備を進めてきており、来る11月6日の地区試験実施委員長会議で実施に関する最終的な打合せが行われることになっている。この実地研究の実施主体となる中央実施本部はこの国大協の会議室に設置され、試験実施当日はそこに実施方法等調査専門委員会の加藤委員長始め6名の委員ならびにコンピューター専門委員会の小野委員長始め2名の委員の方々が詰められ、加藤委員長統裁のもとに全般的運営に当たることになっている。なお、このほか各科目別研究専門委員会からも責任者各1名が出向され、担当科目の試験実施時間中待機されることになっている。また、この

中央実施本部には、地区実施本部との連絡用のため直通電話5台を臨時に架設することになっている。以上が今回の実地研究についての現況であるが、この実地研究の実施に関する新聞発表については、今回の実地研究は共通第一次試験の調査研究の一環として行う性質のものである点に鑑み、この際特に記者会見は行わず、11月14日の総会終了後の記者会見の機会に簡単に紹介するつもりであるのでこの点ご了承頂きたい。なお、この実地研究実施のお世話を頂く各大学には何かとご面倒をおかけするがよろしくお願ひしたい。

8) 入試期特別委員会

相磯委員長より次のとおり報告があった。

国立大学の入試期の一本化の問題については前回(9月13日)の議事要録にもあるように、この問題についてのアンケートに対する各大学の回答結果をそのまま文部省に伝えた。アンケートの結果では一本化の方向が大勢を占めていたが、これに対して今のところ文部省の方からは何の連絡もないので、当委員会としてもその後何も行ってない。次に、この入試期一本化の問題についての国大協の調査結果に対する高校側の反応であるが、幾つかの府県の高校長会から国大協会長宛に要望書がきている。それらは大体同一趣旨のもので、要約すると、入試期一本化を51年度から実施することには反対である、ということである。そして、もし入試期を一本化するなら共通第一次試験と組み合わせて実施するよう考慮してほしいということ、また、どうしても入試期を一本化するなら来年高校に入学する生徒が

大学を受験する53年度以降からにしてほしいというような要望が述べられている。そのような要望が相当数きているが、これらのことは文部省の方で判断すべき問題であるので、国大協としては静観状態である。

9) 第1研究部会

芦田部会長より次のとおり報告があった。

会長から第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の検討方依頼の通知を貰ったので、この件について今日まで2回会議を開いた。第1回目はこの問題の全般の取扱いについて協議し、第6常置委員会より提出された資料にある検討要望事項の3つについて検討した。すなわち①職階制の簡素化、②再任を認める任期制、③教授銓衡制度、の3項目について意見交換を行い、その結果、主査、専門委員が分担して問題点のメモを作成するという事になった。第2回目は昨日開催し、担当者が作成したそれぞれのメモを中心に検討し、その論議をふまえて雄川主査がそのまとめを次回までに作成するという事になった。この審議の過程で出された一つの重要な問題は、この検討を依頼された3つの制度的な問題と待遇改善問題との関係の事である。換言すれば、待遇改善にはどうしても制度改革が必要であるのか、制度改革をしないでは待遇改善はできないのか、という問題である。制度改革までして待遇改善を図るべきかどうかということは、一研究部会の立場としては容易に判断を下し得ないので、国大協としての態度をまず決定してほしいということである。そのような基本的な問題を含んでいる

のでこの問題の検討には難渋しているが、次回に審議して一応の回答をまとめたいと考えている。

(8) その他

1) 大学における排水、廃棄物処理について

このことについて相磯副会長より次のような提言があった。

大学キャンパスからの排水、廃棄物処理については、各大学でこの問題に関する委員会をつくり、その案を種々検討している。また、文部省でも各大学の案ができればその実現に対して考慮してくれているが、このことにはいろいろむずかしい問題がある。それは、各大学の委員会で仲々案がまとまらないという事情がある一方、この問題についての都道府県条例が出され、これに合格しない場合があることである。この排水、廃棄物処理の問題は各大学共通の問題であるが、その処理は技術的に非常にむずかしい点がある。有害物質はその量が少なくとも処理はむずかしい。しかし、これはどうしてもやらなければならないことである。文部省にはこの問題に関する委員会もあり、また、大学によっては大規模なプラントを実施している所もあるが、この廃棄物処理を大学で実施する場合、プラントのモデルがあって、それに基づいて各大学がそれぞれのキャンパスの状況や地域の環境に応じて適宜これを修正して実施できるようにすれば効果的であると考えられる。モデルプラントの専門家が作れば実態に合ったものができるのではないかと思われる。このようなことは文部省がやることであるのか、また、国大協が扱うのが適当

かどうか分らないが、どこかの委員会で話が出ないかと思い、ここでご参考までに申しあげた次第である。

以上の提言に対し、このことについての各大学の実情の紹介やこの問題の扱い方についての論議が交されたが、事柄の性質上国大協がこの問題を取りあげて検討することは種々むずかしい点があるのではないかと結論となった。

2) 学長懇談会の運営について

来る11月14日の総会の終了後開催される学長懇談会の議事運営について次のような意見交換があった。

- 議題は予め用意するのかどうか。
- 昨年の総会の際には予め提出議題を各学長から紙に書いて出して貰ったが果して有効であったかどうか。
- こちらで割りつけて議題を提出するよりも、自由に適当に発言して貰った方がよいのではないか。なお、その際に各大学固有の問題は控えて貰い、全体的な問題を話し合っ貰うようにする。昨年行った議題を紙に書いて提出して貰う方法は新しい試みで、それによって文部省側の返事を公式にきくことができるので一つの有効な方法と思われる。
- いつも提出されて解決のつかないような問題を出した方がよいのではないか。

以上のような懇談が行われ、これを最後にして本日の議事を終了した。

(2) 第55回総会議事要録

日時 昭和49年11月13日(水) 10.00~17.00
場所 神田学士会館本館 210号室
出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、議事変更について諮られ、異議がなかったので議事の一部を変更して、本年10月に創設された滋賀医科大学の当協会加入について諮られ、全会一致で滋賀医科大学の加入が承認された。ついで脇坂滋賀医科大学長の紹介があった。

会長から、本日は東北大学からは加藤学長に代わり岩下教育学部長が、筑波大学からは三輪学長に代わり大島副学長が、東京芸術大学からは福井学長に代わり山本学生部長が、東京水産大学からは佐々木学長に代わり近藤学長事務代理が、浜松医科大学からは吉利学長に代わり高橋副学長がまた大阪外国語大学からは牧学長に代わり黒木図書館長がそれぞれ代理出席された旨の紹介があった。

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
宇都宮大学	奥野 俊	山田伴次郎
東京医科歯科大学	清水 文彦	勝木 保次
山梨大学	藤岡 由夫	古屋 直臣
滋賀大学	砂崎 宏	桑原 正信
長崎大学	保田 正人 (事務取扱)	具島兼三郎

2. 委員長等の交代について

会長から、前回総会以後における委員会委員長および常置委員会教員委員の交代について、次のとおり報告があった。

委員会	前任者	新任者
医学教育に関する特別委員会	清水東京医科歯科大学長	北村新潟大学長
第6常置委員会教員委員	井手文雄(横浜国立大学)	神代和俊(同大)

3. 会議資料について

事務局から、今回総会の配布資料について説

明があった。

4. 日程について

会長から、今回総会の日程については、10月31日に開催された理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 前回総会で決議された要望書等の処理について

前回総会において採択された決議および各種要望書については、さる6月20日にそれぞれ関係方面に要望したが、特に文部省に対しては会長、両副会長、第4、第5、第6各常置委員会委員長が岩間事務次官に、また行政管理庁に対しては会長、両副会長、第6常置委員会委員長が河合事務次官に面談し、事情説明のうえ、特段の配慮方を要請した(会報65号105頁)。

2. その他の要望書等について

(1) 第三次定員削減について

第三次定員削減については、前回総会において決議を行い、関係各方面に要望したが、その後も情勢をみてほとんど間断なく関係方面と折衝を続けた。その後、さる7月26日には第三次定員削減の閣議決定がなされたが、この閣議決定に際しては、文部大臣が強硬に反対し、その結果第三次定員削減の実施に関して、文部省と行政管理庁との間に申合せが行われた旨の内報があった。これについてはそのつど事務局長から各大学に事務連絡を行ってきた(会報66号60頁)。

さらに定員削減の申合せの項に不十分な点が心配されたので、さる8月7日、会

長、両副会長および第6常置委員会委員長とが協議し「申入れ書」を作成して当日岩間文部事務次官および細田行政管理庁長官、平井行政管理庁事務次官に面談してこの「申入れ書」の実現方について強く要請した（会報66号61頁）。

この申入れについては、本来理事会、総会にお諮りすべき事項であったが、事柄の性質上急を要したので、この際改めてご報告して追認願いたい。

(2) 大学における研究所に関する調査研究報告書について

研究所特別委員会でとりまとめた「大学における研究所に関する調査研究報告書」は、前回総会で了承されたので、これをさる6月24日、文部大臣あて送付し、文教施策上の参考にされるよう要望した。

(3) 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書について

大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書については、前回総会において会長と図書館特別委員会委員長にその案文および提出時期が一任されていたが、成案（会報66号53頁）を得たので、さる8月8日谷口委員長、谷田委員等が文部省および大蔵省に出向き、関係官に面談し文部大臣および大蔵大臣宛要望した。

(4) 昭和50年度予算に関する要望書および物価高騰に伴う補正予算に関する再要望について

昭和50年度予算に関する要望書については、前回総会の際に案文および提出時期について会長、第6常置委員会に一任されていたが、さる9月26日の第6常置委員会で成案を得た（会報66号57頁）。

また物価高騰に伴う補正予算に関する要望については、さきに述べたように前回総会の際要望書を決議して関係各方面に提出したが、その後引続く諸物価の高騰にかんがみて再要望の必要が認められたので、以上の2件についてさる10月4日、会長、岡本副会長、第6常置委員会委員長が高木大蔵事務次官、平井行政管理庁事務次官、岩間文部事務次官を訪問して要望した。特に本年は第三次定員削減問題を要望書に加えたので、行政管理庁にも要望した。

以上のことは、そのつど文書をもって報告したが、改めて追認願いたい。

3. 西独学長の招待について

西独学長招待については、その後文部省および日本学術振興会からそれぞれ正式の招待状と案内状が送られ、一行は予定どおりさる9月30日來日し、文部省、日本学術会議、日本学術振興会等の学術諸機関を訪問したのち、各地の12大学の見学を終え、10月20日無事離日した。

以上の報告ののち、補正予算の今後の見通し等について質疑応答があったのち、「第三次定員削減措置に関する申入れ書」「昭和50年度予算に関する要望」「物価高騰に伴う補正予算に関する要望」については、いずれも追認された。

II 議 事

1. 滋賀医科大学の国立大学協会加入に伴う「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

事務局長から、本年10月1日に滋賀医科大学が創設され、当協会に加入することになったので、「理事及び監事総会互選要領」「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ

49. 11. 13 手紙

改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。

2. 昭和50年度国立大学協会会費について

1) 来年度国立大学協会歳入歳出予算見込額調について

2) 国立大学協会会費の基準の改正について
会長より、最近の相継ぐ諸物価の値上りと本年度の給与改訂に伴い、当協会の財政につき検討の要を生じたので、昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算見込額について説明を申し上げ、これに対応する会費基準の改正についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで事務局長よりこのことに関し次のとおり説明があった。

当協会の会費基準の改正の手続は、従来の慣例により、まず事務局長会議で選出した幹事によって構成される「幹事会」の意見をきき、その上で理事会に諮り、更に総会の承認を得るという手続となっている。なお、附带的に総会後に開かれる各大学の事務局長の集りである事務連絡会議の了承をも得ることになっている。そして、以上の手続を経たのち文部省の承認を得て決定されることになる。

この50年度からの会費値上げのことについては、昨年12月開催の第53回総会における和歌山大学長からの会費基準改正の提案に関連して開かれた幹事会（49. 2. 25）、理事会（49. 3. 1）での会費基準についての検討の際に附随して提案を行い、一応のご了承を得た。それで、その結果に基づき去る6月開催の第54回総会および第21回事務連絡会議においてもその由を一応お伝えした。そのような次第で、会費基準の問題に関する詳細な事情については資料8の「国立大学協会会費決定の経過」に譲り、早速本題の会費基準の改正—会費増額の問題についてその理

由と内容をご説明したい。

最近諸物価の高騰・諸給与の増額等のためその所要経費が著しく増加したため、今回昭和49年度国立大学協会歳入・歳出決算見込額調（資料9）により昭和49年度における歳出見込額を推計し、これを基本として昭和50年度国立大学協会歳入・歳出予算見込額調（資料10）を推計した結果、経費の不足を生ずるので昭和50年度において「学部数による負担額」を一学部当たり2万円の増額をしようとするものである。（資料11 昭和50年度会費増額調参照）

なお、今回増額に際し「学部数による負担額」としたのは、資料8の「国立大学協会会費決定の経過」の第3項により「校費決算額による負担額」を設けた際の経緯を勘案し「学部数による負担額」との権衡を考慮して、資料13の「国立大学協会会費の基準改正(案)」のとおり増額しようとするものである。

なお、この会費基準改正案については、去る10月24日開催の幹事会ならびに10月31日開催の理事会に諮りそれぞれ了承を得ており、本日の総会で承認が得られれば明後日開催される事務連絡会議にも報告して了承を得、その上で文部省の承認を得たいと思うのでよろしくご了承頂きたい。

以上の説明に対し、大学当りの会費基本額をもっと引上げてはどうか、学部数による負担額を実験講座系と非実験講座系と区別してはどうか、50年度歳出見込における給与改定見込額が低すぎるのではないか、などについて意見が交されたのち、50年度より学部数による負担額を1学部当たり4万円から6万円に増額する会費基準改正案が承認された。

3. 国立大学入試改善に関する昭和50年度概算要求(案)について

事務局長から、国立大学協会は、昭和50年度においても入試改善調査委員会およびその専門委員会を存置して、国立大学共通第一次試験に関して本年度末にまとめられる予定の調査研究報告書について説明会・アンケート調査等を行って各国立大学から意見を求めること、高等学校関係者に対しても報告書の趣旨の周知を図り意見を求めること、それらの意見に基づいて専門的技術的問題や実地研究を含めて再検討すべき問題の調査研究を行うこと、それらの調査研究を基礎として国立大学共通第一次試験について国立大学協会の意見をとりまとめることとして、その事業に必要な経費および要員若干人を国立学校特別会計に計上したい旨の説明があり、異議なく承認された。

4. 学長懇談会の運営について

会長から、明11月14日（木）午後に関催される学長懇談会の運営方法について諮られ、例年どおり運営することで異議なく了承された。

（正午から午後1時まで休憩）

5. 各委員会報告と協議について

各委員会から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（戸田委員）

加藤委員長が欠席であるので代って当委員会の関係事項についてご報告する。

大学格差是正の問題については、昭和47年に、大学格差是正小委員会で中間報告をまとめたが、この問題は新設大学拡充特別委員会に引き継ぐこととして理事会の了承を得たので、中間報告を検討修正してこれを同特別委員会に送り、今後、同特別委員会で検討して貰うことになった。

教官等の待遇改善問題との関連で第6常置委員会から検討方の要望のあった大学教

官の職階制の簡素化、任期制の制定等の問題については、前回総会以後検討を続けてきたが、さらに検討する必要があるとの結論を得たので、小委員会においてなお検討を継続することになっている。

(2) 第2常置委員会（谷田委員長）

身体障害者の受験、受け入れの実態について、各大学にアンケートをお願いし、70大学から回答を頂いた。目下小委員会でこれを検討しているが、報告書のとりまとめはもう少し時間がかかる。以上の70大学のうち、35大学が身障者の受験相談、受付、入学の経験があり、全体としては相当数の事例があることがわかった。その場合、入学試験に対して学部または大学ごとに、その対策に幅があるが、基本方針をもっているかまたは検討している大学は34大学であり、その内容についても差のあることがわかった。しかし、考えなければならぬことは、設備・受入体制を備えている大学・学部が少ないという現状である。本委員会では、これらの実状を整理して、受験対応策、入学後の対応、施設・設備の問題から介助者、履修の問題等にわたる報告を第一段階と考え準備している。また、文部省においても、身体障害者への対応を各大学に要望しており、予算措置も講ずるとのことであるが、身障者を受入れるについて必要な基準が示されていない。それで、次の問題として大学の措置の基礎となる施設設備その他必要な項目を挙げてある基準に到達する基礎を作りたいと考えている。今後、実例を伺った大学には、さらに詳しい実状を照会することもあるので、協力方よろしくお願いしたい。

入試期については、入試期特別委員会と
合同で進めてきたので、同委員会から報告
願う。

入試関係について、全国商業高等学校長
会から、昭和49年度決議として、商業学校
からの進学が不利にならないよう、大学側
としても、出題等で配慮してほしい旨の要
望があったのでここでご報告しておく。

以上の報告に対し、①身体障害には種類
が多く、それに従って配慮の仕方も異なる
ので、身障者受入れに必要な基準を作成す
る場合それらの点を配慮されたい。②全盲
者の受験の時どう対処したらよいか、大学
の現状ではこれに対応するのは非常に困難
なので、その点を検討されたい。などの意
見が出され、論議が交された。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

第3常置委員会関係の事項について二つ
のことをご報告したい。その一つは昨年8
月以来審議検討を続けてきた「課外活動中
における学生の災害事故対策について」の
問題である。課外活動中における災害事故
については大学側ではその対応策に苦慮し
ており、これに対し何らかの指針となるよ
うなものが得られればと思い昨年よりこの
問題に取りかかった。その際に第4常置委
員会の方で取りあげている「正課中におけ
る学生の災害事故」に関する調査研究の状
況をも参考にした。この課外活動中の災害
事故の対応策を研究するについては、まず
どのような事故が実際に起きているかを把
握する必要があるので、各大学に対し 45.
4.1~48.9.30の過去3年半における災害事
故の実態およびこれに対する大学側の対応
措置等についてアンケートを行い回答を求

めた。これに対し68大学より回答が寄せら
れたので、これを検討整理のうえ4つの項
目にまとめ、更にこれに集計表を添付し
た。それが本日配付した報告書であるが、
これをご承認頂きたい。なお、この問題に
関する将来の問題としては、クラブの顧問
教官へのバックアップ、災害事故の救援措
置等について、今回の調査結果を基に然る
べき方法で要望を行いたいと考えている。

次は明年度大学卒業予定者の就職推薦選
考開始時期の問題である。この問題につ
いては大学側はこれまで①就職事務は7月1
日より前には一切行わない。②求人側に対
する卒業予定者の推薦は10月1日以降実施
を目途として行う。という申合せを行い、
これの実現を推進してきた。しかし、いわ
ゆる青田刈りの現象はあとをたたず大学側
は苦慮していたが、一昨年、昨年は文部
省、労働省の強力な推進があり、企業側の
自粛もあって相当な成果があがった。これ
をふまえて明年度の方針についての打合せ
が去る10月7日文部省において開かれた。
その節、中央雇用対策協議会からの要望と
して「就職のためにする学生の企業訪問の
受付および就職説明会、就職案内の送付等
の求人活動」は、本年は5月1日以降とし
ていたが、明年度はこれを6月1日以降と
したい旨の提案が出された。この提案につ
いて過般の第3常置委員会で協議したが、
これは従来の大学側の申合せの線に一步近
づくことであるので結構であろうというこ
とになり、理事会でもこれが了承された。
それで、その後11月5日に開かれた2回目
の就職問題懇談会でこの案に対し一応の賛
意を表したが、大学側としては教育的立場

から従来の申し合せの「7月1日以降就職事務開始, 10月1日以降推薦開始」の基本線を崩さないこととした。なお, 企業側の求人活動開始が50年度においては5月から6月に繰り下げられることになったが, この切り換えによって就職学生に不安を与えないよう, また遠距離にある地方の学生に不利にならないよう配慮してほしい旨労働省側に要望した。

(4) 第4常置委員会(池田委員長)

前回総会では, 本常置委員会として, 四つの要望書を提出したが, その後のなりゆきについて報告すると, 次のとおりである。

① 正課中における学生の災害事故対策について

文部省において調査費が計上され, 文部省では独自の実態調査をしたが, その結果は, 本常置委員会がかつて行った調査の結果とほぼ同じであった。それで, その辺の実情を基準に対策を考えて行くことにした。なお, 今後の進め方について, 文部省学生課の示唆もあり, 関係各方面(学校安全会, 文部省体育局関係)を歴訪し協力方を要望した。

この問題を検討する委員会がまだ出来ないで具体的な進展はまだみられない。

② 大学の保健管理施設の増設・充実について

来年度の要求として, 8大学に保健管理センター新設, 11大学に教授定員を配置し, 10大学について助教授定員を教授定員に振替えるよう予算面で折衝中である。

③ 国立大学共同利用研修施設設置について

本年度の予算では, 地元の準備体制が整っている所が少ないため, 1地区に設置される予定にとどまった。

④ 大学および大学院の奨学制度の拡充について

人数を据え置きとして, 学部・大学院一率30%の奨学金の増額について予算折衝中であり, 見通しとしては実現可能と考えている。

(5) 第5常置委員会(後藤委員長)

外国人留学生制度, 外国人教員制度および在外研究員制度等の改善については, その調査研究の資料を得るため, 昨年10月各大学にアンケートをお願いしたが, それをまとめたのが, 資料「外国人教員, 在外研究員および留学生等に関する実態調査報告書」である。このアンケートの集計結果が文部省の『行政資料』と食い違いがある点については, 設問の方法の違いによるものである。一部に設問の不備から不正確な数字があるが, この調査の目的が大体の傾向の把握という点にあるので, 再調査は行わない。なお, アンケート集計整理中に昭和50年度予算を関係各方面に要望したことは, 前回総会で報告したとおりである。また, この集計結果は, 当初, 本常置委員会の参考資料と考えていたが, その内容は各大学でも参考になると思われるのでご利用いただきたい。

西独学長招待行事がこのたび終わったので, 昨日締めくくりの会合を開き, 今回の成果, 今後の問題等を検討した。今回の招待行事の完了により西独学長招待準備委員会は解散することになったが, このたびの成果に基づき今後国際交流の問題をどうす

るかについて第5常置委員会で検討するよう指示を受けた。本常置委員会は、当初、国内の大学間の協力を目的としていたが、国際環境の変化により最近では、留学生、在外研究員、外国人教員の問題等国際交流の部面に関係してきている。この国際交流の問題については、今後、本常置委員会で扱うのか、特別委員会を設けるかを次の総会までに検討したい。

(6) 第6常置委員会（都留委員長）

昭和50年度予算については、関係各方面に要望書を提出した。要望書は例年提出しているが、本年は重点事項として①教官研究費、②施設・設備、③教職員定員の3つを取り上げ、これらの改善について特段の配慮をお願いした。また、高等教育の垂的拡大に偏することなく、既存の部面についての質的向上を図られたい旨を強調し、それには予算積算基準の改定が急務である旨を述べた。さらに今回の第三次定員削減計画のことに触れ、国立大学の教育研究機関としての特殊事情を考慮し、定員確保の配慮をされるよう要請した。以上の基本方針に基づく要望事項として、研究安全体制の確立、不足および老朽建物の整備ならびに基幹整備の促進、事務機構等の整備充実などを新たな項目としてあげた。

物価高騰に伴う補正予算については、前回総会の際緊急に要望することとしたが、その後の情勢にかんがみ10月4日に再要望書を提出した。この補正予算を組むということは全省庁に関係することでむずかしい点があるが、何らかの措置を講じて貰わないと困るので種々具体的提案など話してみた。現在、可能な案を、文部省、大蔵省に

おいて検討中であるので、遅くとも今週中には結論がでるものと期待している。

教官等の待遇改善については、現在、関連の第1常置委員会と大学運営協議会の第1、2研究部会で検討しているが、本常置委員会としては、関連する第1常置委員会との間に合同の委員会を設けて、この問題を煮詰めるのが適切と考え、その旨前回の総会にも提案したが、保留のままである。文部省の教員等待遇改善研究調査会では、国大協の結論を待っている状態であったが、国大協の結論が出なければ、独自に検討を進めることも考えているようである。なお、予算積算基準、施設基準等の改定について検討するための財政小委員会は、当初、給与問題小委員会の結論が出てから発足する予定であったが、本総会終了後発足することとした。

助手問題については、本常置委員会の当初案に対し不満の向きがあった。それは主として、助手の任期が来たとき再任を認めないという点に対する疑念に基づくものである。給与問題小委員会でこれについて検討した結果、原因は説明不足にあると考えた。いずれにしても、この問題は、待遇改善問題全般と合わせて検討することになるので、関係委員会からの回答がでない現在、検討を保留している。

第三次定員削減について、8月30日、閣議決定がされたが、この内容が他省庁に比して国立大学が不利な状況になることも考えられるので、文部省と懇談し、一部の大学が不利にならないよう要請した。なお、行政管理庁では、各大学の臨時職員の実態を調査し、昭和51年度以降この問題につい

て抜本的に検討するようである。

(7) 大学運営協議会 第1研究部会（芦田部会長）

第6常置委員会の教官等の待遇改善問題の案については、これまでに、2回、委員会を開催し、検討しているが意見が分かれまとまっていない。今後、12月中または遅くとも来年1月には、次の会議を開催し、そこで第1研究部会としての見解をまとめたいと考えている。

（第2研究部会は飯島部会長が中座されたため、代って鶴田事務局長から、第2研究部会における教官待遇改善案に対する検討はまだ未了で報告する段階でない旨説明があった。）

(8) 新設大学拡充特別委員会（水戸部委員長）

本特別委員会は、昭和43年以来中断していたが、昨日委員会を開き、第1常置委員会の委員から、同委員会がまとめた格差是正に関する報告書の説明を受け、今後この問題の検討を本委員会で引継ぐこととなった。この報告書をどう取扱うかは次回特別委員会（1月末または2月初旬開催予定）で詳しく検討したいと考えている。

本特別委員会の構成については、昭和38年総会で、新設大学の格差是正の必要性を表明した学長で組織されたこともあり、この際改めてその構成等について検討する必要があるとの意見がある。また、委員会の名称についても、検討課題がわかるようなものにする必要がある。このことについては、昨日の特別委員会で「大学格差問題特別委員会」とする案が出され、本日の理事会で了承されたので、本総会の承認を得たい。

なお、特別委員会に専門委員を置くことについても、今後、検討したい。（特別委員会の名称変更の件承認）

(9) 医学教育に関する特別委員会（北村委員長）

昭和45年発足から現在に至る4年間、医学教育、卒後教育、生涯教育をも含めての医学教育制度の改善について検討してきたが、現在、これまで検討してきたことを、各専門委員が分担し、12月末を期限として、まとめを行っている。また、最近、文部省から、医学・歯学教育の設置基準の中間案が出されたので、これについても検討して、次回総会までには報告書をまとめた

(10) 図書館特別委員会（谷口委員長）

大学図書館振興についての昭和50年度予算については、去る8月8日、谷田、今井両委員とともに関係各方面に要望した。

第二次報告書作成の前提として、さきに各大学に対して行ったアンケート調査は、ほぼ終わったので、きたる11月27日の本特別委員会で調査結果の成案が得られれば、各大学に送付したい。なお、第二次調査研究報告書は次回総会までに作成する予定である。

(11) 入試調査特別委員会（岡本委員長）

入試改善の調査研究は、実施方法等調査専門委員会、科目別研究専門委員会、コンピューター専門委員会の3専門委員会が独自に進めている。そのうち本年3月にまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書—中間報告」については、各大学にアンケート調査を依頼した結果、全大学から回答を頂いたので、現在、整理・検討中であ

る。また、本年度の主要事業である試験問題実地研究については、実施方法等調査専門委員会の加藤委員長が中心となって準備を進められ、来る11月23、24両日全国7地区において、各地区500名、合計3,500名の高校3年生を対象とし、各地区試験実施委員会のお世話で実施する予定である。試験科目は5教科12科目で、受験者は5教科7科目を受験する。なお、受験者に対しては試験問題の持帰りを認め、協力高校に対しては試験成績を通知することにしている。この実地研究については年内にその結果を報告願ひ、アンケートの調査結果、各地区説明会での意見も含めた全体としての報告は来年3月末完成の予定である。来年度はこの報告書に対する各大学、高校側等の意見を求め、この意見に基づく検討修正の作業を行うので、各委員会委員にもう1年留任をお願いすることと、昭和50年度に所要経費の概算要求することをご承認願ひたい。

以上の報告に対し、各委員に来年度も更に協力を求めることについては正式の手続をふんで依頼してほしいとの意見があり、また来年度の科目別研究専門委員会の仕事の内容に関し質疑応答があった。

(12) 入試期特別委員会（相磯委員長）

入試期一本化については、前回総会において一本化するという方針を決定して記者会見で発表するとともに本協会の討議結果を文部省にも報告した。この公表は社会一般の反響をよんだが、その中には賛否両論あった。その後、各都道府県高校長協会等から、この問題について、(i)入試期的一本化を昭和51年度に単独で実施することは反

対である、(ii)入試期的一本化と全国共通テストを組み合わせることが可能な時期に実施してほしい、(iii)もし、入試期的一本化のみを進める場合は、昭和50年度入学生の卒業時期すなわち昭和53年度から実施してほしい、(iv)共通テスト実施に際しては調査書も活用されたいことの4点について要望があった。なお、入試期については、文部省の入試改善会議でも検討しているが、文部省で、受験生の混乱を避けるための相当の予告期間をどの程度にするか各団体の意見を参酌しながら詰め、入試改善会議に申入れることになっているので、その結果を待っている。現在、本特別委員会は、この問題をどのように進めていくか文部省の指示を待っている状態である。なお、国大協としては入試期一本化の時期は決めていないし、また共通第一次試験は調査研究の段階であって、両者を絡めて扱ってはいないのでご承知願ひたい。

以上の報告に対し、入試期一本化は大学側にも高校側にもメリットがあると思われるのでなるべく早く実施してほしいとの意見があり、これに対し谷田第2常置委員会委員長より文部省の入試改善会議におけるこの問題の審議状況について説明があった。

(13) 教員養成制度特別委員会（戸田委員）

飯島委員長が急用で退席されたので代って当特別委員会の関係事項についてご報告する。

本特別委員会は、昭和47年11月に「教員養成制度に関する調査研究報告書」を公表したが、さらに検討を加える必要が感じられた次の3つの問題を研究課題として取り

上げた。すなわち、(i)教育系大学・学部における大学院の問題、(ii)教育系大学・学部の設置基準の問題、(iii)一般大学における教員養成の問題、の諸問題であり、この中まず大学院の問題の調査研究から着手することにした。これの成案が去る5月21日の特別委員会で決定されたので、6月10日開催の理事会の了承を得て各大学にこの案に対する意見の照会を行った。その結果、9月15日までに68大学から回答を頂いた。そのうち、40大学から意見の提示があり、これを詳細に検討した結果、原案に対して基本的には賛成であるとの判断をしたが細部の点については種々意見があったので、本特別委員会では、これらの意見を整理・検討して報告書を作成した。その報告書が去る10月31日開催の理事会で了承され公表の運びとなったので各大学の参考にして頂きたい。なお、この調査研究報告書をまとめている段階で昨年6月に「大学院設置基準・学位制度の一部を改正する省令」が公布され、また新構想教育系大学院の構想が公表される等の事態が起ったので、その実状をふまえ所要の検討を加えて作成した。今後の研究の予定としては教育系大学・学部における設置基準の問題を検討することになっている。

新構想教育系大学院の問題については、委員の中で文部省の意向をただすとともに国大協としての意見を述べておくことが必要との意見があり、本特別委員会有志が文部省関係官と明日午後に意見交換をすることになった。

以上の報告に対し、①教員養成大学・学部に関する大学院や設置基準の問題については教育

大学協会においても、検討が進められているので両者の間に矛盾のないよう連絡を取り合っほしいこと、②教員養成系学部を持たない総合大学は教育系大学・学部の問題に対しどういう態度で対処したらよいか、③新構想教育系大学には修士課程が置かれることになっているが、既存の教育系大学・学部には仲々修士課程が設置されない現状であり、これでは新構想大学と既存の大学・学部との間に格差を生ずる懸念があること、などの提言があり意見交換が行われた。

6. 次回総会日程について

会長から、次回総会を6月16日(月)、17日(火)の両日に国立教育会館で、事務連絡会議を19日(木)に学士会館で開催したい旨が述べられ了承された。

7. その他

(1) 西独学長の招待の結果報告について

西独学長招待の結果については、西独学長招待準備会の井上奈良教育大学長、後藤大分大学長、芦田名古屋大学長が相談のうえ、報告書を作成し、会報に掲載することとなった。

(2) 事務局長の辞任について

鶴田事務局長から、今般、健康上の理由により事務局長を辞任したい旨の申出があったのち、会長から、事務局長の長年にわたる功績に対して感謝の意が表された。

(3) 会議日程の変更その他について

会長より、本日の議事が円滑に進み予定の議題の審議が完了したので、明日午前中開催予定の総会は休むことにし、午後1時より学長懇談会を開くことにしてはいかがかと諮られ、異議なく了承された。

ついで同学長懇談会の話題については、

①物価高騰に伴う補正予算の問題、②第3次定員削減の問題、③入試期一本化の問題、④共通第一次試験の問題、⑤新構想教育系大学院大学の問題、等を取り上げたい旨が述べられた。

以上をもって今次総会を閉会した。

(3) 第22回事務連絡会議議事要録

日時 昭和49年11月15日(金) 10.00~16.00

場所 学士会館 210 号室

出席者 各国立大学事務局長

午後事務連絡のため文部省より、井内大学局長、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、宮地会計課長、松浦人事課長、佐藤施設計画課長、神山会計課予算班主査、船橋任用班主査、昆野高等教育計画課補佐が出席。

鶴田事務局長司会のもとに開会。

1. 会長挨拶

開会に当り林会長より次のとおり挨拶があった。

国立大学協会の第55回総会が一昨日、昨日両日開かれ、本日はそれに続く事務連絡会議である。事務局長の各位には平素学長を補佐し事務の責任者として大学の運営にたずさわり、ご労苦の多いこととお察しする。国立大学協会は、国立大学の連絡機関として重大な役割を持ち、国の文教行政、文教政策に対して大きな比重を占めているが、これは各位のお力添えに負うところが多く、深く感謝の意を表する次第である。

今回の総会においては、最近の物価高騰に伴う本協会会費値上げの問題が議せられたが、この問題については、事務局長の幹事会とも予め

相談し了承を得た上で総会に提案され協議された。この件は総会において承認されたが、大学予算とも関係があることであり各位のご了承が必要なので、事情ご賢察のうえご了解を頂きたい。その他、国立大学の共通第一次試験のことも討議されたが、これの調査研究の一環として過般実施した「試験問題実地研究」に関しては、各地区の世話大学に一方ならぬご協力を頂き誠に感謝に堪えない。この席で厚くお礼を申し上げる。

なお、これは今総会に突然提起されたことであるが、長年本協会の事務運営に尽瘁された鶴田事務局長から健康上の理由で退職したい旨の申し出があり、総会でこれが了承された。その後任のことは会長、副会長に一任されたので、最善の措置をとりたいと考えている。以上の点についてご了承頂きたい。

以上の挨拶に続き鶴田事務局長より今総会を最後に本年末をもって退任する旨挨拶があった。

2. 日程及び配付資料の説明

丁子事務局次長より配付資料(3)「第22回事務連絡会議日程」により説明があり、次いで鶴田事務局長より、午前中に総会関係の事務連絡をすましたいこと、第3次定員削減の問題については本日午後文部省人事課に説明をお願いしてあるので、その際質疑をお願いしたい旨述べられた後、事務局から配付資料の説明があった。

I 会務報告

丁子事務局次長より別紙「第55回総会概況」に基づき次のように説明があった。

(1) 議事の順序の変更について

今回の総会運営の関係上議事の順序を変更し、本年10月1日創立された滋賀医科大学の当協会加入について諮られ、異議なく

承認された。

(2) 学長新任ならびに学長交代について

別紙資料(4)により報告があり了承された。

(3) 委員長ならびに常置委員会教員委員の交代について

別紙資料(5)により報告があり了承された。

(4) 第54回総会の際決議された要望書の処理について

去る6月18日同19日開催の第54回総会において採択された決議ならびに各種要望書の処理については、去る6月20日それぞれ関係方面に要望したが、特に文部省に対しては、会長、両副会長、第4、第5、第6各常置委員会委員長が岩間事務次官に、また行政管理庁に対しては、会長、両副会長、第6常置委員会委員長が河合事務次官に面談し、事情説明の上特段の配慮方を要請した。(会報第65号105頁参照)

(5) その他の要望書等について

- ① 第3次定員削減について
- ② 大学における研究所に関する調査研究報告書について
- ③ 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書について
- ④ 昭和50年度予算に関する要望書ならびに物価高騰に伴う補正予算に関する再要望について

以上のことについては、その都度書面をもって取敢えずご報告したが、改めて総会において、追認をお願いし、了承された。

(6) 西独学長招待について

各大学の協力により、無事完了して両国大学間の親善に効果をあげ得たことに対し

謝意が述べられた。

なお、この西独学長招待に関し関連大学の事務局長より今後このような事業を進める場合には、連絡をとりやすいように中心となる窓口を明確に一本化して欲しい旨の要請があった。また、第3次定員削減における事務職員の削減について質疑応答があった。

(7) 事業報告について

第55回総会国立大学協会事業報告書(資料6)にもとづき

- ① 諸会合(81回)
 - ② その他の会合(12回)
 - ③ 要望書その他諸活動(54件)
- など、主な事業報告が行われた。

(以上の会務報告の詳細については総会議事要録参照)

II 議事概要報告

(1) 滋賀医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

別紙資料(7)のとおり改正が承認された。

(2) 昭和50年度国立大学協会会費について

- ① 来年度国立大学協会歳入歳出予算見込額調について
 - ② 国立大学協会会費の基準改正について
- 別紙資料(8~13)に基づいて説明があって承認された。(詳細は総会議事要録参照)

以上の報告に対し①決算額による負担額の査定の方法、②国大協会議の出張旅費の支弁、方法等について質疑応答があった。(ここで文部省係官の出席があったので議事概況報告を中断し文部省の事務連絡に入った。)

◎ 文部省連絡事項

つぎのように各関係官からそれぞれ説明があった。

○ 大学局長：①予算執行の問題，②定員削減の問題，③大学入学者選抜について，④明年度の予算について，等の当面する文部行政の諸問題について詳細な説明があった。

○ 官地会計課長：①補正予算の計上の詰めは来週になること，②当り校費についても来週になること，③賃金職員は，できるかぎり増員しないよう戒めていただきたいこと，④予算執行に当っては，たとえば購入機器についても会計法令を逸脱することのないよう充分留意いただきたいこと，等説明があった。

<12時20分 以上をもって会議を終る。

13時30分 再開——文部省連絡事項>

○ 笠木学術国際局審議官：①放射線安全管理について，②ユネスコの「科学研究者の地位に関する勧告」について，それぞれ説明があった。

○ 佐藤教育施設部計画課長：①本年度の施設整備等の予算について，②第3期医科大学関係の執行体制について，③大学のエネルギーサプライの問題について，それぞれ説明があった。

○ 松浦人事課長：定員配置の合理化のため，昭和50年度から第3次定員削減を行なうことになった。これについて，6月24日の次官会議で4%の案が提示されたが，その前に国大協としては，初めての定員削減解除の決議がなされていたので，本省としては，国大協と連絡をとりながら国立学校への波及防止に取り組んできた。7月26日の閣議決定で削減目標を3%に落すことになったが，8月30日の閣議決定で文部省全体として2.14%，人員にして2,470名になり，そのうち国立学校2,350名

で2.1%という内容の決定になった。その内訳は教官に重点をおき(第4分類0%)，その他については第1分類6.5%，第2分類4.5%，第3分類2.5%の削減率になっている。これに対し，①文部省としては，第4分類を0%にするということの他に総定員法上の教職員定員の扱いについては今後根本的に検討するという行管との申合せになっていること。②教育の振興に伴う定員の拡充計画に基づく所要定員については必要な増員措置を行うということが行政管理庁との了解事項になっている。③大学への配分についてはどのような方式が最も公平であるか，目下人事課でその公平な配分方式を検討中であること。④初年度の削減実施時期は昭和50年4月1日付であるが，具体的な事情によっては，若干のずれはありうと思う。しかしこのことは，一般的にそうだということではないことは充分理解願いたい。

これらの説明に対し，各事務局長と人事課長との間に次のような質疑応答があった。

○ 他省庁では，前回までの定員削減の積み残しがあるということであるが，その経緯はどうか。

△ 定員削減は強制的に退職させて削減するというはしない方針であるので，新規増との兼ね合いから第2次削減でこなしていなかったところもある。それは個別に行政管理庁と協議し，義務的にこなしていくことになっている。しかし，削減を完全に実施したところと不完全に実施したところとのアンバランスを是正するため，第2次の各省庁別の削減数を決める際にはその割戻しがあったので，それにより，各大学の具体的な事情を考慮して若干の調整をしたのであるが，第3次

定員削減ではそのような割戻しがないようである。

- 教官定員の欠員を全部文部省に保留して、その枠内操作で事務職員に活用することについて、学長から積極的な意見はなかったか。
- △ 文部省内部ではそういう操作は考えていない。教育研究の中心という教官組織は他の一般行政庁にはない特殊性だからということから第4分類にして0%にしたのだから、それを一方で活用することは信義に悖ることになる。苦しい操作だと思うし、積極的な学長の意見もなかった。定員削減数の具体的な消化方法については行管は干渉しないし、文部省としては学長に通知することになるので、学内全体で検討して欲しい。つぎに諸法規の改善、事務管理の合理化については、研修会などでの実行を検討してみたい。なお事務の合理化については、民間からも強い意見が述べられていることである。
- 文部省管内は、他省庁に較べて有利になっているということのようであるが、そのことを学内において納得のいく説明ができるように教えて頂きたい。
- △ 文部省全体として2.14%で、その内訳は本省4.30%、所轄機関3.28%、文化庁3.56%、国立学校2.10%で、国立学校を除いた平均は3.8%になっている。なお、更に詳細なことについては、大学局とも連絡して十分な検討をしたうえでお知らせすることにしたい。
- 教官が0%になっていることは、その分を事務職員がかぶっているのではないかと疑われることになると思う。そうなると、大学の管理運営が困難になるという問題より前に教官と事務職員の心理関係がまずなくなってくるのではないか。それにより今後の大学の管理

運営における事務のあり方が懸念される。数年内に何等かの救済がとれる見通しがあればよいが、決定した以上は3年計画でやらなければならないので事務職員に対して何等かの情報を得たいところである。

- △ 今日までのところは、同一職種同一分類、削減率は各省共通であるが、平均率は文部省とくに国立大学は全体として2.10%で低くなっているということは言える。
- 文部省管内でも積残しができるように、弾力的措置をお願いしたいと考えている。
- △ 第1次では僅かではあるがたしかに積み残しということがあった。しかし第3次はそれを見逃すことはしないということである。見逃がした代りに他省の削減率を落した。しかし要望の件については具体の段階で考えていくことにしたいと思う。教育研究遂行上必要な組織は、別途に整備していく、という行管との申し合せになっており、来年度は約6,000名を学年進行を含めて概算要求しているので、それにより少しでも削減に対応できる材料にして進める予定である。
- 文部省全体としては、事務職員の欠員が常にある、ということを知っているが、だとすれば、その欠員を各大学の自然退職による具体的な削減が実行できるまでの間、一時流用させるということではできないものであろうか。
- △ 各大学で、退職があつて、その代りの職員を採用するまでの一時的な欠員はありうるが、それを削減の具体的な実行の上で、ある期間流用できるかどうかの問題については、文部省の検討課題としておきたい。
- 2、3のことを確認しておきたい。①第3次定員削減も、第1次削減のときと同じよう

に行政整理ではないという附帯決議がついているのかどうか。②一般社会からの批判もあって定員削減を行うということであろうが、削減するからには事務の合理化を図るべきことは当然であるが、それには法令改廃までも考えていただきたい。③大学単位の定員の再配置を考えていただきたい。

△ 行政整理ということではなく定員削減ということである。事務の合理化意見については考えていき、研修会等においても反映できるように検討していきたい。

○ 50年の4月1日から削減するとなれば、いわゆる積み残しの分の俸給は払えないことになるはずである。

△ 過員を生じた場合の俸給支払いという給与上の問題については、検討させて頂きたい。

○ すでに第2次の定員削減が行われたが、もはや抜本的に行政事務を合理化しないことにはこれ以上の削減はできないと思う。学内で合理化することは全部やった。これ以上は前向きの姿勢で法令上の改廃、諸手続の簡素化等、定員削減に見合うだけの事務の削減を考えて頂きたい。

△ たとえば病気退職の発令は大学に下したという事例もあるが、今後も具体的な問題について大学側と話し合を重ねながら改めていきたい。

○ 総定員法の枠から国立学校の職員は外すということを知ったがどう思うかという考えになっているのだろうか。

△ その起りは、国大協の決議として要望が出されたので、前大臣もその方向の上に乗って強い意見を述べてきている。今後は総定員法改正の際に、国立学校の教職員定員をどのように扱うかについては根本的に検討するとい

うことが行管との了解事項になっている。

おおむね以上のような質疑応答があったのち次の議題に移った。

- 神山会計課主査：1. 補正予算について①給与関係、②国立大学の光熱水料・燃料費、③設備費、④医療費の増額、⑤行政経費の節約は原則として5%、教育研究費は2.5%であるが、その扱いは事項については昨年度と同じであるが、光熱水料・燃料費、賃金、各省庁白書等の印刷費は除外項目になっている。2. 埋戻しについて①補正減と増、②不要額等の充当、③電力については6月、ガスは10月からの値上げ分を計上する考え、燃料費は全国平均的な値上げ率を積算の根拠にしてある。なお、行政上の具体の経費節約においては、各大学の状態に応じて操作を行なって欲しいと考えている。

以上で文部省の事務連絡を終了した。

(文部省退席)

——午後3時に事務連絡会議を再開——

(総会議事概要報告継続)

- (3) 国立大学入試改善関係50年度概算要求(案)について

別紙資料(4)による説明により50年度も調査研究を継続することが了承された。

- (4) 第56回総会日時・場所等について

別紙資料(5)のとおり了承された。

- (5) 各委員会の委員長報告と協議

各委員会の報告事項については、各委員長より概略の説明があり、また要望書の提出及び報告書等については、それぞれ審議の結果、採択された(詳細は総会議事録参照)。

なお、第3常置委員会、第5常置委員会および教員養成制度特別委員会がそれぞれ

まとめた報告書は各大学の希望があれば増刷配布する旨付言があった。

(6) 学長懇談会について

総会2日目午後開催された学長と文部当局の懇談の概況について報告された。

Ⅲ その他

- 鶴田事務局長より改めて退任の挨拶があり、これに対し、岩田東大事務局長より謝辞が述べられた。

(4) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和49年12月13日(金) 13.30~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

実方, 平田, 大山, 北村, 古屋, 林, 山田, 円藤, 岳中, 外山各委員
白田, 福与各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり述べられた。

去る7月15日の委員会以来暫らく開かれずにいたが、その間に本日の議題となっている第6常置委員会からの委託事項について小委員会を2回開いて検討を行ない、ほぼその討議が終わったので本日委員会を開催した次第である。なお本日は学長交代により、山梨大学の古屋学長、熊本大学の岳中学長が新委員としてご出席になられたので、ここにご紹介申し上げます。これより議事に入ることにするが、その前に本日の議事とも関連があるので前回(7月15日)の議事要録を朗読することにしたい。(事務局より議事録朗読)

なお、この議事要録にあるあ大学間格差是正問題については、既に本委員会においてご了承を得ていたように、この委員会の格差是正小委員会が1972年11月13日にまとめた「中間報告」を

検討整理して新設大学拡充特別委員会の方に検討を引き継ぐことになっていた。それで、去る8月9日と9月7日の2回にわたり小委員会においてこれの検討を行ない、その整理作業が終わったので、去る10月9日に私から新設大学拡充特別委員会の水戸部委員長に引継ぎを行なった。この経過については去る11月の総会で水戸部委員長より報告が行なわれ、これでこの大学間格差問題の検討は本委員会の手から離れることになったのでご了承頂きたい。

議事

◎ 第6常置委員会よりの要望事項について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前述したように第6常置委員会作案の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の検討については、去る8月23日と10月1日の2回にわたり小委員会で検討を行なった。その検討作業は議事要録にもあるように、この報告書(案)に対する各大学の意見の生のデータの検討から始めることにした。このことについては、第6常置委員長にも予めその旨を伝え承を得た。その検討の経過を一応ご承知頂くために前回の小委員会(10月1日)の議事要録をここで朗読いたしたい。(事務局より議事要録朗読) ついで鶴田事務局長より次のとおり述べられた。

審議の関係上、この第6常置委員会の「教員等の待遇改善に関する報告書(案)」を関係委員会等(第1常置委員会、第1研究部会、第2研究部会)で検討するようになった経緯についてここで一言説明しておきたい。第6常置委員会というのは「大学財政」に関する問題を担当する委員会であり、従ってこの委員会で待遇改善問題を審議するに当たっては、給与改善に関する

事項だけを取扱うべき建前であるが、今回作案された同委員会の待遇改善案には制度改革に関わる問題が内包されている。しかし、この制度的な問題については、本協会にこれを担当する他の委員会や研究部会があるので、この報告書(案)に含まれている制度的な問題についてはそれらの委員会等で検討する必要がある、ということが理事会の議によって決まった。そのような事情で今回の検討作業が始まったわけである。このように、この件については委員会間の所管事項に関わる問題があるので、もし第1常置委員会でこの第6常置委員会の報告書(案)に対する意見を述べるとすれば、この報告書(案)に含まれる制度関係の問題だけを取り上げ、給与関係の問題には触れるべきではないと思われる。仮りにもし給与問題に触れるとしても、関連して触れる程度にすべきだと思う。そうしないと、第6常置委員会の場合と同じ轍をふむことになるので、その点の考慮が必要と思われる。

このあと委員長より更に次のとおり述べられた。

この第6常置委員会の報告書(案)に対する本委員会での意見は先程朗読した談事要録によりほぼご理解いただけと思うが、これを簡単にまとめると、この報告書(案)にある制度改革(職階制の簡素化、任期制、銓衡制度等)は第1常置委員会の立場から考えると、今すぐ実施できる状況ではないということである。その理由はいろいろあるが、その一つは、この第6常置委員会の報告書(案)は昨年末本協会の大学運営協議会が発表した「大学改革に関する調査研究報告書」以前の段階で作案されており、この調査研究報告書の考え方と喰い違いが見られる点である。この「大学改革に関する調査研究報告書」を作案するために一昨年各大学対

して行なったアンケートの結果によると、いわゆる「新講座制」や「任期制」に対しては圧倒的に反対が多かった。その結果を受けて調査研究報告書は意見をまとめており、その考え方を本委員会としてはそのまま受けとめなければならない筋合がある。もう一つの点は、この第6常置委員会の報告書(案)のアンケートに対する各大学からの回答をみると、制度改革と待遇改善とは切り離すべきであるとする意見が非常に多い。特に自然科学系の分野においてこの反対意見が強い。以上のようなことから、第6常置委員会が給与改善に関連して提起している職階制の簡素化、再任を認める任期制および教授銓衡制度等の制度改革は、現在の国立大学の実態や社会情勢からして、これを一律に実施することは困難であると判断される。しかし、そういうことだけでよいのかとの問題もあり、小委員会では制度改革について教授の業績審査は考えられないかとの議論も出たりした。しかし、結論的にいえば、この報告書(案)の構想は現在の状態では実現できる機運にはないということである。ただ、この報告書(案)の提起に関連して取り上げる問題があれば、そのことを考えてみてもよいのではないかと思う。

以上のような委員長の提言に続いて次のような論議が交された。

- この報告書(案)にある制度問題だけを取り上げて独自に検討するということだと、この報告書(案)の肯定を前提としているように誤認される恐れがある。それよりも、待遇改善と制度改革を結びつけることがよいか悪いかの結論を出すようにした方がよい。
- 第6常置委員会では、報告書(案)に対するアンケート結果に基づいて検討を行なうということをきいていたが、現在その検討をし

ているのか。

- 第6常置委員会では、修正の検討は関係委員会等からの意見の提出を俟って総括的に行なう意向のようである。
- この問題についてはある程度政治的な背景があるのではないか。文部省や人事院の考え方を全然知らないでは対応できない感じがする。
- 文部省は国大協からの抜本的な待遇改善検討の要望に対して「教員等待遇改善研究調査会」を設置した。この調査会には小・中部会と大学・高専部会の二つがあり、小・中部会の方では第一次答申を既に出し、実現を見ており、また第二次答申も今年の秋に出した。大学・高専部会の方は国大協の意見尊重の立場から意見を待っているが、仲々まとまらないので、答申期限の関係もあり、国大協内部の検討と並行的に論議を進めるということで近々審議を始める予定ときいている。そして、その際には第6常置委員会の報告書(案)とともに、この報告書(案)に対してかつて第1常置委員会と第1研究部会が回答した意見をも討議資料とするとのことである。
- あのときの第1常置委員会と第1研究部会の回答には報告書(案)についての意見が述べられているが、結論がはっきりしていない。結論がはっきりしないといつまでも問題の結着がつかないので、今回はその点をはっきりさせる必要がある。
- 制度問題は簡単に結論が出るような問題ではない。制度改革によって給与改善を図るとのことだと、結論を出すまでに長い時間がかかる。それで、この際は給与改善との関係上の問題としての回答を出し、純然たる制度問題はそれとは別にじっくり検討した方がよ

い。職階制の問題は、かつての学園紛争時と紛争直後と現在とでは考え方が移り変わってきている。第6常置委員会がかつての時期の機構改革案を給与改善のための方策として援用することには問題がある。機構改革のことは現在大学においてはそう身近な問題として受けとられていない。大学教官の給与改善については、他の小・中学校教員や一般社会との比較など純経済的立場から論じた方がよい。

- 小・中学校教員の待遇は大幅に改善されたが、この改善は別に条件付きの下で行なわれてはならない。一般公務員の場合でも、何らかの条件と引きかえで上げるといような考え方はない。ただ給与が低いから上げろというそれだけの理由である。それなのに大学教官の場合だけ自己反省をして引きかえ条件を出そうとするのは問題がある。
- 制度問題は給与問題と切り離してじっくり検討すべきだといっても、第6常置委員会の待遇改善案は制度問題と密接に絡んでいて両者を切り離すことはできない。そうなれば、さしあたっては今すぐ返事はできないと回答するより仕方がない。制度問題を給与問題と切り離すかどうかは第6常置委員会の方の問題である。
- この第6常置委員会の待遇改善案は今実施できる機運ではないというのが小委員会での結論である。いわゆる「通し号俸一本化」は教授一本化にしなければできないかとの疑義が出されているが、その検討は第6常置委員会がなすべきことである。
- 国大協のこれまでの給与改善についての正式な見解は「給与体系を一本建てに近いものにする」ということであるが、この報告書

(案)では一本化にならなければならないと制度的問題として先取りしている観がある。制度改革の発想が先行しているように受け取れる節がある。

- 給与体系を一本建てに近づけるといことは現行制度内でも努力できることである。
- 第6常置委員会からの<「報告書(案)」の今後の取り扱いについての要望>の附属文書に述べられている「通し号俸一本化等の実現には職階制の簡素化が不可避であって、これは現状の国家公務員給与の決定原則からしても当然の論理的帰結である」という点は妥当な解釈なのであろうか。
- それは給与は職階制で定められており、給与の差別をなくすには職階の差別をなくす必要があるとの論理である。それと他方における「教授・助教授・講師の間で研究教育職能や責任の上で殆ど差がなくなっている」という認識とが重なって職階制の簡素化—教授一本化による給与改善案が出てきたものと思われる。しかし、職階制の簡素化は給与面からだけで論ぜられるべき問題ではない。研究・教育その他の面に重大な影響がある。このような制度的問題は全体の層の中で考えなければならない問題である。
- 現在の職階制がどうして生まれてきたかも考えてみる必要がある。
- 現在小・中・高・大学とそれぞれ給与体系が違っている。小・中・高の中では職階はない。また、裁判官にも職階上の差はない(判事と判事補の区別はあるが)。それで、大学だけがなぜ職階を設けなければならないかとの考えもあるが、大学に助手、講師、助教授、教授の制度を設けなければならない理由はあった。それを学園紛争の時期にその枠を

はずすべきとの論議が出てきた。しかし、いま教授一本化をして任期制や銓衡制度を設け、銓衡を通らなければ辞職するとか転職するとかするより仕方がないようなことを考えるより、現在の4段階の審査で適格を判定することの方がより適切な方法のように思われる。何故いまの職階を廃止しなければならないのかははっきりしない。

- この待遇改善案は観念的な要素が強い。それよりか今の安い俸給を早く上げることを考えるべきではないか。もっと現実的な分かりやすい答申案を考えるべきである。
- 政府当局は大学に何か自己規律を求めているのか。兎に角、大学教官の人数は多い。これの抜本的な待遇改善を図るには国民が納得する理由づけが必要ということであろうか。
- 任期制は裁判官の任期10年をヒントとした発想ではないか。
- 条件なしの待遇改善案だと怠けていても俸給は上がることになる。たしかに大学の体質改善は必要だが、この待遇改善案ではそれがラジカルに出ている。大学教官の大幅な待遇改善を図るためには、ただ生活水準が低いということだけでは通らないので、自己反省—主体的条件整備が必要ということではないか。
- 初等・中等教員の待遇改善は強大な組織的運動によって達成されている面がある。しかし、大学教官の場合は関係当局に要望書を出す程度で運動による世論づくりはされていない。そこにも一つの問題がある。
- 自己規律の問題については、この報告書(案)のアンケートに対する意見の中に、自己規律のことは各大学で状況に応じ処理すべき問題であって、制度的に決める事柄ではな

いと の 考 え 方 が 出 さ れ て い る。

- 教 官 の 待 遇 改 善 を 制 度 改 革 を 基 に し て 一 直 線 に 進 め て い く と い う よ り も、 実 情 に 即 し て 段 階 的 に 要 求 し て 行 く こ と の 方 が 確 実 と 思 わ れ る。
- 教 授 の 任 期 は 長 い の で 自 己 規 律 の 問 題 が 出 て く る。
- 教 授 の 研 究 業 績 と い う の も 学 部 に よ っ て 異 な る 点 が あ る。 学 部 の 特 質 と い う も の が あ り 一 律 に 律 す る こ と は で き な い。
- 自 己 規 律 の 問 題 は 制 度 化 に な じ ま ない。 ま た、 自 己 規 律 に は 良 い 面 と 悪 い 面 の 両 面 が あ る。
- 自 己 規 律 の 精 神 は 必 要 で あ る と い え る が、 そ れ は 大 学 の 自 治 の 範 囲 内 で 行 な う べ き も の で あ る。
- 教 授 人 事 を 研 究 業 績 に 基 づ い て 厳 格 に や る べ き と の 意 見 も 出 て い る が、 専 門 に よ っ て は 単 に 書 か れ た も の だ け で 業 績 評 価 が で き る か ど う か 疑 問 で あ る。
- 46年 の 「 大 学 問 題 に 関 す る 調 査 研 究 報 告 書 」 発 表 当 時 の 状 況、 47年 の アン ケ ー ト 調 査 に 基 づ く 48年 の 「 大 学 改 革 に 関 す る 調 査 研 究 報 告 書 」 の 内 容、 そ れ と 今 回 の 第 6 常 置 委 員 会 が 実 施 し た アン ケ ー ト の 結 果、 そ れ ら を 総 合 し て 勘 案 す る と、 こ の 待 遇 改 善 案 は に わ か に 実 施 す る こ と は 適 当 で ない と の 判 断 に な る。 現 在 は 制 度 改 革 を す る 機 運 に ない と い う の が 小 委 員 会 で の 結 論 で あ る。
- 「 機 運 に ない 」 と い う の で なく 「 状 況 で は ない 」 と い う べ き で あ ろ う。

概 ね 以 上 の よ う な 意 見 交 換 の の ち 委 員 長 よ り 次 の よ う に 述 べ ら れ た。

46年 の 「 大 学 問 題 に 関 す る 調 査 研 究 報 告 書 」 に 基 づ い て 48年 の 「 大 学 改 革 に 関 す る 調 査 研 究

報 告 書 」 が ま と め ら れ た。 こ の 調 査 研 究 報 告 書 が 発 表 さ れ て か ら ま だ 1年 し か た っ て い ない の で、 こ れ は 大 体 に お い て 各 大 学 の 現 在 の 意 向 を 反 映 し て い る も の と み て よ い と 思 わ れ る。 こ の 調 査 研 究 報 告 書 の 中 味 を 検 討 し た 結 果 と、 更 に そ の 後 本 年 実 施 さ れ た 第 6 常 置 委 員 会 の 報 告 書 (案) に 対 す る アン ケ ー ト の 結 果 を み て も、 こ の 待 遇 改 善 案 に 示 さ れ て い る 制 度 改 革 は 実 施 で き る 状 況 で ない と 判 断 さ れ る。 そ の よ う な 考 え 方 を 基 本 に し て 若 干 の 付 言 を 添 え 当 委 員 会 の 意 見 を ま と め る こ と に し た い。 な お、 よ ろ し け れ ば 第 1 研 究 部 会、 第 2 研 究 部 会 と も 連 絡 し、 そ の 上 で も し こ の 考 え 方 を 変 え る 要 が あ れ ば、 も う 一 度 お 集 り 頂 く こ と に な る か も し れ ない。 そ の よ う に 処 置 を し て よ ろ し い か。 な お、 回 答 の 案 文 の 作 成 に つ い て は 白 田 専 門 委 員 の 協 力 を お 願 い し た い の で ご 了 承 頂 き た い。

以 上 の 委 員 長 の 提 案 を 了 承 し て 本 議 題 に つ い て の 協 議 を 終 わ り、 つ い で 委 員 長 よ り 本 委 員 会 の 今 後 の 作 業 に 関 し 次 の よ う な 提 言 が あ っ た。

本 委 員 会 の 次 の 問 題 と し て 研 究 員 (技 官) の 待 遇 問 題 の 検 討 が あ る。 こ の 問 題 は 本 委 員 会 の 範 疇 内 の 事 柄 か 或 い は 大 学 運 営 協 議 会 の 方 の 所 管 事 項 と な る か 分 か ら ない が、 そ の 辺 の 検 討 を ま ず 行 な っ て み た い。 こ の 問 題 は こ れ ま で も 大 学 側 か ら 提 起 さ れ て き た が、 ま だ 本 格 的 な 議 論 が さ れ て い ない。 な お、 こ の 問 題 は 制 度 上 の 問 題 で あ る が、 待 遇 問 題 に も 関 係 し て く る か も し れ ない。 も し、 こ の 問 題 を 取 り 上 げ る こ と に ご 賛 成 が 得 ら れ れ ば、 ま ず 小 委 員 会 の 段 階 で 検 討 を 始 め た い と 考 え て い る の で ご 意 見 を 承 り た い。

以 上 の 提 言 に 対 し 異 議 なく こ れ を 了 承 し、 小 委 員 会 の 構 成 メ ン バ ー と 第 1 回 の 開 催 日 時 を 次 の と お り 決 定 し た。

小委員会構成：加藤委員長。北村，山田，戸田各委員。白田，綿貫，福与各専門委員。（以上7名）

小委員会開催日時：昭和50年1月23日（木）
13.30 より。

（5）第2常置委員会議事要録

日時 昭和49年11月11日（月）13.30～16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

松永，山田，小山，曾沢各委員

桑島，肥田野，安倍，佐藤，猪岡各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から，つぎのとおり新委員の紹介があった。

宇都宮大学長 山田伴次郎

議 事

1. 「身体障害者の受入れに関するアンケート」 のまとめについて

委員長から，前回（6月19日）議事要録の朗読は省略することにし，今日の議題になっている〈身体障害者の受入れに関するアンケート〉のまとめについてであるが，これには70大学から回答が寄せられた。それを小委員会において取りまとめができたので，まずその説明から伺うことにしたい，と述べられた。

ついで，猪岡専門委員から，別紙資料につき一部字句修正の報告があったのち，調査票と対照しながらつぎの各項目につき概略の説明があった。

- 「1」 1 受験相談および受験許可
受験相談なしに受験受付
- 2 受験不許可の理由
その他の内容

3 教授会等で身障者の入試について問題になったこと
基本方針が決定しているもの

- 「2」 1 身障学生の入学の有無
現在までに在学した身障学生の実態
- 2 入学後に生じた問題
- 「3」 1 特別施設，設備，体制等について
ありの内容
- 2 身障学生の教育，指導についての特別措置について
体育実技に対する措置
- 3 単位認定の方法について

以上の説明が終ったのち，委員長からつぎのことが述べられた。

この調査は，ある1年間に限定して行えば数値のうえでは正確なものが得られたと思うが，今回は各大学の経験を伺うという趣旨であったので，精密な数を押えることはできなかった。しかしおおよその傾向と実態は捉えることができたと思う。つぎに小委員会でのまとめの概略を佐藤専門委員からご説明願いたい。

ついで佐藤専門委員から，このアンケートは詳細な調査ではなかったのち，結果や考察はややあいまいにならざるをえなかったが，小委員会においてまとめた大まかなところはつぎのようなことである。と前置きしつぎのような説明があった。

- (1) 受験の受付は1,482となるが，これは全国高校の身障生徒のうちの何割程度になるか，ということが分からない。
- (2) 受験相談および受験許可あり，なしが35：35であるから，約半数の国立大学で相談，許可が行われたことになる。
- (3) 教授会等で身障者の入学が問題になっている大学が50で，そのうちの34大学では基本方

針が決定していることになる。しかしそのなかみについては検討の余地があるといえる。たとえば167名の者が現在までに在学したが、これは文科系2、自然系1の割合になる。このことは、目が見えなければ大学教育は受けられない、という従来の考え方の転換を迫られることにならざるをえないであろう。

- (4) 1,482の受験受付のうち入学した数が167ということから推計すれば11%の入学率になると思う。
- (5) 入学後の心配があるということが、受験不許可の理由になっているケースがあるが、実際に入学後に起きた問題は、教室間の移動に不便、父兄のつきそい、学友の協力など12件あったということである。
- (6) 最も問題になるのは、学部進学後の履修上の問題であろうが、これに対する特別の施設・設備があるかないかという問題がある。これは“物と金”の裏付けが大きければ大きい程問題解決の可能性も大きいということがいえる。
- (7) 身障者の教育指導について、たとえば実験・実習・語学の履修などの実際面で、どういう措置をするかということがある。
- (8) 単位認定の方法について、正常者と同じ方法というのが圧倒的に高いが、これには教官の意識、態度がもう少しきめ細かであればそれ程の心配はないと思う。

以上のことを総括的に言えば、今回の調査はいわば素朴的な調査であったので、説明に飛躍があったかと思うが、4半世紀に及ぶ身障者教育の経験則から言っても、それ程の問題はないと言える。この調査結果を基にして審議をお願いしたい。

概ね以上のような説明があったのち、つぎのようなことについて意見交換が行われた。

- たとえば、色盲者が医学部を卒業して医師国家試験を受験し合格した場合、色盲を理由に医師免許を拒否するとなれば、職業選択の自由を侵すことになるおそれがある。だとすれば初めから大学に入学させない方が、国家財政の見地からしても合理性があると思う。
- また、大学教育と職業選択の自由の問題がある。ただし、大学教育は卒業後の就職や免許のことも保障しなければならないのであろうか。また、国民は能力があれば、ひとしく教育を受けることができるのだから、その教育を受けることができる権利を大学が侵すことになる疑いがないとはいえない。
- 国家試験の受験ということ、学部卒業後のことであって、受ける受けないは本人の自由の問題である。学部卒業のための必要条件ではないと思う。
- 文部省は、身障者にも大学の門戸を開放しようという方向性にたっているのだから、身障者が入学してくれば、できる範囲の予算的努力はするということであろうが、ただ一ぺんの通牒をもって身障者の入学について各大学は配慮して欲しいというだけでなく、何等かの具体的な基準を設定して欲しい。
- この課題を第2常置が取り上げた起りには、身障者の大学受験と入学についての対応の基準のようなものがないか、ということが要求されていたことだと思う。しかし実際問題としては各大学の姿勢、対応の仕方かなりの幅があるので、すべての大学に共通の基準を直ちに設けることが無理であることから、取敢えず状況調査をしてみるようになった。その結果、約半数の大学が何等かの経

験をしていることが分った。つぎの段階としては施設・設備の必要基準、受験者の入学の手引き、などを検討すぬことにしてはどうかということが小委員会において論議された。

- 取敢えずは、たとえばブロック別に、全国に幾つかの身障者のための大学を設けるといことが現実的だという考え方もあるが、身障者を一般学生と差別しないというのが考えの根底にある。
- 義務教育としての盲学校、ろう学校について、いまその基本路線が問われている。今日までの盲、ろう学校は明治以来100年の間、隔離と閉鎖された社会の延長路線にあった、ということから教育の原理は何か、身障者も幼児の時代から、正常者と同じ場で教育すべきだという思想に変わりつつある。
- 身障者も大学入試が受験できるということになって、明るい希望がもたれてきた。しかし、身障者の受験、教育にはより以上の困難な問題が伴う。たとえば、点字で問題がだせる人は非常に少なく、しかもそれに要する経費は正常者の数十倍が必要だということである。
- 医学部の場合であるが、すべてが医師になるための必修の専門教育を受けなければならないので、医師になれない者の入学は初めから予定していない。たとえば全盲者の実験、実習は本人だけでなく周囲の者も危険にさらされることになる。足らざるところのある者を庇護するのが医学的立場であり、すべてを画一的にすることが真の平等だという思想には容易に親しめない。足りないところを充分に補うことのできる施設があるところで教育することが人道的教育方法のように思う。
- 教育の機会均等、能力の開発、施設・設備

の整備など多くの問題があるが教育本来の理念からいえば、医学部は医師を養成するのではなく、医学を教える場であるからその門戸は開放すべきであって、つぎに本人が将来の道を選択すればよいということになると思う。外国では全盲者でも普通の字が読める機械が開発されつつあるのに、わが国の身障者教育はこのままでよいのか、ということが考えられる。

- それらの機械が普及して、身障者の大学受験者が機械に習熟してくる段階になれば、対応についての考え方も自ら変わってくると思う。
- 商船大学では、学力の入学基準の外に厳格な身体機能の入学基準がある。この双方の基準に達しない者は入学できないことになっている。問題は入学後の事故によって身障者となった学生の卒業のことがある。卒業者は必ず船員免許をとらなければならないという義務はないので、卒業はさせているというのが実情である。

ここで委員長からつぎのことが述べられた。

第一に、明日から開かれる総会に、第2常置としての報告のことであるが、この課題については、いま小委員会においてアンケート結果をまとめている。その集計結果から捉えられる内容はほぼこのようなことであつた、というようにおおよそのところを口頭で中間報告したい。

第二、各大学における状況を、この調査から得られた結果に、小委員会ならびに本日の委員会の意見および若干の解説を加えて整理し、報告書のような形にまとめて各大学に配付することにしたい。

第三に、身障者の大学受験は増加することが予測される。それにはどういう体制をとれば相当の対応ができるか、それらの問題点をどこかで取りまとめる必要がある。それらのことを踏まえてみることによって財政措置の基準の要求もでてくると思う。

以上の提言に続いて次のような意見交換が行われた。

- 身障者の入学後の問題で、特に感じたことは、専門の教官は対応に熱心であるが、全般的にはかなり冷たいといえる。障害の程度、専門別によって違いはあるが、どこかで啓蒙していかないと学内では消極的になっているのが実状である。
- 身障者の受験、入学に要する施設・設備、そのための具体的な段階での予算の額も、項目の中に含めて再度アンケート調査を行うことも考えられる。
- そのような具体的な事項の調査は、現実に身障者の教育に携わっている大学・学部でないと、実際のところは分からないのではなからうか。
- もし再調査を行うのであれば、実際に問題があって、それが比較的答えやすいのは全盲、全ろう学生の教育経験のある大学であろうからそれらの大学に限定して、入試から入学後の実際の問題点とその解決策、それに要する予算額を問い合わせておけば、各大学のこれからの参考にもなると思う。
- 身障者の対応で常に留意しなければならないことは、平等の原理を侵し差別扱いの問題になるような特別な処遇をしないことである。

概ね以上のような論点を指摘しながら意見交換が行われたのちに、委員長から、これま

で論議された問題点はさらに小委員会において具体的な議論を詰めていくことにして、総会には本日の論議の大筋のところを報告することにしたい。と述べ、なお、奥野委員の後任に山田委員を小委員にお願いしたいのでご承認願いたいと語り、異議なく了承した。

ついで、今後の作業の進め方について、つぎのことが協議された。

- ① 佐藤専門委員のもとで、本日交された意見の大筋を踏まえて中間的な報告書の素案を次回までにまとめることにする。
- ② 次回は12月9日(月)13時30分から小委員会を開催する。

2. その他

委員長からつぎのことが報告された。

(1) 入試期一本化のことについて

前回総会において委員会報告が採択され、一本化の方向で進めることが国大協の方針となった。しかしその実施については関係方面の意見も伺ったうえで慎重にすべきであるという意見を付して文部省には報告した。文部省は国大協の意向を確認したので、そのことを入試改善会議に提示した。これについて、入試期に関する特別委員会での高校長側の強い意見は、一本化は共通テストと組み合わせで実施されたい、ということである。また実現までには相当の予告期間をおいて昭和50年度に高校に入学する生徒が大学受験をする時期から実施して欲しいという要望もあるなどのことから、昭和53年度からの実施を目標にして、さらに教育委員会などの意向を徹したうえで次回の全体会議に文部省の原案を提出する予定になっている。

(2) このことについて、全国高校長会議の主

張をバックアップするために各府県の高校
長会議などから25通の要望書が国大協にも
提出されている。

- (3) 身障者の大学入試は、共通一次入試とも
関わりがあることから、入試改善調査委員
会では今年の検討課題になっているので、
いずれ調査研究が行われることと思う。
- (4) 公立大学協会からは、国大協で研究中の
共通第一次試験につき詳細に知りたいとい
うことで説明を要請されたので、同協会の
拡大入試委員会に出向いて、国大協の報告
書を基にして一通りの説明をした。公大協
の意向としては、国大協の共通一次に加
えて欲しいということであった。
- (5) 全国商業高校長会議からは決議として、
商業高校からも大学進学希望者が増加し
つつあるので、入試に際しては商業高校生
の進学のこととも考慮されたいという要望書
が提出されている。

(6) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和49年10月24日(木) 13.30~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

岡本、綿貫、博田、加藤、桑原、安
達、北村各委員

栗冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日は①課外活動中にお
ける学生の災害事故対策について、②来年度卒
業生の就職推薦選考開始時期について、③顧問
教官の旅費などの増額について、の三つの議題
について協議をお願いしたい。なお課外活動
中における学生の災害事故対策について>は、
できれば報告書のような形にして今回の総会に

報告することにしたい。と述べられた。

議 事

◎ 課外活動中における学生の災害事故対策に ついて

これについて、まず委員長から、配付資料
<学生の災害事故実態調査集計表>を基にし
て、つぎの項目を挙げながら概略の説明があ
った。

- (1) 課外活動中に発生した災害事故(全治2週
間或いは治療費5,000円以上要した災害事故
で昭和45.4.1~48.9.30 3年半の期間に発
生したものについての調査のうち入院或いは
治療費30,000円以上を要したもの)およびこ
れに対し大学がとった具体的責任の内容。
- (2) クラブ活動以外において発生した災害事
故、およびこれに対し大学がとった具体的責
任の内容
- (3) 課外活動中に発生した災害事故に対する医
療費の支給等大学の措置の実態について
- (4) スポーツ傷害保険契約について
- (5) 医療費等に対する援助について
- (6) 医療費以外の費用について
- (7) 課外活動中に発生した学生の災害事故につ
いて、関係教官等が個人的に負担した見舞金
などについて
- (8) 課外活動中の学生の災害事故に関しての大
学の措置についての意見
- (9) クラブ活動中に発生した事故及びクラブ活
動以外において発生した災害事故疾病別分類
表。

以上の説明があったのち、綿貫委員からつぎ
のような補足説明があった。

第4常置の提案している正課中の災害事故で
あれば、大学が全面的に責任を負うという考え
方もあるが、課外活動中の事故の場合は、正規

の制度としての責任はとっていない。そうすると、災害事故について、誰がどのような責任を、経費を負担しているか、ということを知るために調査したのが、このアンケートの趣旨であった。その結果知りえたことは、たとえば山岳部の場合などは保険あるいはOBの会が負担している実情が多いことである。その保険は大きく分けると①全国的な救済の制度化を趣旨とする学校安全会への加入。②スポーツ傷害保険③民間会社の傷害保険の三種類があるが、学校安全会は義務教育を中心としており、大学の参加の見通しは暗い。スポーツ傷害保険や民間保険に強制的に加入させる大学はなく、あくまでもアドバイスとして参加を奨励しているのが実態である。

ついで、粟冠専門委員から補足的に「クラブ活動中に発生した事故及びクラブ活動以外において発生した災害事故疾病別分類表」につき説明があった。

つぎに資料<課外活動中における学生の災害事故対策について>を基にして、委員長からつぎの項目を挙げながら、前文の趣旨および内容の構成につき説明があった。

- (1) 課外活動中に発生した学生の災害事故に関する大学の措置
- (2) 事故処理対策について
- (3) 顧問教官制について
- (4) 課外活動中に発生した学生事故に関する顧問教官の法的責任

このような委員長の説明につづいて、綿貫委員から、資料を読みながら概要の説明があった。

以上の説明に対し、概ねつぎのような問題点の所在を指摘しながら修正意見が交された。

- スポーツ傷害保険の加入を促進し、加入者

が多くなれば、保険料は安くなると思うが、これにはスポーツをやっていない学生は加入できない。そこに問題がある。健康保険は傷害だけの保険ではないので参加を進めるにも説得力がある。

- そのことであるが、加入者が余り多くなると、そのための事務要員の問題がでてくる。別個に法人でも設立しないと、責任の所在、財産の帰属主体が不明確になる。
- そのためには、後援会等の組織を一層充実していくことも一つの方法である、という意味のことを補足することにしてはどうだろうか。
- 地方の大学では、PTA的な性格の組織、あるいはOBなどで組織する後援会等の団体があって、入学の際に会費を徴収しているが、それは広く課外活動を利用し、その団体を運営し維持するための経費に充てるのであって、災害の安全を保障するための会費ではない。
- 実態調査によると、顧問教官その他の関係教官が、課外活動中における学生の災害事故のために、個人的に負担した額は相当なものである。このような経費は経常的な国家予算の中からは支出する費目がないから、そのような団体があって、そこで肩代りして支出してくれることは望ましい。
- この課外活動中における学生の災害事故対策については、今次の総会に報告した後、報告書の形にととのえて各大学にも送付することになるが、今後において、文部省あるいは厚生省に要望書を出す場合には、これが基礎資料になり、その内容が出发点となって、要求なり要望のアクションをとっていくことになる。

概ね以上のようなことについて、意見交換が行われたのち、つぎの目次により報告書の形に整え、理事会の了承をえて総会に提案することにした。

目次

はしがき

まえがき

- 1 課外活動中に発生した学生の災害事故に関する大学の措置
- 2 課外活動中に発生した学生の災害事故に関する顧問教官の法的責任
- 3 事故処理対策について
- 4 顧問教官制について

附 録

1. 学生の災害事故実態調査集計表
 - I 課外活動中に発生した災害事故
 - II 課外活動中に発生した災害事故に対する医療費の支給等大学の措置の実態について
 - III 入院治療費よりみた課外活動の事故件数
 - IV クラブ活動中に発生した事故及びクラブ活動以外において発生した災害事故疾病別分類表
2. 「学生の課外活動に伴う災害事故とそれに対する大学の対応措置について」の調査票

2 来年度卒業生の就職について

委員長からつぎのことが述べられた。

来年度卒業生に関する就職問題懇談会が、去る10月7日文部省主催で開催され、そこである種の提案がなされたようである。それに対し、国大協としてどのような対応をするかのことがある。この就職問題懇談会は、昭和28年頃から大学協、文部省、業界の三者で行われており、

いわゆる青田刈はやらないでもらいたいということから、7月に就職事務を開始し、10月1日以降に推薦事務を開始するという大学側からの方針が了解されていた。しかし、これは業界側には徹底せず年々その時期が繰り上がる傾向にあった。このような憂慮すべき状況に対し文部省、労働省も積極的な是正に乗り出し、一昨年から企業側の自粛を強く要請し、相当の成果があがった。しかし、企業側も参加している中央雇用対策協議会としては、求人活動の開始たとえば会社説明会などの準備行動を5月から行うというのがこれまでの実情であった。

この件について先般文部省主催による第1回の就職問題懇談会が開かれたが、私は出席できなかったので、丁子事務局次長外1名に出席を依頼した。次回は来月5日に開催されることになっているが、ここで協議をお願いすることもあるので、前回の主な話題となった事項につき丁子事務局次長から一応の説明を願いたい。

以上のような委員長の提言につづいて、丁子事務局次長からつぎのような報告があった。

去る10月7日に就職問題懇談会が開催された。今年は高等専門学校も大学と同じ「申し合せ」をしたいということで、国・公・私立高専関係の団体も出席していた。主な話題は①今年の就職状況②来年度の「申し合せ」をどうするか、ということであった。大学卒業予定者の就職推薦、選考開始時期については、一昨年以来、中央雇用対策協議会の決議として行われている5月1日以降に求人活動開始、7月1日以降に選考（採用内定を含む）を行う、という線と、大学側の「申し合せ」である7月1日以降就職事務開始、10月1日以降に推薦という方針、との兼ね合いで5月と7月の2カ月のズレがあるがこれをどうするかということが話題に

なった。これについて求人側としては、現在の雇対協の5月以降求人活動、7月以降選考実施とするこの2カ月は長が過ぎるので、6月～7月に縮めたいという意向であるということであった。これに対し、大学側としても教育的見地からみて5月の求人活動開始が6月に繰り下がる方が望ましいという意見が述べられた。

最終的な合意には達しなかったが、大体的傾向としては、雇対協見解のように従来の5月～7月というのを6月～7月の線にもっていく方がよいのではなからうか、ということで、それを各大学団体で検討したうえで、次回11月5日の第2回会合に持ち寄って、来年度の「申し合せ」をまとめるということであった。

○ 以上のような報告につづいて委員長からつぎの提言があった。

大学側としては7月1日以降に就職事務を開始し、10月1日以降に推薦という申し合せになっており、その以前は一切の就職に関する作業はしないことが取り決められている。今の報告は、雇対協側の方針であると理解したい。けだし、大学側としては7月1日から就職事務を開始するが、企業体としては7月1日以前においても、事前の準備行動を開始することはありうるのであるから、その準備行動が今年までは5月1日からであったのを、来年度からは6月1日から、たとえば会社説明あるいは就職案内のようなものを学生に伝えるためのアクションをとる機会を得たいという趣旨である。このように理解してよろしいと思うが如何かであろうか。

この提言に対し、雇対協ならびに業界は、大学側の申し合せの線に歩み寄りができたとみることができるので、雇対協提案の趣旨を理解するというところで、委員長が次回の

就職問題懇談会において意見を述べることを承認した。なお就職問題に関連して、今日の不況な経済情勢が更に悪化すれば、大学卒業者の就職も困難な事態になることも予想される。そうなれば大学側の「申し合せ」も厳しくは守れないことになるおそれがある。このような就職問題は、景気の動向に左右されるという微妙な問題を含んでいる。などの意見が述べられた。

3 課外活動費の大幅アップと顧問教官の増額について

これについて委員長からつぎの提言があった。

課外活動については、国大協としてはその意義を評価し、これの振興をバックアップする立場をとってきたが、そのためには特に課外活動をお世話している顧問教官のご苦勞を多少なりとも軽減することが重要な課題である。課外活動の事故対策については、先程承認された報告書に基づきこれから国大協としての立場で要求の行動を起すことになろう。そのこととの関連はあるが、この問題は別個の課題として作業を進めなければならない。しかし、そのことを今次総会において直ちに報告し承認を得て要求の行動に移すか、或いは災害対策の要求との関連において進めていくか、いろいろと技術的方法の問題がある。考え方によっては、国大協全体の概算要求と平行に進める方が適当ではないかとも考えられる。これをどのように扱ったらよろしいかご意見があれば伺いたい。

これに対し、予算要求はタイミングが合わなければ効果を期待することはできないので、この問題はこれからの検討課題にすることが適当であろうということになった。

(7) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和49年11月12日(火) 15.00~17.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

白淵, 福原, 林, 岸田, 増尾, 山岡各
委員

井上臨時委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から, 本日の議事内容につき, つぎのような経過説明があった。

本日は, 定かな状況がでてきて協議しなければならなくなったということではない。これまで当委員会で扱ってきたつぎの四つのテーマについて, 要望書などの進展状況を明日から開催される総会に報告しなければならないので, その前に委員会に報告し了承を得ておきたいと考え委員会を開催した次第である。

- (1) 正課中における学生の災害事故対策について
- (2) 大学保健管理施設の増設, 充実について
- (3) 国立大学共同利用研修施設について
- (4) 大学および大学院の奨学制度の拡充について

以上の説明があったのち, 前回(6月19日)議事要録の朗読があり, これを承認したのち議事に入った。

議事

◎ 諸報告について

委員長からつぎのように, それぞれの課題についてその後の状況の説明があった。

- (1) 正課中における学生の災害事故対策について

これには調査費がついたので, 文部省としても当委員会が実施したのと類似の方法により,

過去4カ月間の災害事故の調査を各大学に対して実施し, その集計が終わった。この調査には500円以下の小額の事故は省かれているので, 総数においては国大協の調査結果により少なくなっている。私の方で文部省から集計表の写を1部貰って, 国大協の調査結果と比較してみたところ, 殆ど同様の数値になっていることが分かった。このことは国大協の<正課中における学生の災害事故対策について>の調査が当をえているといえる。国大協は, この調査結果に基づき災害事故対策についての原則だけを述べ, その後のことについては文部省の行政レベルに任せてあるが, 文部省では今日までのところまだ委員会発足の段階までには至っていない。いずれ国大協にも委員派遣方の要請があるのではないかと思われる。つぎに, 文部省としてはこの課題のスムーズな実現を期するために, 国大協から関係方面に連携をとっておいて欲しい, ということであったので, 国大協の一連の資料を取り揃え学校安全会理事長, 体育局長および審議官, 学校保健課長等を訪問して趣旨を述べ格段の配慮を要請しておいた。なお, この課題については, 全国院生協議会でも早くからこれに取り組んでおり, 全額国庫補償を主張してきた。しかし, 最近同協議会がこの問題について全国の院生自治会に送付した「要求と方針」の解説とアンケートをみるとこの主張に多少変化がみられ, 早期実現のため一部自己負担で発足させ, その過程において全額国庫負担を進めるという方針となっている。なお, これは大学院生に対するよびかけではあるが, 学部学生をも含めた運動に盛り上げていく趣旨も述べられており, 大体的方向としては本委員会の基本線と矛盾するところはない。

- (2) 大学保健管理施設の増設, 充実について

これは、ほぼ国大協の要望どおりの実現が予想される。来年度はセンターの設置が8大学、教授定員のつくのが11大学、助教授定員が教授に振り替えになるのが10大学である。以上が文部省から大蔵省に対する要求としてまとまっている、ということである。

(3) 国立大学共同利用研修施設について

今年度は地元の設置条件の整った地区が少なく、1地区(中四国)だけが、実現するような見通しである。

(4) 大学および大学院の奨学制度の拡充について

これについては春の総会で承認されたように、物価高騰に伴う奨学金の増額を要望したが、文部省では、人数は据置きにして大学院は修士、博士の区別なく一率に10,000円、学部は約30%増の案がまとまったということである。これが実現すれば昭和47年以降はじめての増額ということになる。

以上のようにいずれも実現の可能性は明るいということであったので、委員会の了承がえられるなら今回の総会に以上のことを報告したいと思う。

これに対し概ねつぎのような意見が交された。

- 共同利用研修施設の設置で、地元の条件が整っているということは、まず土地の予定が確かであって、その立地条件が利用に便利であること、つぎに施設の運用に要する事務系定員を地元大学で流用できる見通しがあること、などの条件が整っているということである。
- 近畿地区ではセミナーハウス設置の計画があったが、これは財団法人組織であるが、余りにも大きな構想であったので、計画どおりの

進展はみられない。

- 保険管理センターに教授がついても、形式的には医学部に置かなければならないことになろう。独立したセンターの教授となると、教授会との関わりをどう考えるかの問題などがあり、実際と形式をどのように調整するかの問題がある。
- 医学部のある大学では医学部の協力を得て保健管理センターの運用もセンター長の人選もうまくできるが、医学部の置かれていない大学では困難をきたすことになる。とくに教授の資格でないとセンター長も容易に得られない。
- 保険管理センター長の仕事は、学生の心理検査・相談などある種の研究の場にもなりうると思う。
- カウンセラーの専門としては、とくに女子学生の心理相談に対しては、女子のカウンセラーが相応わしいが、男子のカウンセラーが適任かは問題のあるところである。
- そのことは、女子学生に対する教師の適性の問題としても考えられることである。
- 災害事故対策としてこの委員会が文部省に出した案は、加入者負担の方法であるから掛金さえ負担すれば大学院生、研究生も加入者となることができると思うが、正課の範囲を、たとえば課外活動までも取り入れることには問題があるということは、当委員会の出発点でもあった。
- 正課中における学生の災害事故対策については、事故が起きた場合の初めに施す処置が不適切であれば、問題が紛糾することになりがちである。
- 一たんは、大学の処置にむしろ感謝して収まった事故が、後で外部からの支えによって

再び紛糾し訴訟に持ち込まれることもある。

- この委員会の調査した結果が理工系の実験などによる事故と文科系の事故が、金額面においてそれ程大きな差がなかったことは全く予想外であった。

概ね以上のような意見交換が行なわれたのち、明日から開催される総会に、委員長から概要を報告することが了承された。

(8) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和49年10月24日(木) 10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

大原, 玉山, 鐘ガ江, 水戸部, 芦田(淳), 井上, 芦田(謙), 西沢, 日高, 勝木各委員

白倉専門委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

先般、西ドイツ学長団が訪日されたことについてであるが、西ドイツの学長団は、クーネルト団長外5名に家族3名を含め9名が、去る9月30日に来日され、10月20日に離日された。その間、第5常置のご努力により準備を進めていただいたが、ほぼ予定どおり視察の日程を終え、目的を達成されて一行満足して帰国された。

この計画ならびに旅行については、関係の各大学および国大協事務局のご努力に対し、第5常置委員長としてお礼を申し述べておきたい。

なお、今回の西ドイツとの相互交流を契機にして、今後の学术交流など一層緊密な関係が進められていくことが期待されるので、第5常置委員会として協力しなければならぬ問題もあるかと思われる。この行事を無事に終えたの

で、お礼をかねてここにご報告する次第である。

議事

1. アンケートのまとめについて

委員長から次のことが述べられた。

昨年11月に行なわれた、アンケートのとりまとめについて協議をお願いしたい。アンケート調査の集計の中間報告については、すでに白倉専門委員から、さきにご報告いただいておりますが、その後のまとめの作業も進めていただき、本日配付のように報告書原案をご作成いただいたので、これについて審議をお願いし、当委員会の承認が得られれば、来る31日に開かれる理事会に提案し了承を得て、今回の総会において採択をお願いすることにした。

なお、審議の過程で、今後第5常置委員会としてとり上げるべき問題点などについても検討しておきたいと思う。については白倉専門委員の報告を伺うことにしたい。

これにつづいて、白倉専門委員から、資料<外国人教員、在外研究員および留学生等に関する実態調査報告書(案)>につきその概略の説明があった。なお、説明の過程で、つぎのことが報告書(案)に脱落しておるので、議事要録に記録として残しておいて欲しいと述べられた。

「項目Ⅲ 文部省在外研究員について」の箇所。長期で出張する平均年令が38.5才、短期で出張する平均年令が48.9才で、短期の方が10才若くなっている。文部省の方針もあることであるが、各大学の選び方はこのようになっている。

つぎに、文部省在外研究員制度以外の機会を得て、6カ月以上の期間出張する平均年令が42.4才で、これは長期と短期のほぼ中間の年令になっている。その総数は3年間で1,150名で

あるが、これは長期、短期の合計数とほぼ等しい数になる。ということは、国立大学教官の海外出張者のうち、その約半数は文部省在外研究員制度以外のルートで出張していることが分かる。

以上の説明につづいて、字句修正などにつき意見が交わされたのち、この報告書（案）をもって第5常置委員会の成案として、理事会に提出することにした。

なお、「まえがき」と「むすび」は、委員長が書き改めること、また、白倉専門委員は本日交わされた意見を考慮に入れて、字句を整え最終原稿を事務局に渡すことにした。

つぎに委員長からつぎのような提言があった。

この報告書（案）をもって、当委員会の成案として発表することになったが、その前に、この報告書（案）を、高等教育計画課あるいは留学生課においても、一読してもらうことにしたいと考えている。文部省の考えによって修正意見をだされても、それを受け入れるかどうかは別の問題としても、明らかな誤りがあるところを指摘してもらう程度のことであれば、とくに問題はないと思うが如何であろうか。

これに対し異議なく了承があった。

2. その他

西ドイツ学長団が、大分、奈良教育および名古屋の各大学を訪問した際の模様などについて、雑談的な話し合いが行なわれた。

(9) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和49年12月13日（金）10.00～13.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

鐘ヶ江、水戸部、桜場、芦田、牧、

井上、芦田、西沢、日高、太田、勝木
各委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのような経過説明があった。

本日は、今後の国際交流のあり方について、ご審議をお願いすることになっているが、今回、西ドイツのフンボルト財団の招へいによって、七田学術課長が、西ドイツの大学教育行政等の視察を終って帰国されたので、この委員会の今後の審議に有益な話を伺うことができるのではないかと、本日ご出席をお願いした。また、五十嵐留学生課長からも、この委員会に出席し、留学生問題についての文部省の考えなどをお話ししたいとの連絡があった。この問題もこの委員会に深い関係があるので、お話しを伺いたくご出席をお願いした。

つぎに、昨年行ったアンケート調査の結果については、去る11月の総会に配付し報告することができた。

なお、西独学長招待の準備については、当初は第5常置で扱うようにということであったが、その後、西独学長招待準備委員会が設けられ、そこで受け入れの準備が進められた。この招待事業も無事終了したので、去る11月12日に最後の締め括りの委員会が開かれ、本日配付の〈西独学長招待準備委員会議事要録〉にあるような内容の審議が行われて、この準備委員会はその任務を終了して解散することになった。その際に、この議事録の〈3、本委員会の存廃について〉の記事にあるような意見が述べられており、それらの意見の中には、今後の国際交流関係の進め方について、幾つかの示唆が与えられているところもあるので、さきに学術課長と留学生課長のお話しを伺った後で、それらを参

考にしながら、今後の検討方針等についての審議をお願いしたい。

以上のような説明があったのち、議事に入った。

議 事

1. 今後の国際交流について

初めに七田学術課長からつぎのような説明があった。

この度、西ドイツにおける大学教育行政の実情を視察して帰国した。その間、西ドイツ学長会議にも出席したので、さきにわが国に招待されたクーネルト副学長外、訪日された数名の学長にもお会いすることができた。その際、招待学長から、日本での視察は楽しく有意義であった、関係の方々によりしくお伝え願いたいということであったので、この機会にお伝えしておきたい。

今回、回ってきたところは、ボン、ケルン、ミュンヘン、ハンブルグ、ベルリン、フランクフルトなどの大都会であった。そのうち中央の行政機関の視察にかなりの日時を要したので、地方の大学を訪問することはできなかった。今回の視察の目的は、西ドイツにおける学術研究体制が、行政の視点からみてどのような仕組みになっており、そこにどのような問題があつて、それに対しどのような考え方があるのか、そしてそれらがわが国の文教行政に反映できる場所はないかどうか、ということを見ることであつた。

以上のような前置きののち、主に西ドイツにおける学術研究体制の現況について、つぎのような課題を挙げながら説明があつた。

① 訪問先 視察の目的からして、学術研究、科学研究関係の機関が多く、たとえば、連邦研究科学省、連邦研究技術省、西ドイツ研究

協会、学術会議などの全連邦的な機関を訪問した。

② 科学行政関係 かなり大きなプロジェクトによる研究と大学における研究の調整が問題になっている。なお、西ドイツは連邦国家であるので、連邦と邦との間の行政調整に難しい問題がある。

③ 西ドイツ大学の基本的大綱法 いわゆる西ドイツ大綱法はまだ連邦議会を通過したわけではないが、現実には各邦がその立法趣旨の内容を自主的に実行している。また、この問題に関連して、憲法裁判所の違憲判決がだされたなどの問題がある。

④ 学生問題 学生問題については、管理者側に一般民衆の支持もあつて、表面的には静まりつつある。しかし、大学によってはすでに絶望的だという大学もあるということであつた。

⑤ 大学の開設 各邦では新しい大学が開設されたが、優秀な教授は定着せず、卒業生の就職も容易でなく、新大学開校の構想は達成されたとはいえない。

⑥ 外国人教授の採用 これは第2次世界大戦後は容易になった。戦前は、ドイツ国家に対する忠誠義務が厳しく要請されたが、戦後は、連邦に対する忠誠義務の宣誓をさせるようなことも無くなっている。

⑦ 西ドイツは、自国の研究所を外国にも設ける計画を進めている。

⑧ 外国人の留学生および研究者 その数はかなりふえており、日本人の留学生、研究者は熱心で、よく学びよく働くということである。

⑨ 国際交流 西ドイツと英国との間には定例的な学長の会合が設けられている。今後は、アメリカとの会合も設けたい、とうことであ

った。

⑩ 日欧文化研究所 これは、西ベルリン市政府からの要望に基づき、駐独日本大使館が中心になって、旧日本大使館跡に設置する予定で、西ドイツ政府と話し合いが進められている。なお、これには、外務省の機関か文部省の機関かなどの、基本的な問題もあるので、文部省では、いま、学術課においてその問題点を整理している。また、この計画についての具体的な立案作業は、現在ケルンに在る日本文化会館の松田智雄館長（元東大図書館長）のもとで進められている。

おおむね以上のような事項についての説明が終った後、つぎのようなことについて質疑が行われた。

○ マックスプランク協会 これは、わが国の基礎研究機関である共同利用研究所に近いものようであるが、その性格、運営、研究テーマの選択など、どのような違いがあるのか。

○ わが国の校費と科研費に相当する、西ドイツの経費の占める割合 経常の研究費は邦によって異なるが、一般に大学では大きな研究はやらないで、殆ど学外の研究機関で行われている。わが国のように、一講座当りの教官研究費、というような積算方式はない。

○ 産学協同 金は貰っても、それに制約されながら、つまり気兼ねしながら研究しなければならない、というような感情はなさそうである。

以上をもって、学術課長の説明に対する質疑が終った。

つづいて、五十嵐留学生課長から、資料<留学生に対する施策について>を基に、つぎの各項目につき説明があった。

1 留学生に対する日本語教育の拡充

2 大学学部、大学院への進学への取扱いの弾力化

3 大学における教育研究指導体制の充実

4 ジュニア・イヤ・アブロード計画の検討

5 留学生宿舎対策の推進

なお、留学生交流関係予算概算要求については、説明を省略するので、各位資料によりご承知願いたい、と付言された。

以上の説明に対し、つぎのような質疑応答が行われた。

○ 外国人宿舎には、2～3割の日本人学生を入居させることにすれば、チューターのような成果が得られるのではなかろうか。

○ 無やみに入れても、監視のためだと誤解され、逆に日本人学生が疎外される事態になる。むしろチューターその者を入居させることが考えられる。

○ 最近、夫婦学生がふえつつあるので、夫婦寮のことも考えなければならなくなった。

○ 日本語教育は、今後も、組織化し更に充実していかなければならない。しかし、そのために、大学本来の教育の場を侵すことのないような配慮はなされるべきである。なお、日本語教育には、受入側にも留学生側にも、多くの問題がまつわっている。

以上をもって、留学生課長の説明に対する質疑を終った。

2. その他

委員長からつぎの要望が述べられた。

(1) わが国と西ドイツの、教官給与の比較表ができれば、この委員会にも配付してほしい。

(2) 来年度の予算の内示があったら、その内容にもよるが、第5常置所管の事項についても、復活要求の中に入れてもらいたい。

(3) 本日は、学術課長および留学生課長から有意義なお話を伺うことができた。次回は、国際交流だけについて、本日の話も踏まえたうえで、西ドイツに限らず、また前回のように団体として行動させるような形で交流でなく、いわばプラティカルな国際交流のあり方についての、具体的な検討をお願いしたい。

(4) つぎに、来年8月にモスクワで、国際大学協会の総会が開催され、これには加藤（元）国大協会長はじめ多くの方々が出席されることになっている。このことについて林会長から、西独学長との国際交流の際にも協力をお願いした東大外事係長但馬事務官を随員の形で参加させたいが、それについては、国大協の専門委員としての資格を与えておきたいので、同意が得られるなら、第5常置にその席を置くことに、協力願いたいとの要望があった。ついては、とくにご異議がなければ同意することにしたいが如何であろうか、と提案があり、異議なく了承した。

次回は、2月14日（金）10時～13時

(10) 新設大学拡充特別委員会議 事要録

日 時 昭和49年11月12日（火）10.00～13.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 水戸部委員長

豊田、玉山、石原、岡本、太田、北村、桜場、谷口、芦田各委員

（第1常置委員会）下沢専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶に続き次のように述べられた。

昨年9月頃に私がこの特別委員会の委員長を委嘱されたが、この新設大学拡充特別委員会というのは何を審議する委員会であるのかよく分からなかったので、そのことを事務局に質したところ概ね次のようなことが判った。この新設大学拡充特別委員会というのは、大学間の格差是正を図るために設けられた委員会であって昭和38年6月1日に設置され、その委員には当時学長会議においてこの格差問題について発言された学長が就任されたということである。しかし、この委員会のその後の活動は余り活発でなく、昭和43年5月に開かれた委員会を最後に今日まで開店休業の状態となっている。これは一つには、大学間の格差是正の問題というのは微妙な点があり、ある程度話が進んでも実現がむずかしいということである。ところで一方、第1常置委員会においても、大学の組織・制度上の問題としての大学間格差の問題が取りあげられ、同委員会に格差是正小委員会を設けて検討が行なわれた。その検討結果は昭和47年11月13日に中間報告としてまとめられたが、これはいわゆる「部内限」の資料というに止まった。

このように、この大学間格差是正の問題はその後進展をみないままになっていたが、本年3月第1常置委員長が交替の機会に、第1常置委員会としてはこの格差問題の検討を当特別委員会の方に委ねるとの方針を決め、そのため、これまで同委員会で検討した資料を整理して回付するというようになった。それで同委員会では去る8月以降数次に亘り格差是正小委員会を開催し、従前の資料を整理され、9月6日付けで報告書をまとめられた。それが過日各位にお送りした「格差是正に関する報告書」である。なお、先般（10月9日）私が加藤第1常置委員長

より引継ぎを受けたとき、同委員長より、この報告書については第1常置委員会（親委員会）としては内容検討は行なっておらず未検討のまま回付するものである旨の話があり、このことについては同常置委員会および理事会でも了承されているとのことであった。

以上が本問題についての今日までの概略の経過であるが、本日は初めての会合であるので、まず第1常置の格差是正小委員会が作成した報告書の内容について同委員会の下沢専門委員からご説明願ひ、その中に含まれている問題点や提案等について検討を行なうとともに今後の審議の進め方についてもご相談をいたしたい。

以上の委員長の経過説明ののち議事に入った。

議 事

◎ 大学格差の是正について

初めに第1常置委員会の下沢専門委員より次のとおり説明があった。

本日は加藤第1常置委員長が出席して説明に当たる筈であったが、急用のため出席できなくなり私が代理出席を頼まれた。只今より第1常置委員会の格差是正小委員会が作成した「格差是正に関する報告書」の内容についてご説明したいが、その前に先程の水戸部委員長のお話の補足をしたい。

お手許の小委員会の報告書は1974.9.6の日付となっているが、この大学間格差是正の問題の議論は長いこと続けられ、1972.11.13には第1常置委員会格差是正小委員会の中間報告が一度出されている。その当時、第1常置でこの問題が研究されていたが、一方大学運営協議会の第2研究部会（研究・教育部門担当）の方でも大学改革に関する調査研究の一環としてこの格差問題を各大学に意見照会しながら研究を進めて

いた。その調査結果によると、大学間に格差が存在するのでこれを是正してほしいというのが各大学の共通意見であった。この大学間格差はいろいろな面に現われており、教官研究費、教官定員、大学院整備等の現状の不均衡に対する不満が表明されていた。第2研究部会では、それをふまえて格差是正のヴィジョンを出したが、これはどちらかというと理念的なもので現実と遊離した面もあるので、第1常置委員会としては現状に即してこの問題を研究しようという態度で検討を進めることになった。そして、まず順序として、各国立大学がどういう予算措置の下で動いているか、その資料を理解することから始めた。その資料によると、旧帝大と新設大学との間にははっきりした区別がある。たとえすべての大学を旧帝大なみにすることは不可能であっても、制度的に大学間にギャップがあることは好ましくない。それで、何とか努力をして新設大学の拡充を図るべきという態度でこの問題に取り組むことになった。

1972.11.13の段階ではそのような態度からまとめた中間報告を出したが、その後情勢も変わり、大学院設置基準なども出来たりした。そこで、大学院の有無による大学間格差が大きいので、そのコリレーションを考えるとということで今年議論を進めてきた。しかし、大学院の有無イコール格差とは考えにくい。大学院のことは別個の問題であって、大学院設置を格差解消の手段としてはならない。格差の解消は「すべての国立大学は学部段階では等しい基準とする」ということをプリンシプルにしなければならぬ。ところが、現在の大学に対する予算措置は学部と大学院がゴツチャになっている。文部省は、大学院のある大学は余計経費がかかるからというような考えからそのような措置をしてい

るようであるが、大学院の有無で教官研究費に差があるのはおかしい。それで、大学院については別途の手当として大学院研究費や学生研究費をつけるべきとの考えに立っている。以上のようなプリンシプルに立脚して小委員会で何回か検討を重ねた。この報告書の内容は親委員会である第1常置委員会としては検討はしていないが、長い年月検討されてきたのでそのプリンシプルは了解されている。

以上のような前置きののち、同専門委員より別紙「資料」（49年7月）の見方について説明があり、ついで別紙「格差是正に関する報告書」（1974. 9. 6）を朗読しつつ補足説明が行なわれた。

このあと委員長より、長年この問題に関係してこられた下沢専門委員より詳しい経緯と内容についての説明を伺い、格差問題についての認識を深めることができたが、以上の説明に対し質問があればご発言願いたい、と述べられた。

ついで次のような質疑応答ならびに意見交換が行なわれた。

○ この報告書の考え方には賛成である。ただ「すべての国立大学は学部段階では基準は平等であるべきである」というプリンシプルは結構ではあるが、文部省予算の総枠が決まっていると、基準を一律にする際に文部省が高低いずれの基準の方に重点をおくかの問題がある。その解答がこの報告書には出ていない。それと今一つ、大学院のない大学は修士課程を置きたい、修士課程のある大学は博士課程を置きたいという要求が強い。それで、学内体制が整備されてきたところから大学院の整備を図っていくということを文部省が認めるようにならないと困る。何か別の暗黙のルールみたいなものによって格上げが決められ

るというような慣行は打破する必要がある。その点もこの報告書に加える必要があるのではないか。それと関連して、教員養成系の大学院設置が困難であるという現状がある。いわゆる新構想大学院大学だけでなく既存の教員養成系大学・学部にも大学院が設置できるよう強調してほしい。とにかく、その大学の整備状況に応じて修士課程、博士課程が置けるようにしないと大学の格差はなくなる。

- 予算措置の問題については、学科目制を修士課程並に引上げた場合にどの程度の増額になるか試算したことがある。この報告書では博士課程並に増額することを提案しているが、いずれにしてもそれはそう巨額な増額にはならないと思う。次に学内体制の整備に応じて修士課程、更に博士課程を置くという考え方については、第1常置委員会の「大学院および学位制度の改善についての見解」の中で論じてある。このような点についての意見をこの報告書に加えるべきかどうかはこの委員会での判断である。また、教員養成系大学・学部の大学院の問題は、教員養成制度特別委員会の方で扱っている。
- 格差是正のために大学を地方分散させることを文部省は言っているが、その問題も大事である。
- 第2研究部会では連合大学院構想を主張している。
- この報告書の「学科新設に伴う予算定員基準」の所には「実験学科」についての資料だけが載せられており「非実験学科」のものが載っていないがそれも示してほしい。学科新設の場合に定員が欠けていることが多い。それでも各大学は学科増設をしたいために泣きねいりしている実情である。このような例は特に非実

験学科の場合に多いので、これの予算定員基準があればそれを示して貰えると有難い。

- そのことは気がついていたが、実験学科と非実験学科との格差は大学間の格差問題とは別問題であるということで、余り詮索しなかった。
- 格差を生ずる一番基本的な原因は「大学設置基準」において講座制と学科目制を区別している点である。大学院が設置されている場合それなりの経費がかかるのでそれを別枠でふやすことはよいが、何か学科目制は教育だけをやり、講座制は研究と教育をやるというように区別しているのは納得できない。その点をはっきりさせ、教官を揃えた大学は格上げするようにすべきである。初めから一方は教育だけ、他方は研究教育というように決めること自体が格差になる。なお、この報告書では「学科編成は現行の博士講座制の基準に一律化し、完成学科は6講座とする」とあるが、その理由がはっきりしていない。
- 教官充実のことも、現状のように予算措置、学生定員、施設等の面で格差があると、現在低い基準で抑えられている大学ではよい教官は集めにくい。目に見える落差を改めることがよい教官を集める先決条件となる。
- 格差をなくすために学部を充実するということが格差是正のポイントとなる。
- 大学の中で教員養成大学・学部が一番おかれている。教大協の総会では要望書を作って毎年出しているが、その中に「教員養成大学・学部にはすべて大学院を設置するよう努力しているので実現を図ってほしい」という一項があり、担当当局でもこのことを承知している。また、国大協の教員養成制度特別委員会でも、教員養成系大学・学部にすべて修士

課程を置くべきであるとの提案をしている。

そのような事情であるので、この方向に対し支持をお願いしたい。

- 不完全講座といったような不完全に固定されているものをまずなくすよう、足場から直していくことが必要である。
- 不完全講座の充実のことも話題にはなったが、各大学で振替措置で学科、講座の新設を図っているという事情もあり、この問題は各大学固有の問題ということで報告書には取りあげなかった。
- 定員基準がそのとおりに実行されていない実情を分析し、不完全なものを完全にすることを考えるべきである。まず足許から固めて積み上げていくことが大事である。
- この報告書では附置研究所のことに触れていないが、研究所は旧帝大に多く設置され新設大学では設置しにくいことにも問題がある。
- その研究所の問題も話題になったが、研究所の有無を格差問題に絡ませるのもおかしいので報告書には載せなかった。それと、研究所の問題は、この問題を担当する特別委員会も設けられているので、ここで論ずることはしなかった。
概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。
以上で第1常置委員会格差是正小委員会の「格差是正に関する報告書」についての説明および質疑応答を終わることにし、次にこの報告書をどう受け取り、どう処理するかのことと、今後委員会の作業をどう進めて行くかについてご協議願いたい。
これに対し次のような意見が述べられた。
- 格差是正小委員会としては、この報告書を

作成し、これをこの特別委員会に提供することで作業が終わったので、あとはこの委員会で検討を進めて頂きたい。

- 大学間の格差是正は重要な問題なので意見具申をする必要がある。
- 重要な問題なので、大学に持ち帰ってこの報告書についての批判も含めて意見をきいてみる必要がある。
- この委員会での検討だけでよいか、あるいは全大学の意見をきいてみるかということについても考えてみてほしい。
- 各大学に意見を求めるのは、この委員会での意見集約ができてからでよいのではないか。
- この問題の審議をするため専門委員の委嘱を考慮する必要があるのではないか。
- この委員会の名称は「新設大学拡充特別委員会」となっているが、この名称は適当であるかどうか。
- この委員会の名称については38年の設立当時に問題があった。こういう名称になったのは、その当時いわゆる旧設大学に比較して新設大学に格差があることから、新設大学を旧設大学と同等にしようという考えがあったのでこのような名称となった。そのような経緯であるが、この名称がこの委員会の任務に適合するかどうかは先般の理事会でも問題になった。
- この委員会の審議事項が大学間格差の是正ということなら、そのまま格差是正特別委員会とした方がはっきりする。
- この委員会で検討してまとめたものを又第1常置委員会に返すのか。
- 前回の総会の際に開かれた第1常置委員会(49.6.19)で、従来同委員会が検討してきた

格差問題について資料をまとめ、これを本特別委員会に回付することが決まった。爾後の処置はこの委員会の責任でやることになる。

- 今回は第1常置の格差是正小委員会の報告資料を受け取り、これについての説明をきいたわけで、今後はこの委員会でこれを基に検討を進めることになる。その検討の第一歩として、各委員がこの問題に関し参考的に自校で意見をきき、その上で委員会で討議を行ない、意見集約ができれば全大学に意見照会をするという段取りにしてはどうか。なお、その検討作業のために専門委員を委嘱する必要があるだろう。基本的な審議の進め方についての協議は次回でよいのではないか。
- 大学間だけでなく学内の学部間にも格差があり、格差問題はむずかしい。余りいそがずじっくり検討した方がよい。まず自校の意見をきくことから始めるのがよい。
- この委員会のメンバーは38年当時格差問題について発言した学長で構成されたとのことだが、この問題を審議するためにはもう少し大学のバラエティーを考慮して構成したほうがよいのではないか。
- 今度の総会に本特別委員会が新発足したことについての報告をした方がよいのではないか。
概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような議事のまとめがなされた。
- ① 本問題の今後の検討方法については、まず各委員がこの報告書を自校に持ち帰って学内で検討し、次回にその意見を持ちよることにする。
- ② この委員会の名称は「大学格差問題特別委員会」と改称することを次に開かれる理事会に諮ることにする。

- ③ この委員会の構成メンバーについて再検討の要があるが、この件は次回に協議する。
- ④ 専門委員を委嘱する要があるが、その人選については次回に協議する。なお、私の大学の長谷川事務局長に加わって貰うことが委員長としては好都合なので、このことの了承を得たい。(了承)
- ⑤ 今度の総会で本特別委員会の状況報告をすることについてはその旨を会長に伝えることにする。
- ⑥ 次回委員会は来年1月下旬～2月上旬の間に開くことにしたい。

(11) 教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和49年10月21日(月) 13.30～16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山, 岩下, 太田, 新谷, 戸田, 岸田, 山本, 小野各委員

池田専門委員

飯島委員主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

本日配付の議事要録は、ここで朗読し確認するという手続は省略するので、各自、後でお目通しをいただき修正箇所があれば、事務局に申し出られたい。なお、本日の主な議題は①<教育系大学・学部における大学院の問題>という当委員会の報告書の取り扱い②教育系大学・学部の設置基準その他についての作業が小委員会レベルで進められているので、その報告と意見を伺うこと③小委員会が余りにも多忙であるので教官委員の補充について協議を願うこと、の3点であるのでご了承頂きたい。

議事

1. 教育系大学・学部における大学院の問題(案)について

まず委員長からつぎのように述べられた。

前回の委員会において原案をご覧いただき、その後さらに幾つかの事項と各委員から伺った意見を盛り込み修正をしたが、修正の手順については、さきに了承をえていたように再三会議を開くことは省略して原案をまとめ、それを理事会に提出し承認をえて、その原案に対する各大学の意見を求める、という段取りをとった。各大学の意見を求めることになった原案は本日配付の<昭和49年6月 教育系大学・学部における大学院の問題(案)>である。

これにより国立大学に対し、9月半ば頃までの予定で各大学の意見を伺ったところ、殆どの大学から熱心な意見が寄せられた。それを委員長および小委員会の手許で十分に検討したのち、去る9月30日に小委員会を開催して、各大学からの意見を基にして原案の修正を協議した。その概要は9月30日の議事要録に述べられているが、おおよその傾向は、殆どの大学で基本的には当委員会の報告原案の趣旨に賛成をいただいた。なおその中には若干の意見の食い違いがあったので、それらの点を取捨し、小委員会において再度原案を修正して、本日コピーで配付のような小委員会案をまとめることができた。本日はこれについて協議を願い、できれば委員会の承認を得て、これを最終案として理事会に提出し了解を得たのち、総会に提案し採択を願ったうえで、当委員会の<教育系大学・学部における大学院の問題>についての報告書として公表することにした。

以上のような経過説明ののち、別紙資料を読みながら概略の説明があった。

以上の説明に対しつぎのような意見が交され

た。

- 文部省の新構想教育系大学院大学の考えでは学部学生 200 人、大学院生 400 人の入学定員となっており、大学院においてはその3分の2は数年の教職経験者を収容するということであるが、それは大学本来の教育・研究体制から言えば多過ぎるのではないか、という意見がある。
- その点は大学院を主体に考えておるのではないか。それは「新構想」というよりはむしろ問題点というべきである。われわれは今後この構想の成行に重大な関心を払うものである。そのことをこの報告書の基本的なところで批判を加えておくことにしたい。
- 文部省の新構想による大学創設の必要理由としては、小学校教師が非常に不足する、既存の大学では、その養成に非協力的である。そこで行政責任当事者としては、その肩代わりに新構想大学を設けなければならない、ということが新構想の狙いになっている。しかし、その反面として、既存の大学の充実発展を怠ることになるおそれがある。という批判がある。
- それならば、学部学生も増やせばよいではないか、というように具体的な段階での批判は逆にとられるおそれもあり、このところの論点は明らかでない。
- ブロック別に、センター的な大学院大学を新構想で設けようという意見もある。これは既存の大学が十分に整備され、その協力の中で、あるいは連合大学院のような形態のものができるのであれば、わが方としても了解できるが、既存の大学はこのままにしておいて、天下りの新構想という別個の大学を設けることには賛成できない。もう一つは、大

学院というけれども、結局は教員人事管理の方に主体性を置くような、研修センター的なものになるおそれがある、という二つの議論がある。

- 新構想の教員養成大学院大学に対し、この報告書でどこまで強い姿勢で反対の意見をだすかどうかということがある。新構想にはかなりの政治的な配慮が含まれているので、ある程度はつきりしておく必要があると思う。しかし余りに強い反対の意見を打出して、国大協として抜き差しならないような対応をしなければならぬようなことは避けなければならない。われわれの方で反対する理由はどこにあるのか、このような新構想に基づく大学院が制度的に認められるかどうか、その点が問題である。このような研修的な構想を何が故に大学院という名のもとに設けなければならないのか、ここでの指摘はその点に尽きるのではなからうか。

もう一つは、レファレンスのことについてはどうかということである。各大学から提出されている資料の内容はよく分からないが、おそらく各大学の意見としては中間的なものに過ぎないと考えられるので、レファレンスはこの報告書には付けなくともよいのではないかと思う。

- そのような資料は、教大協から相当程度のものを提供しておるから、国大協としては資料をまとめておくだけでよいと思う。ここで委員長からつぎのことが報告された。大学院教育学研究科博士課程を置く9国立大学教育学部長（大阪大学人間科学部長を含む）の会議で、協議された①教職教育・教育実習体制の充実について②大学院の拡充整備について③社会教育学講座、教育行政関係講座、比較教

育学の実験講座への振替について④基準面積の改訂について⑥補正予算または特別予算について、の5件について緊急に改善を要する旨の要望書が、岩下専門委員（東北大学教育学部長名義）の方から、国大協会長にも提出されているのでこの要望書をここにご披露する。

ついで、このことについて岩下専門委員から、この要望書は、当委員会で検討されている報告書に直接抵触するところはないことをご理解願いたい。と述べられた。

その他、附属学校の性格などについての修正意見が交されたのち、この案をもって、＜教育系大学・学部における大学院の問題＞についての当委員会報告書の成案として理事会に提出することが承認された。

なお、委員長から、近い機会に、教職員養成課長を中心にした文部省スタッフと、教職員養成に関する諸般の問題について、意見交換をすることにしようかと提言があり、異議なく了承した。

2. 教員養成大学・学部の設置基準について

これについて、岩下委員からつぎのような説明があった。

設置基準については、先程、承認された報告書の中でも、いづれは何等かの形あるものをまとめる約束になっている。前回（9月30日）の小委員会の議事要録にもあるように教員養成に関する原理的諸問題—戦後教員養成制度改革に関する諸機関、諸団体の意見を素材として—ということ、戦後の教員養成制度改革のさまざまな問題について、文書の上で論じられている意見を基にして整理してみた。その検討の結果まとめとして幾つかの問題点を指摘しておいた。それは教員養成の内容のあり方について基本的に何が問題になるのか、という基本原

理に問題点を絞って提起したものである。小委員会には資料をお配りして、このようなことが教員養成の教育内容に関して基本的に問題になる、ということで検討をお願いしておいた。その検討を基にしてこれから小委員会レベルで論議を進め、その論議を踏えて若干の事柄をまとめて当委員会にお諮りする、というような積み重ねを考えている。しかし、その作業過程では大学基準との関連で設置基準そのものの性格ということにウエイトをおいていくべきであろうと考えている。

作業内容としては、戦後の教員養成大学のカリキュラムを規制する要因のうちで、とくに省令や設置基準の如何なる規定が、どのような規制的作用をしたか、ということも調べてみようということである。以上のことを簡単にまとめて言えば、小委員会レベルで論議していただく基本的な観点の検討がはじまった。ということである。

以上の説明に対し、つぎのようなことが意見として述べられた。

- 岩下委員作成の資料を、各委員にも後日送付し検討をお願いしておくことにしようか。
- 設置基準の問題は、教大協でも取り上げられる問題でもあるので、国大協としてはどのような扱いをするかということがあるが、国大協レベルは設置基準の具体的な内容についてはなく、基本的な立場で設置基準というものが教員養成大学・学部にもどのような意味をもって、どのように作用し、どのような問題点があるかという側面から検討していくことにして、さらに、本来教員養成大学・学部の設置基準はどうあるべきか、という方向性も十分に客観的に踏まえたうえでの国

大協の提案というものを考えていきたい。なお、この課題については教大協とも連絡をとりながら作業を進めていくことにしたい。

- この課題についての教大協のまとめ方は、各地区、各組織の意見をとりまとめながら進めるという操作をとっているのです、おうおうにして自己防衛的に組織を拡大するというだけのことに重点が移り、基本的な性格の論議はあいまいになりがちである。是非、国大協で基本的な論議を確立して欲しいものである、

3. 委員長の交替および教官委員の増員について

飯島委員長から、委員長の交替ならびに教官委員の増員の要が述べられた。

この要望に対し種々の意見が交されたが、ともかく当面の課題が完結するまでは、いままま飯島委員長が委員長の任に留まること、また委員の増員については、委員長の方で作業が進めやすいようにその選任を一任することにした。

その結果、広島大学井上久雄教授を教官委員に委嘱することが承認された。

4. その他

文部省、教職員養成課長その他のスタッフとの懇談会は11月15日（金）17時～19時まで神田の学士会館において開催することとした。

(12) 特別会計制度協議会議事要 録

日時 昭和49年12月20日（金）14.00～17.00
場所 国立教育会館第1特別会議室
出席者（文部省側）
岩間、井内、木田、今村、清水、宮地
各委員

佐野、大崎、中村各専門委員

三角審議官他12名

（国大協側）

林議長、渡辺、相磯、都留、岡本、田
中各委員

岩田、手塚、鶴田各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

議長より、今回は文部省の方から来年度概算要求に関連して、緊急に協議いただきたい旨の申し越しがあったので、本日開会することにしたと挨拶があった。

なお、今回は文部省内の異動後初めての協議会であるが、この協議会には、構成員の互選により議長および議長代理を置くことになっており、慣例によれば、議長には国大協会長を、議長代理には文部事務次官をもってそれぞれ充てることになっておるので、特にご異議がなければ先例に倣って取り計らいたい。つぎに会計課中村副長には、ご承認が得られれば専門委員を委嘱することにしたいが、如何がであろうかと諮り、いずれも異議なく了承した。

ついで、岩間委員から、国大協の方から今年度予算の補正について強い要望が出されていたところ、そのまとまりがほぼできたので本日ここでご披露申し上げ、なお、来年度の概算要求についての構想も詰めの段階になったので、そのこともここでご報告して、ご協議をお願いしたい、と会議開催の趣旨が述べられた。

つぎに国大協事務局から配付資料の説明があったのち、協議に入った。

議 事

◎ 昭和50年度予算に関する重要案件について

(1) 昭和49年度補正予算について

初めに宮地委員から、別紙<昭和49年度国立学校特別会計補正等追加予定額>に基づ

き、文部省全体の補正総額は約3,300億円で、そのうち、私学の経常費についても補正したこと、国立学校特別会計についての経常費についても補正を計上した、ということが大きな特色である。と前置きして①教職員の給与改善費②国立学校管理校費等③患者医療費等の各項目を挙げながら詳細な説明があった。

これに対し、林議長および鶴田専門委員から、文部省側の努力に対し謝意が述べられた。

(2) 昭和50年度概算要求について

これについて、まず井内委員から、つぎのような説明があった。

50年度の予算編成については、いま大蔵当局と折衝中であるが、従前には経験したことのない厳しい情勢にある。と前置きをして、国立学校特別会計教職員定員増加状況について、別紙資料を基に、50年度は学年進行に伴い1,627名を確保しなければならなくなるので、この数字を基礎数として交渉中である。これは45年以降最も大きな数字である。つぎに新規の定員増の数字は4,405名、定員削減の明年度削減数は940名ということになる。そのような事情にあるので各大学におかれては、従来以上に既設定員の振替え措置による協力をお願いしたい。しかしこのことについては、各大学の具体的事情に即応しながらきめ細かい事前の相談を進めていくことにしたいと考えている。

以上のような説明に対し、概ねつぎのような質疑が交された。

- 50年度の学年進行に伴う定員増の主な内容は何か。
- 学年進行に伴う1,627名の数字がでた大き

な要素としては筑波大学、医科大学の新設などの他に、大阪大学の人間科学部、広島大学の総合科学部、その他学科増設に伴う増がある。

- 新しい時代に応じて、新しい研究体制を確立するために、既設定員の振替え措置がとられているが、旧きものも時代とともに新しく変転しつつあるのに、既設のものが圧迫を受けることになる。旧きものの育成にも配慮があってほしいものである。
- 定員関係からすれば、研究安全体制の整備充実、汚水廃液の処理施設、放射線同位元素の関係など、各大学横断の共通要素をもった新規事項があるので、定員総枠との関係でこれらが各学部・学科の新規増員と競合する面がある。それらの事情を勘案しつつ来年度の概算要求を進めなければならない。
- 来年度の要求までは、まだ既設の講座・学科の拡充改組の方が総体としては大きいのではなかろうか。新設医大の増が本格的に出てくれば、この程度の数字では収まらないと思う。難しい問題は不完全講座の整備充実ということである。
- 文教政策にも、資料にもみられるように5年間の順調な伸びの面があるが、他面においては飛躍的な伸びの面があってもよいと思う。しかし総定員法という天井があるから、結局は総定員法の問題になるのではなかろうか。
- 削減定員の埋め合せには、臨時職員を採用するというだけでなく、作業を外注するという方策をとっている向きもある。各大学においてその事情は異なると思う。
- 臨時職員は、各大学の努力によって最近は減る傾向にある。定員削減があった分は、臨

時職員を上積みするという事はないようである。また各大学においても、過去の仕組は動かすべからざるものである。というような考えに留まることなく、何等かの知恵の結集があつてよいのではなからうか。

- 大学には、4種類の職種の外に、研究に直結したいわゆる削減の対象になりにくい職種があるということは認められないのであろうか。このことは他の省庁にも共通の問題があると思う。
- 定員削減は、細かな理論や研究が前提にあつて行われるのではない。仕事の内容の相違もどこで線を引くかは難しい問題であり、結局は大学の特殊性という抽象的な言葉で改める外にはない。

(3) その他

これについて、井内委員からつぎのように説明があつた。

49年度の補正要因としても挙げられたが、大学の基本的経費をいかにして確保するかという課題が50年度予算の根本問題である。これについては、いわゆる当り校費（教官当り、学生当り校費）という事項以外のところで必要経費をどのように積むかということを考えざるをえない。たとえば、光熱水費関係の経費を校費にどのように上のせするか、あるいは単発の設備費について従前は相当多額の予算を要求してきたのであるが、50年度予算編成の構え方としては、当大学の既存の学部・学科の基幹経費を賄う、当り校費あるいは当り校費に準ずる経費の、一般的な基礎の目減りをカバーするような部分に、相当な努力をしなければならぬであらう。そこで単発の設備費等については、ある程度の我慢をして基準的経費の分にウエイトをかけざるをえな

いのではないかと考えざるをえなくなる。このように来年度予算の傾向をご理解願いたい。

つぎに、深刻な国家財政の動きに関連しての文教予算の動静について説明があつたのち、これに対し、文教政策の推移あるいは予算編成の予測について質疑が交され、種々意見の交換が行なわれた。

(13) 西独学長招待準備委員会議 事要録

日 時 昭和49年11月12日（火）17.30～19.30

場 所 学士会分館3号室

出席者 林委員長

加藤(一)、加藤(六)、川上、芦田、岡本、井上、飯島、後藤、池田各委員
(オブザーバー)

文部省：大門国際学術課長、中村課長
補佐

日本学術振興会：阿部人物交流課長

東京大学：但馬外事掛長

林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があつた。

去る10月19日に行う予定であつた来日学長との感想懇談会が都合で取りやめになつたので、日本側だけでも話し合いを行うことにしてはどうかとの希望もあり、本日その機会を持つことにした。なお、西独学長側に対しては、あとで感想を記した書面を送つて貰うよう東大辻教授を通じて依頼した。

以上の挨拶ののち丁子事務局次長より配付資料の説明があつた。

議 事

1. 全行程についての感想

初めに、10月19日に予定されていた感想懇談

会が取りやめになった事情について事務局ならびに広島大学の飯島委員より、これは交通公社側のミスから予定した旅客機利用ができなくなり新幹線利用に切りかえたため、東京着時間が遅れ開催不能になった旨の説明があった。

ついで今回の招待行事を実施した結果の感想について、まず、西独学長一行の随員として全行程を随行した但馬東大外事掛長から概ね次のような報告が行われた。

全行程にわたり予定のスケジュールどおりに行動することができた。各訪問大学では万全の態勢で接待に当たられ、西独学長一同大変喜んでいた。ただ、随行して感じたことは、全般にスケジュールにゆとりがなく忙しすぎたように思われた。西独学長も、もう少し落ち着いて話し合える機会がほしいとの感想を洩らしていた。それと、これはこちらサイドのことであるが、西独学長と応待して感じたことは、日本と西独とでは教育制度が違うため話しをしていて何か違和感みたいなものが感じられた。

以下はスケジュールに従った具体的な話になるが、慶応大学に寄った時には、医学部病院に爆弾がしかけられたという情報があり、そのため見学を取りやめるといふハプニングがあった。西独では私立大学がないため、私大に対しては興味を抱いているようであり、特にその財政のことについて関心が深いようであった。東海大学の近代的施設・設備に対しては非常な好奇心を示していた。このあと名古屋、京都、奈良、大阪と移動したが、京都、奈良での寺院見学は余り盛り沢山であったため少々退屈気味の様子も見られた。そして、そのような文化財見学もさることながら、農家など一般の民情視察をしたい気持もあるように伺われた。観光としては大分から阿蘇に行くハイウェイの風光が気

に入ったようであった。広島では原爆被爆の街ということで深い印象を受けたようである。以上が随行して感じた感想の一端である。

なお、西独学長一行の中にはレクトールの資格の者とプレジデントの資格の者がおり、前者は学者としての学長、後者は行政官としての学長というような性格があり、この両者の意識には差があるようにも感じられた。レクトールの方は学者タイプなので管理職としての学長の職務に余り長く留まることは望んでいないように見受けられた。

以上の報告に続いて各委員よりそれぞれ次のような報告や感想が述べられた。

- 東大に一行が来訪された時にクーネルト団長にプライベートにこの日独学長交互招待の継続のことを話したが、先方ではそのようなことを予期していなかったようである。西独は連邦制であるので、連邦政府との関係で今度のようなこともそう簡単にいかないようである。日本側ではよいのかときいていた。
- 10月19日に予定した日独双方の話し合いの機会が失われてしまったが、こちらとしては教官、学生の交流のことについての意見交換をしたかった。この交流のことは大学間のことになるが、これに対して国大協なり、西独学長会議なりが世話をすることも考えられる。それと、日本語教師の訪独、ドイツ語教師の訪日のことについて、その待遇や処遇のことについても話し合いたいと思っていた。
- それらのことについては広島に来られた時にクーネルト団長その他にきいてみたが、先方の話しではそのような交流が現在はバラバラな形で行われているので、何か具体的なインフォメーションがあるとよいということ希望していた。それで、それらに関する資

料を整理して送ることを約束するとともに、それを検討して返事をしてくれということを頼んだ。近い機会にその資料をまとめたいと考えている。なお、昨年DAADの方から来日教師を長期間引止めないようとの要望があったが、この問題については今回来日した学長は余り関心をもっていないようであった。

- 全体としてプレジデントの学長は大学の管理運営、財政、カリキュラム等の問題に熱心であったようである。そして、これらのことについてフォーマルなことでなく本音をききたいという意向をもっていたようだが、そうになるとバックグラウンドのことを説明しなければならぬのでむずかしいことになる。
- 学長は政治的にどうなのかという問題に関心があったようである。そして、学長の政治的立場と文部省との関係ということに興味をもっていたようである。
- 奈良に来られた時には教育大学についての話をし質問が沢山出た。懇談の概要は別紙のとおりであるが、一番感じたことは西独では教育実習がないことである。なお、昨年5月のニーダーザクセン州の臨時大学法に対する違憲訴訟についての連邦裁判所の判決のことであるが、来日学長たちはこれは最高裁と州の大学との正面衝突だといっていたが、このような事情は国情の違いでわれわれには異常に感じられた。
- 大分では環境がよいことをほめていた。それから、県と大学との関係のことや大学院問題などのことが話し合われた。
- 東大では入試のことをきいていた。
- 京都では学生運動の話が出たが、学内の秩序維持については先方は割り切った考え方をしており、警察力で処置すればよいとの態

度のものであった。

- 名古屋では大学の沿革について話したあと種々懇談した。研究費の実態、留学生の問題、医学教育における一般教育不要論、教官の俸給と民間の俸給のこと、などが話題になった。そのあと専門別に分れて1時間半くらいそれぞれ懇談が行われた。
- 九州では2時間くらい懇談した。国立大学からは福岡教育大学と九州工業大学の両学長、それに県立女子大学学長にも来て貰った。そのときに大学と企業体の研究との交流があるかという質問などがあつた。晩のパーティーには訪独者の団体から20名ほどが参加した。そのあと専門の人達だけで二次会が開かれた。

概ね以上のような報告や感想が語られ、この議題についての協議を終った。

2. 関連する問題について

(1) 国際大学協会の総会について

このことについて加藤(一)委員より次のような説明があつた。

来年8月モスクワで開かれる国際大学協会の総会にクーネルト団長その他が参加されるそうで、その時にまたお会いしたいといっていた。この総会には日本側からも参加した方がよいが旅費の問題がある。先般文部省にきいたところでは、文部省としては国際大学協会日本協力会の役員4人の旅費は確保するということであつた(東大伊藤教授、東工大学長、京大学長、お茶の水学長)。私はこの協力会の日本の理事長であり、中央の理事をもしている。私立大学関係では10数人が参加するとの話である。なお、加盟校以外のオブザーバーの参加のことについては国大協の方から照会してい

る。

(2) パイゼルト教授からのドイツ文化情報センター設置の依頼について

過般西独のパイゼルト教授から依頼のあったドイツ文化情報センター（ドイツ会館）設置のことについて次のような意見交換があった。

○ このパイゼルト教授からのドイツ文化情報センター設置のことについては、こちらの援助体制ができれば進めやすいというようなことである。

○ 国大協からの返書は、外務省、文部省、学術振興会等の考えをきいて作成した。国大協としては可能な協力はするが、このプランを実現する行政的権限も財政的能力もないので、側面的な援助をすると回答しておいた。

○ 学術振興会としては現段階では積極的な協力はできない。それで、スタッフの要請に対しては奨励研究員を数名くらい出せるが、奨学生の金を出すことはむりであることなどを返事しておいた。

○ 国際交流基金からの回答には具体的なことが書いてあるが、自分の所でやるものではない。

○ もう少し具体的なことをきかないと回答できない。外務省は返事をしたろうがその後のことは分らない。

3. 本委員会の在席について

今回の西独学長の招待事業が終了した段階でこの委員会をどうするかについて協議が行われ次のような意見が述べられた。

○ この委員会は今回の西独学長招待のために設置されたものであるが、今後これをどうするかはこの委員会の意向によることに

なろう。

○ この段階で一応解散して、関連した個別の問題が出てきたら、あとは第5常置で処理するようにしてはどうか。

○ 今回のような事業を継続することは好ましいが、もう少し気軽に、プラクティカルにやるようにした方がよい。

○ 来日学長からは3～4日集中的に懇談したいという希望があった。集中的に懇談をしてあとは交通公社などにプランをたてさせてまかせるようにするのも一つの方法である。

○ そのようにプラクティカルにやるにしても先立つものは経費問題になる。文部省や学術振興会の考えはどうか。

○ 文部省としては方針をたてられると思うが、どこから、何のために、ということを経験されてからの相談となる。国大協としての基本的な考え方が決れば検討したい。

○ 国大協がやるとすればアドミニストレーション的（行政的）方面に関するものとなろう。学問的方面のことは国大協としてはやりにくいであろう。

○ 外国人学生対象の2～3週間程度のセミナーが北海道大学（アメリカ学生対象）、広島大学（インドネシア学生対象）等で行われた。広島の場合は国際教育協会がスポンサーで、結果は大変よかった。文部省もこれを拡げてゆく考えのようだが、国大協がこれのアレンジを考えてもよいのではないか。

○ アメリカの金でやっているものもある。日本のセミナーで履修したもので単位が取れるようになっている。

○ ユネスコ関係のものもある。ユネスコと

日本側とで費用を出し合っているが、人数は限られている。程度は相当高いもので英語で講義する。ただ、こういう計画をたてる場合宿舎のことを十分考えなければならない。

- 留学生の問題についてはまず宿舎の整備を図らなければならない。現在のような劣悪な宿舎状況では反感を高める結果になる。宿舎の次には食事の問題がある。下宿の場合には食事が問題となる。
- いろいろ問題があるが、国大協として何が可能かを整理しなければならない。
- この委員会は西独学長招待のために設けられたものなので、この際一応整理をつけ将来のことに関しては理事会、総会にかけようスケジュールを組んではどうか。
- 第5常置の担当事項に関連した問題が出ているので、これらを積極的にやるとなれば、第5常置で国際交流問題にウエイトをおいて審議し、来年の春頃までに何らかの案を作ることは可能と思われる。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のように述べられた。

この委員会としての経験を生かし、西独だけでなく広く国際交流を進める方策について第5常置で検討するようお願いしたい。もしその審議のためにこの委員会の委員の協力が必要なら、オブザーバーとしての参加も考えられる。まず第5常置での審議をお願いしたい。

(14) 実施方法等調査専門委員会

議事要録

日時 昭和49年10月9日(水) 10.00~12.00
場所 国立大学協会会議室
出席者 加藤委員長

田中、湊、小野、清水、川村、丸井、
三上、細川、菅、上垣内、長瀬各委員

議事

加藤委員長が開会を宣し、「実施方法等調査専門委員会を前回開催したのは5月23日であり、それ以後何回か小委員会で審議を重ねて来たが、今回その経過を報告し、全委員による審議を願いたい」旨発言があった。

1. 合同会議(5月23日)

議事要録が朗読された。加藤委員長より、3ページの「実地研究の受験生の成績は公表しない」を8月7日の小委員会で「今回に限り、実地研究なので、各高等学校に当該校の受験者の科目別成績を知らせる」に改めたこと、その理由は地区試験実施委員長会議で実地研究の受験生を募集するのに受験者にこの程度のメリットが欲しいとの強い要望があったことであるとの補足説明があった。

上垣内委員より2ページ1の6)にある試験問題の難易度の調整は実際に行われたのかとの質問に対し、小野委員より8月31日のコンピューター専門委員会で各科目別研究専門委員会から選出された委員全員出席の下に全科目の問題を見合うことは行ったとの回答があった。

2. 実地研究の受験生募集

加藤委員長より、(1)6月10日に世話大学の学長、事務局長および入学主幹の会議を開き、世話大学となることを依頼したところ、各大学は快く引き受けられたこと、(2)7月24日の地区試験実施委員長会議で前記の受験生のメリットや予算等につき種々批判があったので、8月7日の実施方法等調査専門委員会小委員会で検討して処置したこと、(3)実地研究の受験生を募集するにあたって、地区実施委員会を通じて入試改善調査委員会から委員長名のお願いと趣意書を

各高等学校等に配付したことの説明があり、趣意書が朗読された。

3. 日教組との会見

加藤委員長よりつぎの通り説明があった。日教組から、実地研究に関して各地区の教組から問合せが来ているので、事情をききたいとの申し入れがあり、9月11日に会見して説明を行った。席上、(1)実地研究に関して教育委員会等にだけ通知し、日教組に通知がなかったのは何故か、(2)一部の地区で教育委員会を通じて応募をとりまとめたことは遺憾であるとの発言が日教組側からあり、これに対して(1)日教組に通知することを失念していたのであって、他意はないこと、(2)応募は教育委員会を通さないように至急改めることを答えた。

これに関連して田中委員より、共通試験に関する日教組の主張は(1)資格試験とすること、(2)科目の選択に関して負担増にならないようにすること、(3)共通試験によって指導要領の定着化が目論まれる危惧があるので、そういうことがないように高校教師を参加させることの3点に要約されるとの発言があり、加藤委員長より、会見の席上でも(1)に関して入学希望者が定員の何倍にも上るといふ現在の情勢に合わせて共通第一次試験は入学試験の一部であると考えていることと、(3)に関して入学試験の一部として大学が要求する水準に合わせて問題を作成すること、とくに今回は研究が目的であることを説明しておいた旨回答があった。

4. 調査研究事項

9月11日の小委員会の議事要録が朗読された。4ページの表中の身障者問題の担当者に、第2常置委員会でもこれを担当している丸井委員を加え、湊、丸井両委員担当とすることに改めた。

5. 実地研究

配付資料にもとづき受験者数等が紹介された。また、実施解説書の作成に関係する9月21日のコンピューター専門委員会小委員会議事要録が朗読された。その中の「正解答用紙」「予備解答用紙」はそれぞれ「解答用紙(正)」「解答用紙(予備)」とする方がよいことと、理科の答案を科目別に整理する作業を試験室で行う時間の余裕がないから、地区実施本部で行う方がよいことが指摘された。

6. 50年度概算要求

加藤委員長より、配付資料についてつぎの旨の説明があった。「これは理事会と入試改善調査委員会承認されたものである。共通第一次試験に対する社会の強い期待を背景に文部省から実施機関を発足させるための概算要求を出すよう申し入れがあったが、国大協としての意見がまとまっていない現在そうすることは勿論できない。他方、例えば他地区の受験生を受入れる場合の事務をどうするか等の技術的問題の調査研究を残したまま今年度で事業を打切ることできない。そこで資料の1にある事業を行うことにした。国大協の事務局ではそれを世話し切れないので、そのための事務官を世話大学に置くことを要求することになった。

これに対して、人がつくと実施せざるを得なくなるのか、また実施しないことになったならばその人はどうなるのかと質問があり、要求をこの線に抑えてもらうのに大変な努力を重ねなければならなかったことと、人員の配置は入学主幹制度拡充の一環として考えてもらっていることの回答があった。

(15) 実施方法等調査専門委員会
・地区試験実施委員長会議議
事要録

日時 昭和49年11月6日(水) 13.30~17.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 (実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長, 湊, 小野, 川村各委員
(地区試験実施委員会)

林, 永野, 染谷, 高岡, 永田, 榊井,
塚原各委員長

出光, 江田, 堀津, 牧島, 金子, 豊
松, 吉田各事務担当責任者

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰の
もとに開会。

初めに加藤委員長より次のとおり挨拶があっ
た。

今回実施する試験問題実地研究については前
々からその準備にご努力頂き厚くお礼を申し上
げる。なお、岡本入試改善調査委員会委員長か
らも各位によろしくとの伝言があった。本日は、
この実地研究実施についての最後の打合せ
であって、実際上の事柄に関する疑問点の討議
と、当方からの連絡事項の伝達などを行いたい
と考えているので、十分審議を尽し、実施に遺
漏のないようお願いしたい。

以上の挨拶に続き、今回交替をみた九州地区
試験実施委員会の塚原新委員長の紹介があり、
また本日の会議出席者の顔ぶれについて説明が
あった。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明が
あり、引続いて同配付資料の中の3つの議事要
録—9月11日の実施方法等調査専門委員会小委
員会、9月21日のコンピューター専門委員会小
委員会および10月9日の実施方法等調査専門委

員会小委員会の各議事要録の朗読があった。

議 事

1. 試験問題実地研究について

まず、今回の実地研究に関し各地区試験実施
委員会に送付する配付物について小野委員より
次のとおり説明があった。

先程朗読した9月21日のコンピューター専門
委員会小委員会の議事要録にこのことに関する
記録が載っているが、これは審議経過を記した
ものでその後若干の変更があり、別紙「地区実
施委員会への連絡」に記載のように訂正され
た。以下これに基づいて現在までの実状を説明
したい。

- (1) 地区別試験室割当表……まだ送付してな
い。
- (2) 地区別受験者名簿……まだ送付してな
い。
- (3) 解答用紙記入上の注意……本日見本を配
付した。
- (4) 問題冊子……目下荷造り中。トラック便
で輸送する。
- (5) 解答用紙……11月12日に荷造り、航空貨
物で輸送する。
- (6) 予備解答用紙……(5)と一緒に送る。
- (7) 欠席調査表、予備解答用紙調査表……別
紙見本のとおりのものを(1)、(2)と一緒に送
る。
- (8) 監督者の心得……別紙原案を本日検討の
うえ追って送付する。
- (9) 受験者の心得……受験票とともに試験場
案内図を付して先週各受験者宛送付した。
- (10) 受験票の予備……余部がないので本日1
枚渡すものをコピーして使用されたい。

以上の説明に対し次のような質疑応答が行わ
れた。

- 社会、理科等は選択科目になっているが、この解答用紙は組合わされているのか。もし科目毎にバラバラで送られてくるなら試験前に予め揃え直して差支えないか。
- △ 一揃えにまとめてないので、これをどう処理するかは「監督者の心得」について審議する際に相談したい。
- 予備解答用紙と問題冊子の予備は何部貰えるのか。
- △ 1教室当たり5部宛渡すことにしているが、大教室の場合は10部渡すことにしている。
ついで同委員より「地区実施委員会への連絡」のその他の事項について資料に基づき説明があり、いずれ改めて印刷のうえ送付する旨が述べられた。
これに対し次のような質疑応答が行われた。
- 欠席者の解答用紙の処理はどうするのか。
- △ 使用しなかった解答用紙と同じ扱いになる。その点の誤解のないよう資料の本文「使用しなかった解答用紙」のあとに（欠席者の分を含む）と追記することにする。欠席者の解答用紙も答案と共に返送してほしい。
- 未使用の問題冊子を協力高校に配布して差支えないとのことであるが、報道関係に対してはどうか。
- △ 余裕があれば渡してもよい。ただし、解答用紙の方は一切外部には出さないのご承知願いたい。
- 科目別および総点の最高点、平均点等を知らせることにしたそうであるが、これは高校に直接知らせるのか。できれば試験終了後高校に挨拶に行く際にこちらから届けるようにしたい。
- △ 地区試験実施委員長宛にその地区の高校別成績表を送ることにする。
- 標準偏差を出して知らせることはできないか。
- △ 標準偏差を出した方がよいということならそのようにしたい。
- それらの成績に関する資料を大学にも送って貰えるか。
- △ 高校別に送る成績表は地区実施委員会にも写しを送ることにする。
- 実地研究の実施について新聞発表するの
か。
- △ いま別に予定はしていない。終了後にはあるかもしれないが事前にはしない。
- 実施の概要についてのインタビューは各
地区の判断でやってよいか。
- △ 「受験者の心得」「趣意書」等第三者に
発表した程度の内容は話しても差支えないが、
それ以外のことは微妙な点があるので触れな
い方がよいと思う。
概ね以上のような質疑応答ののち、次の
「監督者の心得」の審議に入り、まず小野委
員より次のような説明があった。
表題は「監督者の心得」となっているが監
督者の要領を記したものである（このあと表
題を「監督者要領」に改めた。またこの資料
の発行者名は「実地研究中央実施本部」とす
ることにした）。前段に依頼事項を記し、後
段にこれの実施細目を記載してある。これを
読めばやる仕事の内容が分るように書いてあ
る。以下資料に基づいてまず前段の部分から
説明をしたい。
以上の前置きののち同資料を朗読しつつ補
足説明が行われた。
これに対し種々意見交換があり、その意見
に基づき内容の一部が修正された（別紙参

照)。

なお、この間次のことに関し論議が交された。

- 社会、理科等選択科目の解答用紙の配付方法について

中央実施本部の方で社会5科目、理科4科目をそれぞれ揃えることは大変な作業になるので、各科目別に袋に入れて地区実施本部の方に送ることになる。これを地区実施本部で揃え直して受験生に配付することが試験当日では時間的に無理ならば、今回は前日に揃えても差支えない。なお、この問題は本番の際には受験生が多数であるので、その処理方法について検討しておく必要がある。

- 英語のヒヤリングテストの実施方法について

このことについて榊井委員長(英語)より別紙「聴解力に関する問題、説明用テープ並びにテスト問題」に基づく説明があり、また録音テープの聴解が行われた。これに関して次のような点が論議された。①カセットの音量調節をしてから試験場に持って行っても部屋の大きさによって効果が違う。これを試験場で調節し直すことはできないがどうしたらよいか。②何個ものカセットの音量調節をやるには相当な時間がかかるので試験直前ではむりである。③外部からの騒音のため放送がきこえない時は一時中止して差支えないか。④停電の際はどうか。⑤ヒヤリングテストを試験時間の終りの方で行うとなると英語の場合は試験開始60分後に退場を認めるとの規定は通用しないことになる。

概ね以上のようなことが論議され、その中の音量調節の問題については「カセットは1台を除いてあとは全部事前に音量調節をすま

せておく。その残した1台で試験当日監督者に聴取して貰い内容を理解して貰う。試験室の規模に合わせる音量調節は現場で1分位で行う」ということとし、騒音等により聴取できない場合の問題については「一時中止して静かになるのを待って再開することとするが、くりかえしてかけることはしない」ということにした。なお、ヒヤリング実施上の要領については「監督者の心得」の文中には盛り込まず、「聴解力テストについて」を別紙参照として綴じ込むこととした。

ついで「監督者の心得」の実施細目の部分について小野委員より資料に基づいて説明があり、これに関して次のような質疑応答が行われた。

- 受験者の受験票をチェックしながら入場させる場合には10分くらいの時間では足りない。
- △ 駅の改札のような程度のチェックの仕方ではよい。
- 監督者集合と問題冊子、解答用紙などの受領の時間は一律に決めずに現場の方に適当にまかせてほしい。
- △ そのようにしたい。時間を指定した個所は削除する。
- 解答にはHBの黒色鉛筆を使用するよう指示しているが、他の鉛筆を使用した場合どうなるか。
- △ Bを使用するのはよいが堅い芯のものはマークリーダーで読み取りにくいので避けてほしい。
- 試験場を指示する看板等の表示はどのようにするか。
- △ 看板を出さないですむ場合は強いて必要ないが、出す場合には統一した方がよいので

「国立大学協会（肩書にして）実地研究〇〇地区試験場」ということにする。

○ 受験者の着席番号は受験票の番号では長すぎるので中央部分の6ケタの番号だけでよいか。

△ 教室内の座席用のものはそれで差支えないが、試験場の入口にはフル番号で表示してほしい。

○ 今回の実地研究は受験者に奉仕的に参加して貰っているので、最初にそのことに関しての挨拶をしても差支えないか。

△ それは適宜考えてやってほしい。

このほか委員長より①当日の一般の警備のことは各地区で実情に応じて処理して頂くということによろしいか、②試験問題は余部の中から協力高校や報道関係に配付して差支えない、③試験問題は試験終了後各国立大学に送付する、などのことが述べられた。

なお、この審議の過程で原案の表現上の点について修正意見が出され、別紙のように修正が施された。

以上で議事を終り、最後に委員長より次のように挨拶があった。

大変ご面倒なことをお願いし恐縮であるがよろしくお願ひしたい。一応これで実施できる段取りができたが、なお疑問点等があれば国大協の方に連絡して頂きたい。種々お世話頂き厚くお礼を申し上げます。

(16) 試験問題実地研究中央実施本部の状況要旨

日時 昭和49年11月23日（土）8.00～17.00

〃 11月24日（日）8.30～14.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 （実施方法等調査専門委員会）

加藤委員長

湊、川村、丸井、細川、菅、長瀬各委員

（コンピューター専門委員会）

小野委員長

清水、土方各委員

（科目別研究専門委員会）

<担当科目の試験実施時間中のみ勤務>

篠原（国語）、碧海（政・経）、浮田（地理）、上横手（日本史）、山田（世界史）、柘植（数学）、藤田（数学）、伊藤（生物）、松村（物理）、中村（化学）、橋本（地学）、清村（英語）各委員長（委員）

1. 各地区よりの電話照会に対応する分担を別紙のように定めた。

2. 地区実施本部への連絡

① 中部地区では第1日の試験終了後当日分の試験問題を報道関係に渡すことにしているとの情報があったため、丸井委員より24日全科目の試験終了後に渡すよう念のため連絡した。

② マークシートの色調が全般に薄くて見づらいとの批判があったため、その実情を調査するため別紙のような内容の連絡を各地区に対して行った。

3. 地区実施本部からの連絡

① 中部地区より問題冊子の折込地図が落ちているものが合った旨の連絡があった。

（別の冊子と交換して処理）

② 関東・甲信越地区より、日本史の解答用紙に同番号のものが2枚あり、次番号のものが欠けている旨の連絡があった。（予備解答用紙を使用して処理）

③ 中部地区より、日本史の試験問題について誤りらしい箇所がある旨の照会があった。(誤りでないことが判明)	10. 9	水	10時	委員会 実施方法等調査専門 委員会
④ 関東・甲信越地区より、数学のグラフに関する問題について疑義がある旨の連絡があったが柘植委員の説明で了解した。	10. 9	水	13時	実施方法等調査専門 委員会小委員会
4. 問題ミスについて 全科目とも問題ミスはなかったが、数学についてグラフの解答処理に若干の問題点があった模様である。	10.11	金	13時30分	第2常置委員会小委 員会
5. 受験者の出欠状況 別表のとおりで、第1日第1時限目は出席者2,311名(出席率75.8%)、第2時限目には25名減、第3時限目は更に28名減となった(出席率74.0%)。第2日第1時限目は出席者2,167名(出席率71.3%)で第1日第1時限目より144名少なかった。第2時限目は第1時限目より10名ふえた。地区別にみると関東・甲信越と中部が出席率が高く、中国・四国と近畿と北海道が出席率が低かった。	10.21	月	13時30分	教員養成制度特別委 員会
	10.24	木	10時	第5常置委員会
	10.24	木	10時	幹事会
	10.24	木	13時30分	第3常置委員会
	10.30	水	13時30分	第1研究部会
	10.30	水	13時30分	コンピューター専門 委員会小委員会
	10.31	木	13時30分	理事会
	11. 6	水	13時30分	実施方法等調査専門 委員会・地区試験実 施委員長会議
6. その他	11.11	月	10時30分	第2常置委員会小委 員会
① 東大の試験場における選択科目の不使用方法等調査専門委員会 解答用紙の回収状況を一同で見学した。	11.11	月	13時30分	第2常置委員会
② 同じく東大の試験場におけるヒヤリングテストの状況を見学した。音声の効果は良好の由であった。	11.12	火	10時	新設大学拡充特別委 員会
③ 試験終了後東大で関係者の反省会が開かれこれに湊、菅、清水3委員が出席した。	11.12	火	10時	コンピューター専門 委員会
④ 試験終了後加藤委員長と湊委員が記者会見を行った。	11.12	火	15時	第4常置委員会
	11.12	火	17時30分	西独学長招待準備委 員会
	11.13	水	10時	第55回総会(第1日)
	11.14	木	13時	学長懇談会
	11.14	木	16時	教員養成制度懇談会
2. 諸会合	11.15	金	10時	第22回事務連絡会議
10. 1 火 13時30分 第1常置委員会小委員会	11.23	土	9時	共通第一次試験実地 研究(第1日)
10. 2 水 13時30分 第3常置委員会小委				

- 11.23 土 8時 実施方法等調査専門
委員会小委員会
- 11.24 日 9時 共通第一次試験実地
研究(第2日):
- 11.24 日 8時30分 実施方法等調査専門
委員会小委員会
- 11.27 水 16時30分 コンピューター専門
委員会小委員会
12. 9 月 10時 実施方法等調査専門
委員会小委員会
12. 9 月 13時30分 第2常置委員会小委
員会
- 12.12 木 10時30分 科目別専門委員会事
務担当者打合会
- 12.13 金 13時30分 第1常置委員会
- 12.13 金 10時 第5常置委員会
- 12.18 水 13時30分 第2研究部会
- 12.20 金 14時 特別会計制度協議会
- 12.24 火 18時30分 文部大臣との懇談会

3. 第55回総会国立大学協会事業 報告書

(注) 第54回総会より今総会前まで

1. 諸会合(81回)

(1) 第54回総会

49. 6.18(火) 第1日

6.19(水) 第2日

(2) 事務連絡会議

49. 6.21(金) 第21回事務連絡会議

10.24(木) 幹事会

(3) 理事会(3回)

49. 6.19(水) 理事会

9.13(金) 理事会

10.31(木) 理事会

(4) 常置委員会(24回)

ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 今後本委員会において
とりあげるべき問題を討議した。格差問題
小委員会において資料の再検討を行ない、
これを新設大学拡充特別委員会に引継い
だ。また第6常置委員会の要望により、教
官等待遇改善調査報告案を分析検討した。

49. 6.19(水) 常置委員会

7.15(月) 常置委員会

8. 9(金) 小委員会(格差)

8.23(金) 小委員会(待遇改善)

9. 7(土) 小委員会(格差)

10. 1(火) 小委員会(待遇改善)

11.11(月) 常置委員会

イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 入試期問題に関する合同
委員会の見解を検討した。次に本委員会の
今後検討すべき問題として身体障害者の大
学側の受入れ問題について検討を進めた。

49. 6.19(水) 常置委員会

10.11(金) 小委員会

11.11(月) 小委員会

11.11(月) 常置委員会

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 教官と学生とのコミュ
ニケーションの問題や課外活動中に生ずる
災害事故対策について討議し、小委員会を
設けてこの問題について各大学から寄せら
れた実態調査をとりまとめ、調査報告書案
を協議した。また、就職推せん選考開始時
期について検討した。

49. 6.19(水) 常置委員会

7.29(月) 小委員会

10. 2(木) 小委員会

10.24(木) 常置委員会

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 「正課中における学生の災害事故対策」「大学保健管理施設の増加・充実」「国立大学共同利用研修施設設置」「奨学制度の拡充」に関する各要望書案を討議した。また今後本委員会の調査すべき問題について検討した。

49. 6. 19 (水) 常置委員会

11. 12 (火) 常置委員会

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 外国人教師, 在外研究員, 留学生等に関するアンケートに対する各大学の回答を検討し, 要望書案を協議するとともに, さらに分析を進めて調査報告をとりまとめた。また, 今後本委員会の取上げるべき検討課題について討議した。

49. 6. 19 (水) 常置委員会

10. 24 (木) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書案の今後の取扱いについて討議した。なお助手の問題について各大学の意見に基づいて再検討した。さらに本年度要望すべき待遇改善に関する要望書案を協議した。また, 物価高騰に伴う補正予算に関する要望(案)および昭和50年度予算に関する要望書(案)を審議した。なお大学財政のあり方を検討するための財政小委員会を設置した。

49. 6. 19 (水) 常置委員会

7. 26 (金) 小委員会

9. 19 (木) 小委員会(会長, 副会長, 文部省出席)

9. 26 (木) 小委員会

9. 26 (木) 常置委員会

(5) 特別委員会(35回)

ア) 新設大学拡充特別委員会

(主要審議事項) 第1常置委員会小委員会のまとめた資料の引継を受け今後の審議方針について検討した。

49. 11. 12 (火) 特別委員会

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革に関する調査研究報告書の素案に対する各国立大学の意見を分類し検討し成案のまとめ作業にとりかかった。

49. 8. 19 (月) 特別委員会

9. 13 (金) 特別委員会

ウ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 各大学からの回答に基づき実情調査のとりまとめを進めるとともに, 大学図書館改革に関する第2次調査研究報告書の作案にとりかかった。また大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書案を協議した。

49. 7. 5 (金) 小委員会

7. 25 (木) 小委員会

8. 7 (水) 小委員会

8. 7 (水) 特別委員会

9. 6 (金) 小委員会

エ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 入試改善調査委員会として実施方法調査, 科目別研究, コンピューター各専門委員会が, 昭和49年度実施事業計画に従い, それぞれ調査研究を行なった。とくに実施方法等調査専門委員会は他の専門委員会の協力を得て各地区実地研究実施の準備をとり進めた。また, 国立大学入試改善に関する昭和50年度概算要求について文部省と協議した。

49. 6.20 (木) 実施方法等小委員会 会
- 7.24 (水) 各地区試験実施委員長、実施方法等小委員会合同会議 10. 7 (月) コンピューター小委員会
- 7.24 (水) 科目別委員長連絡会議 (実施方法等小委員会合同) 10. 8 (火) コンピューター専門委員会
- 7.24 (水) コンピューター小委員会 10. 9 (水) 実施方法等調査委員会
- 7.24 (水) 入試改善について文部省との懇談 10. 9 (水) 実施方法等小委員会
8. 5 (月) コンピューター専門委員会 10.30 (水) コンピューター小委員会
8. 5 (月) コンピューター小委員会 11. 6 (水) 地区実施委員長会議 (実施方法等小委員会合同)
8. 7 (水) 入試改善について文部省との打合せ
8. 7 (水) 実施方法等小委員会
8. 9 (金) 入試改善について文部省との打合せ
- 8.13 (火) 入試改善概算打合せ
- 8.20 (火) 実地研究合同会議 (実施委員長、科目別委員長、実施方法等小委員)
- 8.31 (土) コンピューター専門委員会
9. 4 (水) コンピューター小委員会
- 9.11 (水) 実施方法等小委員会
- 9.11 (水) 地区実地研究についての日教組との会見
- 9.13 (金) 入試改善調査委員会
- 9.13 (金) 入試調査特別委員会
- 9.21 (土) コンピューター小委員会
- オ) 教員養成制度特別委員会
 (主要審議事項) 教育系大学・学部における大学院の問題(案)について、各大学の意見に基づいて修正を行ない、成案を得た。さらに教員養成系大学・学部の設置基準について審議を進めた。
49. 9.30 (月) 小委員会
 10.21 (月) 特別委員会
- (注) 今期は科学技術行政、教養課程、研究所、入試期、教職員厚生各特別委員会の開催はなかった。
- (6) 大学運営協議会(3回)
 (主要審議事項) 第6常置委員会の要望により、国立大学教官等の待遇改善に関する報告書案について各関係研究部会において検討を行なった。
49. 9.19 (木) 第1研究部会
 9.20 (金) 第2部研究会
 10.30 (水) 第1研究部会
- (7) その他の会合(12回)
 49. 6.18 (火) 定員削減要望書起草小委員会
 7. 6 (土) 西独学長招待打合せ

(学振)

- 7. 26 (金) 西独学長招待(東京地区)打合会
- 8. 6 (火) 会長と日本学術会議会長との懇談
- 8. 7 (水) 定員削減申入れにつき会長、副会長、第6常置委員長打合会
- 9. 13 (金) 西独学長招待準備委員会
- 9. 26 (木) 西独学長招待事務打合会
- 10. 7 (月) 就職問題打合会(文部省)
- 10. 19 (土) 西独学長招待準備委員会主催懇談会
- 10. 19 (土) 西独招待学長送別レセプション
- 11. 5 (火) 就職問題懇談会(文部省)
- 11. 12 (火) 西独学長招待準備委員会

2. 要望書その他諸活動(54件)

(対外的諸活動)

- 49. 6. 20 第54回総会で決議された「第3次定員削減計画」に関する決議、「物価高騰に伴う補正予算に関する要望」「正課中における学生の災害事故対策について」「大学保健管理施設の増設・充実について」「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」「在外研究員、外国人教員および外国人留学生に関する要望書について」「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」「国家公務員共済組合金金について」を文部省、大蔵省、行政管理庁、人事院、日本育英会、国家公務員共済組合連合会宛要望するとともに、文部省においては会長、両副会長、第4、第5、第6各常置委員長が、文部省事務次官(大学局長、学術国際局長、官房長等同席)に、また行政管理庁においては、会長、両副会長、第6常置委員長が行政管理庁事務次官(行政管理局長等同席)にそれぞれ面談し説明要望した。
- 49. 6. 24 林会長より保利行政管理庁長官に対し国立大学の実情を説明し善処方を要望した。
- 49. 6. 26 研究所特別委員会においてとりまとめた「大学における研究所に関する調査研究報告書」を文教施策上の参考に供せられたく会長名をもって文部大臣宛送付するとともに、日本学術会議、日本学術振興会および公立私立各大学団体に対し事務局長名をもって参考として送付した。
- 49. 7. 4 林会長が川島内閣官房副長官と会見し、国立大学に対して第3次定員削減を行なわないよう格別の尽力方を要請した。
- 49. 7. 12 林会長、岡本副会長が総理大臣官邸に赴き、田中総理大臣と会見し、高等教育のあり方および国立大学の特殊性について説明し、国立大学に対して第3次定員削減を行なわないよう特段の配慮方を強く要請した。
- 49. 8. 7 林会長、相磯、岡本両副会長、都留第6常置委員会委員長が文部省岩間事務次官、行政管理庁細田長官、平井同事務次官に面談し、第3次定員削減に関し文部省と行政管理庁との間に行われた申合せについて当協会要望の趣旨に沿い特段の配慮を

せられたい旨文部大臣ならびに行政管理庁長官宛申入れを行なった。

49. 8. 8 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書について、谷口図書館特別委員会委員長、谷田、今井同委員が、文部省ならびに大蔵省を訪問し岩間文部事務次官、木田学術国際局長、井内大学局長ほか文部省大蔵省の係官に面談し提出した。

49.10. 4 昭和50年度予算に関する要望書ならびに物価高騰に伴う補正予算に関する要望について、林会長、岡本副会長、都留第6常置委員会委員長が、大蔵省高木事務次官（広江主計官同席）、行政管理庁平井事務次官ならびに岩間文部事務次官（大崎大学課長、七田学術課長同席）に面談し要望した。

（資料・連絡強化等）

49. 6. 25 第54回総会において決議された決議ならびに各種要望書の処理について会長から各国立大学長宛通報した。

49. 7. 13 第3次定員削減について閣議決定前に事前措置として執った措置について事務局長から各国立大学長に事務連絡を行な

った。

49. 8. 7 第3次定員削減に関し、その後の状況について事務局長から各国立大学長に事務連絡を行なった。

49. 8. 7 第3次定員削減について文部省と行政管理庁との間において行なわれた申し合せの趣旨について、文部大臣ならびに行政管理庁長官に対し緊急に申し入れを行なった旨会長から各国立大学長宛報告した。

49. 8. 8 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書を文部大臣ならびに大蔵大臣宛提出した旨会長より各国立大学長に報告した。

49.10. 5 昭和50年度予算に関する要望書ならびに物価高騰に伴う補正予算に関する要望について、会長、副会長、第6常置委員長が大蔵事務次官、行政管理庁事務次官ならびに文部事務次官に面談し要望した旨会長名をもって各国立大学長宛報告した。

（要望書等の受理）

国立大学協会会長宛各種団体等から、下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報告するとともにそれぞれ関係委員会宛送付した。

日付	団体等名称	事項
49. 6. 22	琉球大学教授職委員会会長	琉球大学教官の研究室・住宅等の改善について 若手研究者の生活・研究条件の改善を求める決議
49. 6. 24	第4回全国若手シンポジウム	
49. 7. 15	新潟大学附属校園長教頭会その他	附属校園の教官定数の改善その他
49. 8. 12	国立大学図書館協議会	国立大学附属図書館の当面する諸問題について
49. 8. 14	東京農工大学長	第3次定員削減計画に関する決議
49. 8. 19	東北地区国公立大学教官教員有志	大学運営臨時措置法について声明
49. 8. 22	京都大学基礎物理学研究所長	基準的研究費の不足と定員削減について

日 付	団 体 等 名 称	事 項
49. 8. 23	東京都公立高校長協会会長	大学入試改善について
49. 8. 23	愛知県公立高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 8. 23	島根県公立高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 8. 26	国立九大学法経学部部長会議	社会科学系学部の拡充その他について
49. 8. 26	神奈川県立高校長協会会長	国立大学入試時期問題について
49. 8. 27	秋田県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 8. 29	大分県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 8. 30	岩手県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 8. 30	国立農水産関係大学学部部長協議会	国立大学教職員の定員削減に関する要望書について
49. 9. 2	長崎県高等学校長協会会長	国立大学入試改善について
49. 9. 2	熊本県公立高等学校長協会会長	大学入試改善について
49. 9. 2	山口県高等学校協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 2	全国歴史教育研究協議会会長	大学の入試問題について
49. 9. 3	兵庫県立高等学校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 4	京都府公立高校協会会長	国立大学入試改善について
49. 9. 4	福岡県公立高校長協会会長	大学入試改善について
49. 9. 5	佐賀県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 5	宮崎県立高校長協会会長	国立大学入試改善について
49. 9. 6	文部省直轄国立大学附置研所長会議	定員削減その他についての要望書について
49. 9. 9	茨城県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 9	山梨県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 10	長野県高校長協会会長	国立大学入試期一本化について
49. 9. 11	徳島県高校長協会	国立大学入試二期制維持について
49. 9. 12	鳥取県高校長協会会長	国立大学入試改善について
49. 9. 12	新潟県高校長協会会長	国立大学入試時期一本化について
49. 9. 12	中国地区高校長協会連合協議会会長	国立大学入試時期一本化の実施延期について
49. 9. 13	九国立大学教育部長会議	教育学部における大学院研究科等について
49. 9. 13	京大ウイルス研究所全所集会	定員不足・経常研究費予算の不足について
49. 9. 13	静岡県高校長協会理事長	教育実習生受入れについて
49. 9. 18	奈良県高校長協会会長	国立大学入試時期一本化について
49. 9. 18	青森県高校長協会会長	国立大学入学試験に関する要望書
49. 9. 18	宇都宮大学長	入試期一本化（栃木県高校長会）について
49. 10. 24	全国商業高校協会	高校商業学科卒業者の大学入学選抜について

3. 刊行物

- (1) 49. 11 課外活動中における学生の災害
事故対策について 第3常置委
員会
- (2) 49. 11 外国人教員, 在外研究員および
留学生等に関する実態調査結果

の報告 第5常置委員会

- (3) 49. 11 教育系大学・学部における大学
院の問題 教員養成制度特別委
員会
- (4) 会報発行 2回(第65号49年8月 第66
号同11月)

窓

ことわざと女の生活

ことわざは「庶民の生活の知恵」というふうに理解される。たしかに、ことわざは高邁な理論や、観念的な思弁とはかかわりがなく、民衆の否応のない現実の生活のさまざまな事象にたいする判断や理解である。こんな事情からうまれてくることわざはまことにおびただしい数にのぼるが、人間のほぼ半数をしめる女についてのことわざも相当多くある。庶民の女の生活を知るためには、このことわざを調べるのが有効な手段となる。

いったい、ことわざはその普遍的な真実性をもつものとして、それゆえに人びとにその説得力を信ぜられているのである。しかし、ほんとうはその真実性を信用するのによほど慎重でなくてはならない。とくに強い男性支配のもとに、男尊女卑の秩序に隷従しなければならなかった女の場合、男たちがまったく一方的な得手勝手さで、不当に女をわるくいいたり、女自身の責めに帰すべきでないことからでてきた現象を、あたかも女の本質に根ざすもののようにいたり、じっさいは男も女もおなじことなのに、女の独自の悪弊のように誣いたりというふうに、さまざまな正当ならざる表現をしていることが多い。

それだけに、女に関することわざは、たんにことわざを概念的に理解して足れりとするのではなく、まず女たちが経験してきた歴史的な生活を客観的に認識し、それを適正に評論し、それとの関連でことわざの真実性が批判されるという手つづきとられるべきである。

たとえば女の知恵について、<女の猿知恵>、<女の知恵は鼻の先き>、<女の利巧より男の馬鹿がよい>と、女の無知・浅慮を女の本質的欠点のようにいいなすことわざがあるが、はたして女は本質的に愚者なのだろうか。歴史的にみる平安時代の華麗な女流文学の隆盛、ぎゃくに、江戸時代における「あるもなきに劣るは女の才」、「女に学問させれば生意気になる」式の女の学問にたいするきびしい抑圧、さてはまた男女同権的開放による今日の“才女時代”等々の歴史的な過程との関連で、これらのことわざの真実性が検討されなければ、これらのことわざの安易な使用はたいへん危険なことになる。

(信州大学教養部教授 辻村輝雄)

ネバダ大学における夏季研修について

8月28日夕刻、定刻よりは少し遅れたが Nevada 大学における「アメリカ夏季研修」を終えた鳥取大学の参加者全員羽田に無事帰着した瞬間、本当に心からほっとした。

今回の夏季研修は、昨秋文部省の在外研究員として私が渡米したときにネバダ大学を訪れたことに端を発している。小島学長の委嘱により鳥取大学とネバダ大学との交換の可能性の問題について話し合いを持った席上で、先方からまず手始めに鳥取大学からネバダ大学における夏季英語研修に教官、学生を送らないかとの提案があり、昨年末帰国後直ちに学長に上記の件を報告した。

その後、鳥取大学としては、この企画を是非実現したいという学長の強い意向もあり、ネバダ大学の提案を受け入れることに踏み切った。しかしながら、関係者一同が最も心配したのは約30万円の参加費用を負担しなければならない条件の下で40名もの参加者がいるだろうかということであり、団体航空運賃の適用の最低線である30名が確保できれば実行しようということと3月上旬募集を開始した。案ずるよりは生むが易しというか、途中では随分はらはらさせられたが、4月以降新入生の申込みもあって一時は36~7名にまでなり愁眉を開き、その後病気などでの辞退者もでたが、結局 Debold 団長(Nevada 大学出身の鳥取大学教養部外人教師)以下総勢34名に落ち着いた。今回は学内だけで40名を確保できるかとの心配もあったので、学外者の参加も認めることとし、7名の学外参加者があった。

次に、ネバダ大学における研修について述べる。ネバダ大学のリノ分校はネバダ州リノ市の町外れにあり、我々一同は8月3日夜サンフランシスコよりバスでリノに到着、直ちに学生寮に入り8月23日の出発まで滞在した。

研修は8月4日から8月22日までの正味3週間で、月水金の午前は英語教育で午後は自由行動、火木の午前はネバダ州に関する講演で、午後は原則として午前の講演に関連のある土地へのバス旅行であった。英語教育の日の9.00~10.15は Morrison 教授(日本語の上手な先生)の講義があり、15分程度のコーヒ・ブレイクをはさんで10.45~12.00は6~7人毎の班に分れて講師を囲んでの会話練習であった。8月8日は丁度9.00からテレビで Ford 新大統領の就任演説があり、急遽講師を含めて全員で演説を聞いたのが強く印象に残っている。火木の講演は学内外から招かれた講師によるもので、大体、1日に2題目で、1つの講演は質疑応答を含めて75分程度、講演の間に月水金と同様に15分のコーヒ・ブレイクがあった。もっとも日によっては1人1題目のこともあり、また題目によっては2~3人で分担されるものもあった。講演の内容はネバダ州の歴史、地理、政治、経済、からネバダ州に住むインディアン、パスク人、モルモン教徒に及ぶ広範囲のもので、講師の人選にはネバダ大学側の周到な配慮が感じられた。

以上の研修の内容に関する参加者の感想及び企画者として我々の反省であるが、滞在中の学生との対話及び帰国後の学長主催のパーティにおける発言によると大体次のようである。学生の多くから会話練習の時間がもっと欲しかった。またこの点に関連して折角来たのだからもう少し長時間(4週間?)の方がよかったのではないかとの希望があった。講演に関しては学生諸君にとって余り関心がない分野もあり、また始めての術語がでてきたりで分りにくかったという声がかなりあった。しかしながら、この点に関しては Morrison 教授から最初に老若、男女、様々の出身地の人達の話す英語を聞かせるからその多様性に慣れて欲しい

との注意があったが、講演の講師13名、毎日指導に当る講師5～6名合計20名近くの人達の英語を耳にする機会をもつうちに次第にいくらかでも内容が理解できるようになったのではないかと思われ、この意味において、これらの講演は内容もさることながら現実の英語に慣れるという点でも非常に有意義であったと思われる。会話練習についても参加者個人の性格にもよるが、会話練習においても積極的で、コーヒ・ブレークの時間をもうまく活用し講師との会話をもった人達は3週間の滞在により見違える程の上達を示しているので時間だけの問題ではないように思われる。

また幸いに今回の夏季研修に4～5名の30才前後の若い教官の参加があり、数名毎の班長として私と学生諸君の間に入り潤滑油の役割りを果たしてもらったが、このことは今回の研修旅行の成功に不可欠の要素であったと思われる。

なお鳥取大学としては今回の研修に参加した学生に対してネバダ大学の発行した単位に基づいて教養課程における英会話2単位を与えることになっている。

旅行の途中、乗継ぎのシアトル空港において迷子がでたり、サンフランシスコ空港では予定のバスが迎えに来ておらず、一時はどうなるかと心配するようなこともあったが、参加者全員は楽しい有意義な経験をしたと喜んでくれているので、大学としては実施に踏み切って良かったと思っている。鳥取大学としては来年度もネバダ大学と研修団を送ることに内定したように聞いているが、今年の実験を活かしてより一層の成果をあげることを期待している。

(鳥取大学工学部教授 川越治郎)

B 資 料 等

(1) 国立大学の授業料増額について (事務連絡(1))

各国立大学長殿 国大協総第 120 号
昭和49年12月25日

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

去る12月24日の新聞紙上において、来年度の予算編成に関連し、国立大学の授業料について、その増額が検討されている旨の記事が報道されましたが、同日午後永井文部大臣、山崎、岩間両次官、井内、木田、今村各局長と林会長、岡本、相磯両副会長、加藤第1、谷田第2都留第6常置委員長、川上理事等との懇談が行なわれましたので、その席上で、このたびの国立大学授業料増額についてのいきさつ経過などについて文部省側の説明をきくとともにこの問題について意見交換を行ないました。その際、国立大学協会側としては、国立大学の授業料値上げについては政府においてもとくに慎重に対処されたい旨を要望し、また、国立大学の授業料値上げは現段階においては適当でない旨を述べ、その善処方についてとくに配慮されるよう強く要望いたしました。

以上取り敢えずご連絡いたします。

(2) 国立大学の授業料増額について (事務連絡(2))

各国立大学長殿 国大協総第 123 号
昭和49年12月26日

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

去る12月24日国立大学授業料増額について、

文部大臣その他関係官と国立大学協会側との懇談会を行なったことについては、既にご連絡いたしましたでしたが、当日懇談会終了後、出席大学長において協議の結果、自民党文教部会に対し緊急に要請する必要が認められましたので、去る12月26日林会長、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員長が自民党西岡文教部会長に面談し、国立大学の運営と授業料との関係、私立学校と国立学校との関係その他現在の諸情勢等について種々意見交換を行ない、国立大学協会としてはこの際国立大学の授業料値上げを見合わせられたい旨を強く要望いたしました。

以上前回事務連絡(1)に引き続き当協会において当面措置したことを取急ぎご連絡いたします。

(3) 国立大学の学費改定について (事務連絡(3))

各国立大学長殿 国大協総第 3 号
昭和50年1月7日

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

去る12月28日政府においては関係関係会議を開催し、来年度における公共料金の引上げについての取扱い方を決定されましたが、その際授業料については来年度は据えおく方針が示されたかに伝えられましたので、その後の推移を見守っていたところ、去る1月4日の昭和50年度予算に対する大蔵省内示においては、授業料は見送られましたが、入学料ならびに検定料等の増額が示されました。よって当協会においては、去る1月6日岡本、相磯両副会長、都留第6、

谷田第2各常置委員長，川上理事等が国立教育会館に参集され，文部省岩間事務次官，井内大学局長，三角審議官等からこのたびの大蔵省内示の概要について中間報告をうけ，相互に種々意見の交換を行ないました。さらに引続きこれの対策について国立大学協会側において協議した結果入学料等の増額について関係当局に対し，緊急に意志表明を行なう必要があるとの結論に達しました。よって取り敢えず翌1月7日相磯副会長ならびに谷田第2常置委員長が改めて岩間文部事務次官ならびに井内大学局長と面談し，文部省側に対し，学費値上げの問題について国立大学の立場で対処してきた従来の経緯その他諸般の実情を十分考慮され，とくに慎重な配慮をもって善処願いたい旨を強く要望いたしました。以上取り敢えずご連絡いたします。

(4) 国立大学の学費改定について （事務連絡(4)）

各国立大学長殿 国大協総第4号
昭和50年1月9日
国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことについて，国立大学協会は去る1月9日かねて招集していた理事会を開催し，この問題についてのこれまでの経過を報告して追認を求めるとともに，学費改定に関し基本的問題ならびに当面の問題等について種々論議が行なわれました。さらに協議の上，この際として，理事会終了後林会長，岡本，相磯副会長が岩間文部事務次官ならびに井内大学局長に面談し，入学料の大幅引上げは遺憾であること，特別会計予算の積算校費が物価騰貴のための実質的低下にならぬよう引上げに努力せられたいこと等を申し入れ，かつ理事会の論議の状況を伝

えて文部当局に対し一層の善処方を繰り返し要望いたしました。

以上前回連絡以後の当協会の措置についてご連絡いたします。

(5) 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について （通知）

各国立大学長殿 国大協総第2号
昭和50年1月10日
国立大学協会
会長 林 健太郎

このことについて，去る11月5日付各国公立大学団体代表者の連名をもって，昭和50年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について別紙のとおり申し合わせを行ないました。

当協会においては，大学卒業予定者の就職選考開始時期が早期にすぎるとは，学生の修学上少なからぬ影響を及ぼし教育上好ましくないとの見地より，従来から早期選考防止に極力努めてまいりましたが，求人求職事情の現状にかんがみ，過般来第3常置委員会において慎重に検討を重ねた結果，従来の方針を堅持する結論に達しましたので，去る10月31日開催の理事会の承認を得て上記の申し合わせを行なった次第であります。

なお，この大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期に関しましては，一昨年度において文部省，労働省の協力を得て中央雇用対策協議会が大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議を行なって以来，企業側の自粛と相俟って著しい改善がみられましたが，関係方面においては今後も一層求人秩序の確立に努める姿勢で臨んでおります。

については、各大学におかれては以上の経緯にかんがみ、別紙申し合わせに関しご了承の上、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかりくださるよう、特段のご配意のほどお願いいたします。

追って、申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学においては、例年のとおり10月1日以降実施を厳守することにいたしますので、ご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

なお、ご参考までに中央雇用対策協議会の「早期選考防止に関する決議」を別添ご送付いたします。これについては既に文部省よりの通知によりご承知のことと在りますが、その趣旨をご理解され、学内教職員ならびに学生に対しこの徹底をおはかりくださるようお願いいたします。

昭和50年度大学卒業予定者のための

就職事務に関する申し合せ

国・公・私立の大学及び短期大学の各協会・連盟は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考えその実現に努めてきたが、求人求職事情の現状にかんがみ、それぞれの会員校の賛同を得て、当面、昭和50年度の大学卒業予定者の就職に関しては下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、事務系・技術系ともに、7月1日より前には一切行なわないこと。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月

1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和49年11月5日

国立大学協会会長

林 健太郎

公立大学協会会長

森 川 晃 卿

日本私立大学連盟会長

佐 藤 朔

日本私立大学協会会長

中 原 実

私立大学懇話会会長

正 田 建次郎

国立短期大学協会会長

博 田 五 六

全国公立短期大学協会会長

有 山 兼 孝

日本私立短期大学協会会長

公 江 喜市郎

(資 料)

大学及び高等専門学校卒業予定者の 早期選考防止に関する決議

中央雇用対策協議会

昭和49年11月7日

大学及び高等専門学校卒業予定者の早期選考の防止については、昭和47年11月20日の本協議会の決議に則り、関係機関のそれぞれの分野における努力と協力により全国的に著しい改善がみられた。

このような成果のうえに立って、今後さらに改善を図ることとし、経済界は自主的措置を一層強力に推進するとともに、政府、学校側も責任をもってこの問題に対処するという前提に基づき次のとおり決議する。

- 1 選考（採用の内定にわたる行為を含む。）は、卒業前年の7月1日以降とする。

- 2 求人のためにする一切の行為は同じく6月1日以降とする。
- 3 各業種別の団体は、それぞれ上記1及び2並びにこれの実効を期するための措置（違反企業に対する具体的措置を含む。）について申し合わせをすすめる。
- 4 職業安定機関は、各地域ごとに雇用主及びその団体に対する指導を徹底するとともに、早期選考及びこれに類する行為を行なう雇用主に対しては必要な行政指導を行なう。
- 5 文部省は、上記1及び2の趣旨を学校及び学生に対して徹底する措置をとる。

(参考)

- (1) 対象となる学校の範囲
短期大学は、大学に含むものとする。
- (2) 6月以降とされている求人のための一切

の行為の範囲

次のような行為は、求人のための行為とみなす。

- イ 就職のための学生の企業訪問の受付
- ロ 就職説明会の開催及びその通知
- ハ 就職案内等企業独自の印刷物、案内書等の学生への送付
- ニ 就職情報資料出版社の出版する企業案内書（ガイド・ブック）に次の項目のいずれかを掲載すること。
 - (イ) 採用予定人員
 - (ロ) 採用予定者にかかる初任給その他の労働条件
 - (ハ) 採用方法（選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等）
 - (ニ) 採用担当部課名

窓

東京大学農学部附属北海道演習林について

本演習林は、北方林業の研究を目的として1899年に創設され、77年の長い歴史をもっている。北海道の中央に位し、総面積は23,000 haである。

森林植物帯上は汎針広混交林帯（亜寒帯林の南部）に属し、広い面積と標高差（220～1,460m）が大きいことから、土地、気象、樹種、林相、植生などの違いもあり、北方地域の林業、林学の実験、研究にはきわめて好適の場である。天然林が大部分を占め、ha当りの平均蓄積は230m³、針・広比率60：40で本道有数の美林である。

創立から1957年までは、北海道の国有林などと同様に、きわめて粗放な択伐作業がくり返され、林力は施業ごとに低下した。

そこで1958年からは、森林がもつ環境保全の公益機能と、木材生産の経済機能を調和、発展させる独自の集約な森林経営の実験、すなわち生態系を基調とする林分施業法の大規模実験を20,000 haの天然林を対象に行って現在にいたっている。

里山9,000 haは回帰年8年、伐採率13%、奥山11,000 haは回帰年20年（次期施業案改訂で短縮する）、伐採率25%の集約施業を行い、年伐量70,000m³、造林面積80 haを基準としている。

実行に当っては、それぞれ独立した施業区を設け、班を編成し、林分の仕分けを行い、林分ごとに選木、更新、保育の適作業を行い、天然林の量、質の発展を早めてきた。いまだ実験は途中であるが、現況においてもきわめて高い評価を国内外からうけており、北海道の森林施業にも大きくとりいれられている。この実

C そ の 他

(1) 学長等の異動について

○ 学長の交替

大学名	旧	新
山梨大学	藤岡 由夫	古屋 直臣
神戸大学	戸田 義郎	須田 勇
鹿児島大学	中村 末男	蟹江 松雄
熊本大学	黒田 正巳	岳中 典男

(2) 国立大学協会事務局長の交代について

このたび、当協会の事務局長が下記の通り交代いたしました。

<旧> 鶴田 酒造雄

昭和49年12月31日付退任

<新> 丁子 尚

昭和50年1月1日付就任

(3) 寄贈図書

第11期国語審議会審議経過報告 文化庁

験はさらに長期間継続し、理想の森林を具現することを目標としている。日本に数少い、この大森林を破壊することなく、さらに発展させ、これを永遠に守り伝えることは、当演の重大な責務である。

林分施業法の実験に関連して、人工林育成技術の究明、林木育種、森林病理、森林土壌、森林動物、森林工学、森林経理などの試験研究を幅広く行っている。

また、各種の試験林、学術保存林、森林植物保護区、樹木園などが設けられ、森林施業の実態とともに林学ならびに北方林業の発展に寄与している。さらに奥地林 11,000 ha 余におよぶ鳥獣保護区を設け、自然保護につとめている。

もとより演習林は、林学、林産学および関連分野の教育、研究の場であるが、今日地方林業の関連においても、大学演習林の任務とその重要性はかつてないほど増大したので、模範的近代林業の確立に不断の努力を傾けている。そして林学のみならず、生物系自然科学の教育、研究の場としても、国の内外から広く利用されている。

富良野市山部に庁舎があり、事務、業務、研究の各室および山部作業所があり、同市東山、麓郷にそれぞれ作業所が設けられ、勤務する職員は90名である。 (東京大学北海道演習林講師 岩本巳一郎)

(注) 昔、茅先生のお伴をして北海道演習林を見せて貰ったことがある。演習林長というのは、地元の顔役として地元との義理付き合いも馬鹿にならないという話を聞いた。ここで研究している「精英樹」をテーマにした映画「樹海」は4つもの大臣賞を受けた由。そのほか所在地富良野は北海道全土の丁度中心に当るので毎年へソ祭りが盛大に行なわれるとか面白い話が多い。(C)

画家が色彩に敏感で、その魔術師であることは否定するつもりはない。しかし、われわれ一般人は、その育った風土、環境の色彩の影響を受けて、知らず知らずのうちに、色のレパトリーがきまっているように思える。そして画家も、この例外ではなさそうである。

すみ絵は日本や中国南部で発達した。色彩を止揚した禅哲学的思索の結果だという説明もある。しかしこれらの地は湿気が多く、朝霧夕もやのよくかかる風土である。そして霧の早朝もやの夕暮の風景は、正に没色で、すみ絵を写実と呼んでも、けしておかしくはないムードである。

昨年日本で展示会の開かれ北米のアンドリュー・ワイエスの絵「遠雷」は画面の95%は日影の光景が描かれていた。彼が生活した北緯50度の夏は、太陽が低く、しかも直射光よりも、空全体からの散乱光すなわち間接照明的な光の割合が多い地域である。画面にあったブルベリーの実る8月中旬の太陽は、真昼でも、地平線上55度の高さにしか上らない。したがって午后の日影は長いだけでなく、色が淡い。真黒ではなく、わずみ色から青、紫にみえる。ソ連の絵で、日影を紫で表現したものを見たこともあるが、正にその通りである。真黒い日影が見えるのは、メキシコ等の熱帯か、真夏の東京あたりでしかない。

これはまた、歴史的に、編年的に絵を見た場合にも認められる。オランダ、ベルギーを訪れた折、アムステルダム、ブリュセル、ブルージュの美術館で、地もとのいわゆるフランドル派の人々の絵をみたが、有名なレンブラント、ブリューゲル等の絵がやたらに暗く、雪や氷の絵が多いのに、より古い15世紀中期以前のファン・アイクやメムリングの絵の色彩が明るいのに驚いた。ベルメール、リュイスデール等の絵も暗い方である。ところで、これら暗い色彩の絵の描かれた年代をみると、16世紀から18世紀、19世紀前半までである。時代的には小氷河期 Little Ice Age の時代と正に一致する。17世紀を中心とするこの時代のヨーロッパは、現代より、年平均気温において約3度寒冷で、当時のフランドル地方は、現在のノルウェー、スウェーデン北部とよく似た気候状態だったと考えられている。寒くて氷雪の冬が長く、曇った暗い日が続いていた。なおまた夏の雲と冬の雲とではその形がちがうように、フランドルとスカンジナビア北部とでは雲の形がちがう。寒い時期、寒い地方の雲は背丈の低い層状の層積雲、高積雲がせいぜいで、色もわずみ色から赤味をおびたパール色の雲が多い。高さ1万mを越える真白い積乱雲、雄大積雲がかかることはない。これが画面の背景や窓から外が描かれている添景にみることができる。15世紀前半はまだ温暖期であり、小氷河期終了後の20世紀に入ると色彩豊かな印象派をはじめとする現代画の時代が続いている。

絵画の色彩は具象と抽象を問わず、また時代の新古を問わずその画家の育った風土の色彩の影響を強く受けている。

これが素人絵画鑑賞家の目下の結論である。なお色彩の微妙なくみ合せ、明暗の度合はオリジナルな絵をみないとわからない。原画をみる楽しみはこんなところにもある。

(東京教育大理学部地学科助教授 関口 武)

編集後記

- 本号の特別寄稿には東京外語大鑑ヶ江学長から、また窓欄には鳥取大川越教授、信州大辻村教授、東京教育大関口助教授、東京大岩本講師からそれぞれ興味深い玉稿をいただいた。お礼を申しあげる。
- 国大協に25年も深いつながりのあった鶴田事務局長が健康のため去る12月末で退職されたのは惜しい限りである。しかしなお当分の間「参与」（非常勤）として関係される。(C)